令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	８月29日	木	開会・提案理由説明	
2	８月30日	金	休会（発言通告締切 午後５時まで）	
3	８月31日	（土）	休　　会	
4	９月１日	（日）		
5	９月２日	月		
6	９月３日	火		
7	９月４日	水	質疑・一般質問	
8	９月５日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	９月６日	金	休　　会	建設経済
１０	９月７日	（土）		
１１	９月８日	（日）		
１２	９月９日	月		市民福祉
１３	９月10日	火		総務文教
１４	９月11日	水		
１５	９月12日	木		議会運営
１６	９月13日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会

目　　次

第１号（８月29日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　議案第16号～議案第37号
認定第１号～認定第12号
報告第５号～報告第10号 …… 8

９．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第16号（阿蘇品総務部長） …… 8

（２）議案第17号（阿蘇品総務部長） …… 9

（３）議案第18号（阿蘇品総務部長） …… 9

（４）議案第19号（梅崎市民部長） …… 9

（５）議案第20号（早田経済部長） …… 10

（６）議案第21号（早田経済部長） …… 10

（７）議案第22号（瀬口教育部長） …… 10

（８）議案第23号（瀬口教育部長） …… 10

（９）議案第24号（瀬口教育部長） …… 11

（10）議案第25号（瀬口教育部長） …… 11

（11）議案第26号（中山消防本部消防長） …… 11

（12）議案第27号（中山消防本部消防長） …… 11

（13）議案第28号（阿蘇品総務部長） …… 12

（14）議案第29号（佐藤福祉部長） …… 14

（15）議案第30号（佐藤福祉部長） …… 14

（16）議案第31号（永田市民医療センター事務部長） …… 14

（17）議案第32号（白田建設部長） …… 15

（18）議案第33号（白田建設部長） …… 15

（19）議案第34号（白田建設部長）　…… 15
（20）議案第35号（白田建設部長）　…… 16
（21）議案第36号（瀬口教育部長）　…… 16
（22）議案第37号（大林総務部次長）　…… 16
（23）認定第１号（阿蘇品総務部長）　…… 17
（24）認定第２号（脇山福祉部次長）　…… 18
（25）認定第３号（脇山福祉部次長）　…… 18
（26）認定第４号（古江建設部次長）　…… 19
（27）認定第５号（脇山福祉部次長）　…… 19
（28）認定第６号（冨田水道局長）　…… 20
（29）認定第７号（才田経済部次長）　…… 20
（30）認定第８号（才田経済部次長）　…… 21
（31）認定第９号（才田経済部次長）　…… 21
（32）認定第10号（冨田水道局長）　…… 21
（33）認定第11号（永田市民医療センター事務部長）　…… 22
（34）認定第12号（古江建設部次長）　…… 23
（35）報告第５号（阿蘇品総務部長）　…… 24
（36）報告第６号（阿蘇品総務部長）　…… 24
（37）報告第７号（瀬口教育部長）　…… 25
（38）報告第８号（大林総務部次長）　…… 25
（39）報告第９号（才田経済部次長）　…… 27
（40）報告第10号（才田経済部次長）　…… 27
10．散　会　…… 28

第２号（９月４日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 32
３．出席議員　…… 32
４．説明のため出席した者　…… 34
５．事務局職員出席者　…… 34
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 35
（１）服部　香代君質疑　…… 35
○阿蘇品総務部長答弁　…… 36
（２）服部　香代君質疑　…… 37

○阿蘇品総務部長答弁 …… 37
（３）服部　香代君質疑 …… 38
○瀬口教育部長答弁 …… 38
（４）服部　香代君質疑 …… 39
○瀬口教育部長答弁 …… 39
（５）服部　香代君質疑 …… 40
（６）冨田　弘海君質疑 …… 41
○大林総務部次長答弁 …… 42
（７）冨田　弘海君一般質問 …… 42
○瀬口教育部長答弁 …… 44
（８）冨田　弘海君一般質問 …… 46
○瀬口教育部長答弁 …… 47
（９）冨田　弘海君一般質問 …… 48
(10) 芋生　よしや君一般質問 …… 50
○中嶋市長答弁 …… 50
(11) 芋生　よしや君一般質問 …… 51
○梅崎市民部長答弁 …… 52
(12) 芋生　よしや君一般質問 …… 52
○梅崎市民部長答弁 …… 52
(13) 芋生　よしや君一般質問 …… 53
○梅崎市民部長答弁 …… 54
(14) 芋生　よしや君一般質問 …… 54
○中嶋市長答弁 …… 55
(15) 芋生　よしや君一般質問 …… 55
○白田建設部長答弁 …… 56
(16) 芋生　よしや君一般質問 …… 57
○白田建設部長答弁 …… 57
(17) 芋生　よしや君一般質問 …… 59
○阿蘇品総務部長答弁 …… 59
(18) 芋生　よしや君一般質問 …… 59
○白田建設部長答弁 …… 59
(19) 芋生　よしや君一般質問 …… 60
○白田建設部長答弁 …… 60
(20) 芋生　よしや君一般質問 …… 60

○中嶋市長答弁 …… 60
(21) 芋生　よしや君一般質問 …… 61
○中嶋市長答弁 …… 61
(22) 芋生　よしや君一般質問 …… 62
○瀬口教育部長答弁 …… 63
(23) 芋生　よしや君一般質問 …… 63
○瀬口教育部長答弁 …… 64
(24) 芋生　よしや君一般質問 …… 65
○瀬口教育部長答弁 …… 66
(25) 勢田　昭一君一般質問 …… 67
○梅崎市民部長答弁 …… 68
(26) 勢田　昭一君一般質問 …… 69
○梅崎市民部長答弁 …… 69
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 70
○早田経済部長答弁 …… 71
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 71
○早田経済部長答弁 …… 71
(29) 勢田　昭一君一般質問 …… 72
○瀬口教育部長答弁 …… 73
(30) 勢田　昭一君一般質問 …… 74
(31) 北原　昭三君一般質問 …… 75
○阿蘇品総務部長答弁 …… 76
(32) 北原　昭三君一般質問 …… 76
○阿蘇品総務部長答弁 …… 76
(33) 北原　昭三君一般質問 …… 77
○阿蘇品総務部長答弁 …… 78
(34) 北原　昭三君一般質問 …… 78
○阿蘇品総務部長答弁 …… 79
(35) 北原　昭三君一般質問 …… 79
○梅崎市民部長答弁 …… 80
(36) 北原　昭三君一般質問 …… 80
○梅崎市民部長答弁 …… 81
(37) 北原　昭三君一般質問 …… 81
○梅崎市民部長答弁 …… 82

（38）北原　昭三君一般質問 …… 82
○中山消防本部消防長答弁 …… 83
（39）北原　昭三君一般質問 …… 83
○中山消防本部消防長答弁 …… 84
（40）北原　昭三君一般質問 …… 85
○中山消防本部消防長答弁 …… 85
（41）北原　昭三君一般質問 …… 86
○阿蘇品総務部長答弁 …… 87
（42）北原　昭三君一般質問 …… 88
○梅崎市民部長答弁 …… 89
（43）北原　昭三君一般質問 …… 90
７．散　会 …… 90

第３号（９月５日）

１．議事日程 …… 93
２．本日の会議に付した事件 …… 93
３．出席議員 …… 94
４．説明のため出席した者 …… 94
５．事務局職員出席者 …… 95
６．日程第１　陳情の取り下げの件 …… 96
７．日程第２　質疑・一般質問 …… 96
（１）有働　辰喜君一般質問 …… 96
○早田経済部長答弁 …… 98
（２）有働　辰喜君一般質問 …… 99
○早田経済部長答弁 …… 99
（３）有働　辰喜君一般質問 …… 100
○早田経済部長答弁 …… 101
（４）有働　辰喜君一般質問 …… 102
○早田経済部長答弁 …… 103
（５）有働　辰喜君一般質問 …… 104
○早田経済部長答弁 …… 106
（６）有働　辰喜君一般質問 …… 106
（７）立山　大二朗君一般質問 …… 107
○中山消防本部消防長答弁 …… 109

（８）立山　大二朗君一般質問 …… 110
○阿蘇品総務部長答弁 …… 111
（９）立山　大二朗君一般質問 …… 112
○瀬口教育部長答弁 …… 114
（10）立山　大二朗君一般質問 …… 114
○瀬口教育部長答弁 …… 115
（11）立山　大二朗君一般質問 …… 116
○阿蘇品総務部長答弁 …… 117
（12）立山　大二朗君一般質問 …… 118
○阿蘇品総務部長答弁 …… 120
（13）立山　大二朗君一般質問 …… 121
○阿蘇品総務部長答弁 …… 122
（14）立山　大二朗君一般質問 …… 123
（15）小川　榮二君一般質問 …… 124
○白田建設部長答弁 …… 125
（16）小川　榮二君一般質問 …… 126
○白田建設部長答弁 …… 126
（17）小川　榮二君一般質問 …… 127
○早田経済部長答弁 …… 128
（18）小川　榮二君一般質問 …… 128
○早田経済部長答弁 …… 129
（19）小川　榮二君一般質問 …… 130
○早田経済部長答弁 …… 130
（20）小川　榮二君一般質問 …… 131
（21）永田　紘二君質疑 …… 131
○中山消防本部消防長答弁 …… 131
（22）永田　紘二君質疑 …… 132
○中山消防本部消防長答弁 …… 132
（23）永田　紘二君一般質問 …… 133
○中嶋市長答弁 …… 136
８．日程第３　委員会付託 …… 136
９．散　会 …… 136

第４号（９月13日）

１．議事日程 …… 139
２．本日の会議に付した事件 …… 140
３．出席議員 …… 142
４．説明のため出席した者 …… 142
５．事務局職員出席者 …… 143
６．日程第１　議案第16号～議案第37号
　　認定第１号～認定第12号
　　陳情第８号～陳情第９号 …… 144
７．各常任委員長の報告 …… 144
（１）建設経済常任委員長報告 …… 144
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 145
（３）総務文教常任委員長報告 …… 149
８．質　疑 …… 151
９．討　論 …… 151
（１）芋生　よしや君討論 …… 151
10．採　決 …… 156
11．日程追加　日程第２　意見書案第１号 …… 159
12．提案理由の説明 …… 159
（１）意見書案第１号（職員朗読） …… 159
13．質　疑 …… 161
14．討　論 …… 161
15．採　決 …… 161
16．閉　会 …… 161

８月２９日(木曜日)

令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和元年８月29日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第16号　専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第17号　山鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例

議案第19号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市森林環境譲与税基金条例

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第29号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第30号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第31号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第32号　財産の譲渡について

議案第33号　財産の譲渡について

議案第34号　財産の譲渡について

議案第35号　財産の譲渡について

議案第36号　財産の譲渡について

議案第37号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成30年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成30年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成30年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成30年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第５号　平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　専決処分の報告について
報告第８号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第10号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　立　山　大二朗　君
２番　小　川　榮　二　君
３番　芋　生　よしや　君
４番　勢　田　昭　一　君

5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
経済部次長	才田豊昭君

建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
総務課審議員	永田健一君
市民課長	山城一夫君
福祉援護課長	小川浩伸君
子ども課長	西村照彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

初めに、九州北部の大雨により、多くの被害、またとうとい命が失われました。山鹿市議会におきましても、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

ただいまから令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年９月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げますとともに、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ここ２週間ほど、ぐずついた天気が続いておりましたが、昨日は大雨洪水警報が発表され、特に山間部にお住まいの皆様はさぞご心配であったかと思います。長崎・佐賀・福岡三県では、亡くなられた方もいるほど甚大な被害が報道されており、きょうも予断を許さない状況であります。特に被害が大きく出ました武雄市へは、山鹿市消防本部より緊急消防援助隊として消防車両２台と職員７名が昨日夕方に派遣されました。

本市でも去る７月の台風５号では、近年まれに見る豪雨に見舞われ、床下浸水、崖崩れ、道路の破損、農作物等への被害が発生いたしました。被災された皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、行政といたしましても早急に復旧作業を進めてまいる所存でございます。

８月は本市の夏祭りの月でございました。

鹿本招魂祭は、何とか開催できましたものの、やはり台風10号の影響により、山鹿灯籠まつりは花火大会を初め、15日の一連の催しが取りやめになりました。幸い翌日は天候が回復し、多くの関係者の皆様のご協力のもと、千人灯籠踊りや上がり灯籠も盛会のうちに終えることができまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、11月30日から始まる2019女子ハンドボール世界選手権大会まで残り100日を切りました。ハンドボールのまちやまがの名を世界に向けて発信すべく、市を挙げて盛り上げてまいりたいと存じますので、市民の皆様並びに議員各位のご支援を

よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会においてご審議いただきます議案は、条例11件、予算５件、財産の譲渡５件、その他１件、認定12件の計34件と報告６件であります。これらの諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、服部　香代君、有働　辰喜君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月13日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第16号～議案第37号
認定第１号～認定第12号
報告第５号～報告第10号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第16号から報告第10号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第16号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年７月20日から22日にかけての集中豪雨により被害を受けました施設の災害復旧に係る経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により、令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）として７月31日に専決処分しましたの

で、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億3354万8000円を追加し、総額を288億4517万3000円とするものです。

10ページをお願いします。

補正予算につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）災害復旧費、（目）現年発生衛生施設災害復旧費から、12ページの（目）現年発生社会体育施設災害復旧費にかけましては、集中豪雨により被害を受けた衛生施設、農地・農業用施設、林業施設、公共土木施設、公園施設及び社会体育施設に係る応急対策及び測量設計に要する経費でございます。

続きまして、議案第17号　山鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、関係する７件の条例について、地方公務員の身分に係る欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除かれたことに伴います引用条項の整理または削除を行うものです。

附則としまして、この条例は令和元年12月14日から施行するものです。

続きまして、議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴いまして、現在任用しております臨時、非常勤職員の処遇改善及び任用、服務規律等の整備を図るとともに、期末手当及び諸手当の支給を可能にするため、会計年度任用職員の給与等について新たに上程をするものでございます。

附則としまして、この条例は令和２年４月１日から施行し、あわせて関係条例の整備を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

議案第19号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の改正等に伴い、登録できる印鑑の表示内容に旧氏を追加するなど、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、規則で定める日から施行す

るものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第20号　山鹿市森林環境譲与税基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保等に関する施策に要する費用等に充てることを目的とした基金を設けるため、新たに条例を制定するものです。

第１条は基金の設置に関する事項を、第２条は基金の積み立てに関する事項を定め、第３条以降におきまして基金の処分、その他の管理及び委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容としまして、温泉の給湯料の額の算定の際に、乗じる率を100分の110に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

議案第22号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、幸ケ丘研修センターを廃止するため、第２条の表から同センターの項を削るものでございます。平成16年度に建設しました同センターについては、地元自治会に譲渡し、引き続き地元住民の集会施設として有効活用を図るものです。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月１日から施行するものです。

続きまして、議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負

担額に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条文中の字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月１日から施行するものです。

続きまして、議案第24号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、自園調理の原則についての経過措置を５年から10年に延長するとともに、卒園後の受け皿となる連携施設に係る特例に関する規定の整備等を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第25号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員が修了すべき研修について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、本市消防団員の実員数が減少し、条例定数と乖離していることから、消防団員の定員を現行の2200人から2000人に改定するため提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第27号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準化に関する政令の改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料を改めるため、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月１日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に17億5770万1000円を追加し、総額を306億287万4000円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表、地方債補正です。災害復旧事業に係る追加を行うものです。

16ページをお願いします。

まず、今回の補正予算につきましては、本年10月１日から開始される幼児教育・保育の無償化に係る各種施策を計上しております。また、平成30年度に交付されました国県支出金に係る精算返納金を計上しております。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）企画費の補正額８億3501万6000円は、ふるさと応援寄附金の増加によるものです。

17ページをお願いします。

（目）地域振興費の補正額470万円は、三世代同居住宅支援事業及び空き家バンク活用促進事業の利用件数の増加によるものです。

次の（目）戸籍住民基本台帳費の補正額246万9000円は、印鑑登録の旧氏併記に係るシステム改修を行うものです。

18ページをお願いします。

（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の補正額26万円は、消費税率引き上げに伴う介護報酬改定のシステム改修に係る繰出金です。

次に（目）児童措置費の中の私立保育所・認定こども園運営費（私立分）マイナス1355万円、認可外保育施設等利用給付費1247万1000円及び多子世帯子育て支援事業486万円は、本年10月１日から開始される幼児教育・保育の無償化に係るものです。

19ページをお願いします。

（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の中の不妊治療費助成事業75万円は、熊本県の少子化対策総合交付金事業を活用し、不妊治療を受けている夫婦に対し不妊治

療の初期に行う一般不妊治療に要する費用の一部を助成するものです。

20ページをお願いします。

（款）商工費、（目）商工振興費の補正額198万2000円は、熊本県の商店街にぎわいづくり補助事業を活用し、中心市街地の活性化を図るための施設整備を支援するものです。

次の（目）観光費の補正額5272万8000円は、宿泊施設魅力向上支援事業の利用件数の増加によるものです。

次の（款）土木費、（目）都市計画総務費の中の管理経費3000万円は、豊前街道歴史的まちなみ再生事業の利用件数の増加によるものです。

次の安全で安心な住まいづくり事業1000万円は、国の住宅建築物安全ストック形成事業及び熊本県の危険ブロック塀等耐震化支援事業を活用し、危険なブロック塀の撤去及び撤去後のフェンス等の新設について、その費用の一部を助成するものです。

21ページをお願いします。

（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額180万円は、本市の中学生を沖縄県宮古島市に派遣し、地元中学生との教育交流をモデル的に実施するものです。

次の（目）中学校の学校管理費の補正額58万1000円は、市内中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

次の（目）幼稚園費の中の私立幼稚園・認定こども園費13万5000円は、本年10月１日から開始される幼児教育・保育の無償化に係るものです。

22ページをお願いします。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額１億6560万円、次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額２億270万円、次の（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額１億7333万円、次の（目）現年発生公園施設災害復旧費の補正額550万円、次のページの（目）現年発生社会体育施設災害復旧費の補正額244万3000円、次の（目）現年発生社会教育施設災害復旧費180万円は、本年７月20日から22日にかけての集中豪雨により被害を受けた農地・農業用施設、林業施設、公共土木施設、公園施設、社会体育施設及び社会教育施設に係る災害復旧に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部長。

［福祉部長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部長（佐藤　アキ君）

議案第29号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ174万4000円を追加し、73億812万9000円とするものです。

６ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

下段の歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額174万4000円は、平成30年度の国保保健事業費等の確定に伴う国県支出金の精算返納金でございます。

続きまして、議案第30号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2934万円を追加し、総額を64億3614万7000円とするものです。

７ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額51万9000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うものでございます。

（款）諸支出金、（目）償還金の補正額2882万1000円は、平成30年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴います国県支出金の精算返納金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第31号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療機器の整備費及びその財源、並びに医療機器整備事業に伴う起債の発行の後、交付金の交付を受けたため、相当額を繰上償還する必要があり、提案するものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、資本的収入及び支出でございます。

収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に2500万円を追加し、総額を8500万円とするものでございます。

次に、支出の（第１款）資本的支出の既決予定額に2800万4000円を追加し、総額を５億5924万2000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は企業債です。

医療機器整備事業費の増額に伴い、起債の限度額を補正するものでございます。

補正予算の内容につきましては、実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債の補正予定額2500万円は、医療機器整備事業に係る企業債を増額するものです。

次に、支出の（款）資本的支出、（項の１）建設改良費、（目）器械備品費の補正予定額2500万円は、医療機器の更新整備等に要する経費でございます。

（項の２）企業債償還金、（目）企業債償還金の補正予定額300万円は、企業債元金の繰上償還でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第32号から議案第35号までの財産の譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、幸ヶ丘第２団地の譲渡につきまして、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものです。

今回譲渡する財産は、３月定例会に提案しました６件に引き続き、平成16年度に建設しました２期分の４戸につきまして、入居から15年を経過し、払い下げの期限が本年10月31日となりますので譲渡を行うものです。

まず、議案第32号についてご説明申し上げます。

譲渡する財産の所在地は、山鹿市鹿北町芋生字才野203番地７、土地の面積は251.03平方メートル、建物の構造は木造２階建て、床面積は83.62平方メートル、以下、建物の構造と床面積は同一ですので、省略いたします。譲渡価格は261万665円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１幸ヶ丘第２団地Ｉ棟、栗山　恵司であります。

続きまして、議案第33号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番地53、土地の面積は234.47平方メートル、譲渡価格は251万9585円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１幸ヶ丘第２団地Ｊ棟、石貫　さゆりであります。

続きまして、議案第34号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番地８、土地の

面積は261.5平方メートル、譲渡価格は176万8250円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１幸ヶ丘第２団地Ｋ棟、矢住　芳記であります。

続きまして、議案第35号、所在地は山鹿市鹿北町芋生字才野203番地54、土地の面積は224.01平方メートル、譲渡価格は156万2055円で、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生240番地１幸ヶ丘第２団地Ｌ棟、原田　芳伸であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

議案第36号　財産の譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、議案第22号でご説明申し上げたとおり、幸ケ丘研修センターを地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市鹿北町芋生203番地17、構造は木造平屋建て、面積は144平方メートルでございます。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市鹿北町芋生203番地17、幸ヶ丘自治会会長、野中　広弥でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大林総務部次長。

［総務部次長　大林　秀樹君　登壇］

○総務部次長（大林　秀樹君）

議案第37号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更につきましてご説明申し上げます。

本市が策定しております過疎地域自立促進計画は、みなし過疎地域の指定のもと、本市全域を計画の対象として、令和２年度までを計画期間といたしております。

本計画は、人口減少に伴い、地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が必要な地域、いわゆる過疎地域につきまして、当該地域の自立促進を図るため、総合的かつ計画的に実施する事業を計画したものであります。また、本計画に基づいて行う事業は、財源として過疎対策事業債を充当することができることとされております。

今回提案しております計画の変更につきましては、農道維持適正化事業及び幼稚園施設環境改善事業の追加に伴い、計画本文の修正を行うものであります。

当該変更内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項におい

て準用する同条第１項の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

２ページをお願いします。

歳入から申し上げます。

予算現額331億2066万2373円、調定額346億6299万8887円に対しまして、収入済額は340億6763万4701円です。不納欠損額は2831万3535円、収入未済額は５億6705万651円です。

３ページをお願いします。

歳出でございます。

予算現額331億2066万2373円に対しまして、支出済額は310億6273万296円、翌年度繰越額が６億3154万2520円、不用額が14億2638万9557円です。執行率は93.8％です。

11ページをお願いします。

歳入歳出に係る差引残額は、30億490万4405円です。

65ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額30億490万4000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は9099万円であり、結果、実質収支額は29億1391万4000円です。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定により13億円を基金に編入しております。その内訳は、財政調整基金に６億円、減債基金に７億円です。

なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しておりますので、あわせてご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

脇山福祉部次長。

［福祉部次長　脇山　義文君　登壇］

○福祉部次長（脇山　義文君）

認定第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額72億2282万6000円、調定額75億7902万4999円に対しまして、収入済額73億4243万1691円、不納欠損額1851万8969円、収入未済額２億1807万4339円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額72億2282万6000円に対しまして、支出済額69億5552万6942円、不用額２億6729万9058円でございます。

続いて、７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、３億8690万4749円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに３億8690万5000円でございます。このうち地方自治法第233条の２の規定により、１億円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入いたしております。

続きまして、認定第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額７億6579万7000円、調定額７億5977万1610円に対しまして、収入済額７億5649万8810円、不納欠損額14万7200円、収入未済額312万5600円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額７億6579万7000円に対しまして、支出済額７億3899万7648円、不用額2679万9352円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、1750万1162円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1750万1000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

認定第４号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入総計表の歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額８億8275万円、調定額８億6882万4498円に対しまして、収入済額は８億4841万9618円、不納欠損額は4195円、収入未済額は2040万685円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出総計表の歳出合計欄によりご説明いたします。

予算現額８億8275万円に対しまして、支出済額は８億4841万9618円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

脇山福祉部次長。

［福祉部次長　脇山　義文君　登壇］

○福祉部次長（脇山　義文君）

認定第５号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額64億305万7000円、調定額64億199万6044円に対しまして、収入済額63億8138万3753円、不納欠損額211万6707円、収入未済額1849万5584円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額64億305万7000円に対しまして、支出済額62億7037万5601円、不用額１億3268万1399円でございます。

続いて、７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、１億1100万8152円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、１億1100万8000円でございます。このうち、地方自治法第233条の２の規定に基づき、2100万円を介護給付費準備基金へ編入いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

認定第６号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入合計欄で説明いたします。

予算現額１億7945万1000円、調定額１億6864万6371円に対しまして、収入済額は１億6777万1097円、収入未済額は87万5274円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額１億7945万1000円に対しまして、支出済額１億6777万1097円、不用額1167万9903円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

認定第７号から認定第９号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

認定第７号　平成30年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額47万1000円、調定額44万7716円に対しまして、収入済額44万7716円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして説明いたします。

予算現額47万1000円に対しまして、支出済額７万7039円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、37万677円であります。

次に、認定第８号　平成30年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額720万円、調定額715万4545円に対しまして、収入済額は715万4545円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして説明いたします。

予算現額720万円に対しまして、支出済額は433万4100円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、282万445円であります。

次に、認定第９号　平成30年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額46万円、調定額44万956円に対しまして、収入済額は44万956円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして説明いたします。予算現額46万円に対しまして、支出済額は７万5316円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、36万5640円であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

認定第10号　平成30年度山鹿市水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

（第１款）水道事業収益は、予算額４億3018万3000円に対しまして、決算額は４億3347万34円であります。

次に、支出であります。

（第１款）水道事業費用は、予算額４億2044万6000円に対しまして、決算額は４億36万9384円となっております。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

（第１款）資本的収入は、予算額１億3136万1000円に対しまして、決算額は１億3358万5200円であります。

次に、支出であります。

（第１款）資本的支出は、予算額３億778万5000円に対しまして、決算額は２億8739万6926円となっております。

５ページをお願いいたします。

平成30年度水道事業会計剰余金処分計算書（案）であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金3872万7690円のうち、資本金1952万5001円を組み入れ、減債積立金に1500万円、建設改良積立金に420万2689円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

認定第11号　平成30年度山鹿市病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入よりご説明いたします。

（第１款）病院事業収益は、予算額合計38億4331万9000円に対しまして、決算額は36億7894万5034円であります。

次に、支出です。

（第１款）病院事業費用は、予算額合計37億8217万円に対しまして、決算額は36億6630万7849円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入は、予算額合計１億4372万円に対しまして、決算額は１億

3710万円であります。

次に、支出でございます。

（第１款）資本的支出は、予算額合計６億2928万5000円に対しまして、決算額６億2442万3703円であります。

３ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、病院事業の本業での収支を示す医業収支でございますが、１の医業収益31億9800万315円、２の医業費用35億338万4348円となり、差し引き３億538万4033円の医業損失の計上となったところでございます。

次に、経常収支でございますが、医業損失に３の医業外収益、４の医業外費用を合わせまして、232万7473円の経常利益の計上となりました。

最終的な平成30年度の総収支につきましては、経常利益に５の特別利益と６の特別損失を合わせ、234万8678円の当年度純利益、黒字での決算となったところでございます。

したがいまして、当年度末処理欠損金につきましては、当年度の純利益に前年度の繰越欠損金10億5230万8803円を合わせ、10億4996万125円となり、同額を翌年度繰越欠損金としたところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

認定第12号　平成30年度山鹿市下水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入より説明いたします。

（第１款）下水道事業収益、予算額13億816万8000円に対しまして、決算額は13億6051万8887円でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

（第１款）下水道事業費用、予算額12億4928万4000円に対しまして、決算額は11億7990万5840円でございます。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額２億7104万1000円に対しまして、決算額は3898万

4088円でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

（第１款）資本的支出、予算額６億873万4000円に対しまして、決算額は４億2027万3191円でございます。

５ページをお願いいたします。

平成30年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、これまでに利益剰余金として得ました額のうち、減債積立金として7380万7069円を、資本金として7167万8710円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

報告第５号　平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定によりご報告いたします。

まず、１番目の健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計の収支についてであります。黒字決算のため、比率なしとなっております。

続きまして、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計の合計が黒字決算のため、比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、9.4％となっております。

次の将来負担比率につきましては、財政調整基金等や普通交付税に算入される地方債の額が地方債等の将来負担額を上回ったことから、比率なしとなっております。

続きまして、２番目の資金不足比率につきましては、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第６号　専決処分の報告についてご説明します。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定によりご報告するものです。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成31年１月10日、午後０時10分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、熊本市中央区水道町の水道町北交差点において、国道３号を山鹿市方面に直進していた路線バスと、熊本市道から当該交差点に進入した公用車が衝突し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は、54万円です。

和解事項としまして、山鹿市及び相手方双方がそれぞれ賠償金を支払うこととし、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

報告第７号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、社会体育施設の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成30年７月13日、午後７時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市鹿本体育館において、相手方の子がバレー用ネットを片づける際に、操作していたネット支柱のハンドルが折れ、その破片が飛散し、額を負傷したものです。

損害賠償の額は、100万859円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し賠償金を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田　健君）

大林総務部次長。

［総務部次長　大林　秀樹君　登壇］

○総務部次長（大林　秀樹君）

報告第８号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。

２の事業の内容ですが、（１）自主事業及び公益目的事業といたしまして、地域資源を生かした文化・福祉・観光・スポーツなどに関する地域振興事業を実施いたしております。

また、７ページ上段の（２）受託事業といたしましては、指定管理者として八千代座やさくら湯などの施設管理・運営業務を行うとともに、山鹿灯籠踊り保存会に関する業務や観光振興に係る業務等を受託いたしております。このうち、さくら湯につきましては、開業から堅実な施設管理と運営に努め、入湯者100万人を達成いたしました。また、2019女子ハンドボール世界選手権大会の機運を盛り上げるため、総合体育館ロビーにて過去の大きな大会の映像ビデオを放映いたしました。

８ページから９ページにかけまして、受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載しておりますのでご参照ください。

次に、10ページから12ページにかけまして、収支計算書を掲載しております。

まず、10ページの収入でございますが、一番下の右端、経常収益の合計は２億7290万1436円でございます。

次に、支出につきまして、11ページをお願いいたします。

同じく、一番下の右端、経常費用の合計は２億479万5547円でございます。

12ページをお願いいたします。

収入合計から支出合計を差し引いた当期一般正味財産増減額6810万5889円が翌年度への繰越金となります。この繰越金額には基本財産の3000万円を含んでおります。

13ページから14ページにかけましては、正味財産増減計算書でございます。

14ページの下から６行目、一般正味財産期末残高は１億47万7889円となり、市が出資した基本財産であります指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は１億3047万7889円でございます。

また、15ページに貸借対照表を、16ページに財産目録を、17ページから23ページにかけましては令和元年度の事業計画及び収支予算書を掲載しておりますのでご参照ください。

公社の目的であります市民サービスの向上や文化・スポーツ・観光の振興と福祉の増進の図るため、今後とも財政基盤の強化及び経営の質的向上を一層促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

報告第９号及び第10号、法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご報告申し上げます。

まず、報告第９号　株式会社小栗郷でございます。

４ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

平成30年度は、近隣地域の類似施設との競合や出荷者の高齢化など、厳しい環境の中で、細やかな情報発信による来客者の掘り起こしや販売促進に力を注いだほか、徹底的な経費節減等に取り組みましたが、結果といたしましては、年間を通しての来客者数は前年比6.9％減の36万6294人、売上高につきましては前年比9.1％減の４億2367万4952円、当期純損益金は340万5210円の損失となっております。

５ページから８ページにかけましては、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、９ページから10ページにかけましては、令和元年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、報告第10号、株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設などの複合施設とその周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。

平成30年度は、原油価格の高騰により、仕入れ商品の原価や燃料費の値上がりなどが続き、大きな影響を受けましたが、職員が一丸となって外部営業を含めた販売の強化や経費節減に徹底的に取り組みました。結果としましては、年間を通しての来客者数は前年比3.2％減の50万1308人、レストランを含む売上高が前年比0.6％減の４億1416万円、当期純損益金は196万6913円の利益となっております。

５ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、８ページから９ページにかけまして、令和元年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照ください。

ご報告申し上げました２つの法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時14分　散会

～～～

９月４日（水曜日）

令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和元年９月４日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

質　　疑

（１）議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例

（２）議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

２．冨田　弘海

質　　疑

（１）議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

①Ｐ16（目）企画費　ふるさと応援事業

一般質問

（１）スポーツ振興がもたらす経済効果について

①インターハイの開催に伴う経済効果

②2019女子ハンドボール世界選手権大会に伴う経済効果

３．芋生　よしや

一般質問

（１）市政の姿勢を問う（住民への説明責任をどう考えているのか）

（２）地域要望の実現

①道路整備事業

②九州産交バス路線廃止

（３）子育て支援について

①「子どもは山鹿の宝だ」宣言に関して、これからの計画は

②幼児教育・保育無償化に伴う給食副食費補助

③山鹿幼稚園環境改善

４．勢田　昭一

一般質問

（１）公共交通機関の減少と今後の展望について

①山鹿市に乗り入れる路線バス便の実態と市からの年間補助額（2018年度）

②あいのりタクシーの利用状況と市からの年間補助額（2018年度）

③今後の展望（市内の交通手段）は

（２）若者の就労者確保とその対策について

①山鹿市内における産業別事業所数及び卒業後の就職状況は

②山鹿市・地元高校及び地元企業の連携状況は

（３）スポーツ基本法に基づく「山鹿市スポーツ推進計画」の策定について

①2018年３月定例会以降の進捗状況は

５．北原　昭三

一般質問

（１）安全対策について

①防犯灯並びに防犯カメラの設置状況

（２）若者の移住定住について

（３）消防団員の処遇改善等について

（４）高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君

15番	吉本政幸君	
16番	池田誠一君	
17番	堀　茂幸君	
18番	永田紘二君	
19番	横手啓介君	
20番	寺崎勇児君	

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
水道局長	冨田龍也君
秘書政策課長	森田英美君
防災監理課長	木村隆男君
地域生活課長	山﨑寿雄君
長寿支援課長	豊田義幸君
商工観光課長	吉岡　隆君
商工観光課企業誘致推進室長	三森一幸君
建設課長	松尾正都君
社会体育課長	濵武輝光君
子ども課長	西村照彦君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君

局長補佐兼議事係長　　中　村　武　志　君
書　　記　　高　木　善　彦　君

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願いたいと思います。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

質疑２件、所管委員会の事項ではございますが、地方公務員法の大転換であり、新しい条例の上程であることと、子供のための新たな制度による条例改正についてでしたので、一問一答にて質疑させていただきます。

まず、議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例について、お尋ねをします。

平成29年５月に、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和２年４月から施行されます。全国の地方自治体において人口減少や少子高齢化が進み、求められる行政サービスの多様化など、社会経済情勢の変化に対応していくために、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員だけでは公務の運営が難しい現状です。

このような中に、臨時職員及び非常勤職員は地方行政の重要な担い手となっています。しかし、臨時職員・非常勤職員にはさまざまな形態や勤務条件、かつ低賃金で任用している実態があり、適正な任用、勤務条件や同一労働・同一賃金を確保するなど、処遇改善が求められていました。

そこで、この法改正となったわけですけれども、内容は一般職の会計年度任用職員を新たに創設して、任用、服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への移行を図るというものです。

この法改正を受けて、山鹿市でもこの条例を制定して施行していくことになるのですけれども、それによって山鹿市においてはどう変わって、どんな影響があるのか、任用される側、そして任用する側からもお答えをいただきたいと思います。

また、継続した雇用についてはどうなるのか、それから処遇についてですけれども、給料はどうなるのか、期末手当等の支給についてもお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の質疑について、お答えします。

本市における新たな会計年度任用職員制度につきましては、国から示された制度マニュアルに沿って運用を行ってまいりますが、その制度の概要についてご説明します。

まず１点目は、任期と再度の任用についてです。

職員の任期については、任用の日からその会計年度末日までの１年以内となりますが、同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、同じ者が客観的な能力の実証を経て再度の任用が行われることも可能となっております。また、その際の給与決定に当たっては、経験年数による加算も行うことができます。

２点目は、勤務時間と給料についてです。

会計年度任用職員は、勤務時間が常勤職員と同じフルタイム職員と常勤職員より短いパートタイム職員に分類されます。給料については、いずれも月額単位とした上で常勤職員の給料表を適用させることとなりますが、パートタイム職員は勤務時間に応じて、その額を案分して支給することとなります。

３点目は、期末手当等の支給についてです。

今回の改正により、時間外勤務手当や、これまで支給できなかった期末手当が、常勤職員に準じて支給可能となりました。これにより、職員の給与面での改善が大きく図られることとなります。

４点目は、服務及び懲戒についてです。

会計年度任用職員については、公務運営の適正確保の観点から、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務等、地方公務員法上の職務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

このように、新たな制度では、従来の臨時・非常勤職員制度から大きく処遇の改善が図られるとともに、一方では公務を能率的に運営すべき責務や、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することが求められることとなります。さらに、任用する側にとっても、より大きな管理監督責任が発生すると認識しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

では、この改正によって、国からの財政措置が打ち出されているわけではないので、基本的には自治体の持ち出しになるのではないかと思われます。したがって、人件費はふえることになると思いますけれども、どれくらいの増加を見込んでおられるのか、また現在の臨時職員及び非常勤職員の人数をお尋ねいたします。

また、法改正によって、アウトソーシング、外注や外部委託がふえるというようなことはないのか、今年度までの臨時職員・非常勤職員の任用については、来年度はどうなるのかについてもお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の２回目の質疑について、お答えいたします。

まず、本年８月末時点での、病院、消防を除く臨時・非常勤職員数は268人で、その内訳は、総務部５人、市民部１人、福祉部は訪問調査員、看護師、保健師等で51人、経済部２人、建設部１人、教育部は教育総務課73人、子ども課98人、その他37人で、208人となっており、教育、子育て、福祉等の分野において多数任用している状況です。

来年４月の新制度施行時には、特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行する職を合わせ、約300人を新たに任用することになると見込んでおります。

また、これに係る人件費としまして、本年度は約４億9000万円を予算措置しておりますが、来年度は約１億円、制度導入から４年後の令和５年度には、経験年数による給与加算を加えると約１億9000万円の予算の増額を見込んでおります。このため、会計年度任用職員の職の設定に当たっては、それぞれの職の必要性を十分見きわめ、職員の総定数を含め、適正な人員配置に努めていかなければなりません。

次に、今回の制度導入にあわせまして、現在の業務を直ちに民間委託に切り替えることは考えておりませんが、今後もあらゆる業務において聖域を設けることなく、民間委託の推進を含みます業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することが必要であると考えております。

次に、現在任用している臨時・非常勤職員の処遇につきましては、任期満了により退職となります。新たな制度における任用につきましては、公募を行うなど適切

な募集を行った上で、人事管理部門と任用先の部署等がしっかり連携し、公平公正に客観的な能力の実証を行う必要がございます。このため、現在勤務中の職員に対しましても、今後、本制度のきめ細やかな説明を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今お答えいただきましたように、一般職として定義されたということなので、服務規程が適用され、義務や責任は重くなってきます。地方公務員法の服務規程や基礎知識を身につける必要がありますし、退職後も守秘義務があり、また兼業も禁止です。任用する側も任用に係ることや管理監督責任は重いものになってくるということでございました。

しかし、処遇改善がなされたといっても、会計年度任用職員という言葉からもわかるように、原則として期間は１年限りということになりますので、安易な雇いどめとなるおそれはないのか、またコスト削減のために行政サービスが低下しないのかなどを考慮して、議案については慎重に審議をしたいと思います。

それでは、議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

平成30年に子ども・子育て支援法が改正されまして、それによって保育園や幼稚園などの幼児教育が10月１日から無償化されます。そのための条例改正ということですが、その詳細をお尋ねいたします。

まず、無償化になる対象は誰なのか、その対象の範囲についてですが、何歳から何歳までが無償化の対象なのかということと、保育園のほかに幼稚園や認定こども園、認可外保育園やベビーシッター、そういったものも無償化の対象になるかということを、まずお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

服部議員の質疑、幼児教育・保育の無償化の概要について、お答えいたします。

令和元年５月10日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年10月１日から幼児教育・保育の無償化がスタートします。

質疑の１点目、保育料が無償化される対象児童につきましては、児童の年齢によ

って区別されております。保育園の場合、３歳から５歳児クラス全ての園児たちが無償化の対象となっております。また、ゼロ歳から２歳児クラスの子供のうち、住民税非課税世帯の子供も無償化の対象となっております。

次に、無償化の対象施設ですが、お尋ねの保育園のほかに、幼稚園や認定こども園や認可外保育園、ベビーシッターも無償化の対象施設になっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

兄弟がいる場合、現在ですけど、第２子は半額、第３子は無償でしたけれども、第２子、第３子が３歳未満児の場合はどうなるんでしょうか。また、３歳から無償化ということですけれども、２歳児のクラスで年度途中で３歳になる子供は年度途中から無償化が適用されるのでしょうか。

それから、無償化と言っても、保護者の実費負担が必要なものがはっきりわかりません。給食費、病後児保育、遠足や運動会などの行事費、体操服、制服ほか、学用品や教材費、そして延長保育料、それから送迎バス代などはどうなるんでしょうか。それらに対する減免の対象はあるんでしょうか。今回の幼児教育無償化になる対象児は、現在で何名になるのかもお尋ねいたします。それから、必要な財源は全て地方特例交付金によるものかどうかもお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

服部議員の２回目の質疑について、お答えいたします。

まず１点目の、ゼロ歳から２歳のいわゆる３歳未満児の第２子と第３子以降の保育料についてですが、子供が２人以上の世帯の負担軽減の観点から現行制度が継続され、最年長の子供を第１子としてカウントして、第２子の保育料は半額、第３子以降の保育料は無償となります。

次に、年度途中で３歳になる子供の保育料についてですが、保育所の場合、年度途中で３歳になっても無償とはなりませんが、幼稚園の場合は３歳になった翌月の保育料から無償になります。

続きまして、保育料以外に無償化されるものについてですが、今回の法律改正に伴う無償化の対象は、幼児教育・保育に係る費用の全てではなく、幼稚園や保育園

などの保育料のみが対象です。そのほかの教材費、行事費、体操服、制服、送迎バス代については、これまでどおり保護者の負担となっております。

また、毎日の給食時に提供されるおかずやおやつのことを指す副食費につきましては、国が開く子ども・子育て会議などの意見交換や議論の結果、対象外になったことで、10月からは保護者の皆様方にご負担いただくことになります。なお、この副食費の費用に対しましては、年収360万円未満の世帯や第３子以降の子供は免除されており、一定の配慮がなされております。

また、認可保育所や認定こども園を利用している方は、病後児保育及び延長保育の利用料については無償の対象にはなりませんが、認可保育所や認定こども園を利用していない方については、市から保育の必要性の認定があれば、病後児保育や一時預かり事業などにおいて、３歳から５歳までの子供は月額３万7000円まで、ゼロ歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供は月額４万2000円まで、認可外保育施設等とあわせて利用することができます。

次に、幼児教育・保育の無償化に伴う対象児童数ですが、３歳から５歳児クラス全ての園児たちが無償化対象となり、山鹿管内での人数は1142人でございます。

また、ゼロ歳から２歳児クラスの子供のうち、住民税非課税世帯の子供も無償化の対象となっており、山鹿管内での人数は55人でございます。

最後に、幼児教育保育の無償化に伴う財源ですが、国県負担金に加え、本年度に限り、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されることになっております。

なお、来年度以降については、子ども・子育て支援臨時交付金が地方消費税交付金にかわり財源として交付されることになっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

保護者の実費負担がどのくらいになるのかと、そういうところをちょっと聞きたいところではありますが、それはおのおのの施設で違ってくると思いますので、お答えはできないでしょうけれども、これまで保育料に含まれていた給食費や副食費については自己負担になります。完全給食だった施設と、主食は持参していた施設がありますので、そういった部分もいろいろと影響が出てくるのかなと思っています。無償化した分の予算については、今年度は地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金という、このためだけのはっきりとした財源がついておりますけれども、来年度からは地方消費税交付金という、一般財源の中に組み込まれての措置に

なるようです。そうしたことも踏まえて、しっかりこれから審議をしていく必要があると思っています。

以上で終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の質疑は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆さん、おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、質疑１件、その後、一般質問を１件させていただきます。

まず初めに、質疑としまして、議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算、16ページ、（目）企画費、ふるさと応援事業についてお尋ねします。

さきの６月定例会の一般質問において、私は本市のふるさと応援寄附金の現状と、新制度のもとで今後どのような取り組みを行っていくつもりなのか尋ねました。本市のふるさと応援寄附金が、近隣を含め、他の自治体と比べて１桁足りないのではとの辛口の指摘もしましたが、同じ土俵の上では知恵の出し合い、地場産品の発掘に加え、行政と地域、事業所などと協力して、温泉や自然、史跡など、地域の魅力ある資源を組み合わせた返礼品をつくる取り組みや活動こそが、ふるさと応援寄附金をきっかけにした地域の活性化ではないかと、これこそが地方創生だと思うと申しました。

これに対する総務部長の答弁でも、統一されたルールのもと、ＰＲの強化や人気の特産品を初め、温泉や食など、地域の観光資源を生かした体験なども加えて返礼品を充実させ、地元の事業者と協力しながら本市のふるさと応援寄附金を盛り上げる個性豊かで活力あるふるさとづくりに努めると答えられました。

その取り組み努力がかいあってとは言い過ぎかもしれませんが、今定例会には８億円を超えるふるさと応援事業の補正予算が計上されています。私は、正直言って大変驚きました。ことしは４・５月の２カ月間でも寄附申し込み件数も申し込み金額も約４倍に伸びているとの説明はございましたが、まさか８億円超の増額補正とは、私の想像をはるかに超える驚きの額としか言えません。

そこで、次の２点についてお尋ねします。

まず１点目は、８億3501万6000円の内容、委託料と積立金ですが、その中身についてお知らせください。

次に２点目として、どのような理由でこれだけ多額の補正予算となるのか、何が

要因なのかについて説明をいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部次長。

［総務部次長　大林　秀樹君　登壇］

○総務部次長（大林　秀樹君）

冨田議員の質疑、ふるさと応援事業について、お答えいたします。

まず、１点目でございますが、今年度の寄附額は当初予算では5000万円を見込んでおりましたが、６月以降、寄附が大きく伸びており、再度積算を行いましたところ、約５億9000万円に達する見通しです。

そのため、寄附額の増加に伴う返礼品等の事務経費として２億9072万3000円とふるさと応援基金への積立額として５億4429万3000円の合計８億3501万6000円を計上しております。

次に２点目の増額理由でございますが、６月からの新制度スタート後も順調に伸びており、今年度の４月から７月の４カ月間を昨年の同時期と比較しますと10倍を超える寄附をいただいております。中でも、米を返礼品として選ばれる寄附者が大幅にふえており、選択された返礼品のうち、米が85％を占めている状況であります。

米につきましては、全国の自治体が返礼品として扱っていますが、本市では従来から、生産者、農業関係者、行政が連携し、米の品質向上に取り組んでおり、食味ランキングで特Ａを獲得するなど、全国的に評価されております。その結果、全国の方々から寄附先として本市が選ばれているのではないかと分析しております。

また、インターネットでの申し込みの場合、寄附者へ安心安全を届ける仕組みも重要な要素となりますが、この点に精通した市内事業者の新規参入も増加した要因になってると考えております。

今後も、米の人気を維持するため、引き続き全国の寄附者に向けてＰＲをしてまいります。あわせて、その他の魅力ある農産物や温泉等の観光資源を活用した返礼品につきましても、第２、第３の返礼品として提案できるように検討を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

内容、増額理由について、よくわかりました。

増額の中でも、寄附者が選ばれる返礼品として85％が米ということで、このこと

は米作農家が一段と活気が出るのはもとより、米づくり二千年の歴史を誇る日本遺産への目標である地域活性化につながるのではと思ったところでございます。この額を見ますと、貴重な財源どころか、山鹿市においてとても重要な財源になるのではないかと実感しております。今まで何をやってきたんだということはさておき、当初予算と合わせると約６億円の新たな収入が確保されることは大変喜ばしいとともに、取り組みの成果が出ていることに、山鹿市民として感謝申し上げる次第です。ただ、あくまで寄附金であり、不安定要素がある財源でもあります。寄附をしてくださった方の思いをしっかり反映させられるような施策を展開し、今後も寄附をしていただけるような返礼品にも工夫を凝らすことはもちろんのこと、前回も寄附金の活用先の説明がありましたが、この寄附金額に対応した活用先を再度練り直し、山鹿市民サービスの向上のために活用していただきたいと思います。期待をしております。

次に、一般質問を１件、スポーツ振興がもたらす経済効果について、２項目に分けてお尋ねいたします。

先日、令和元年度全国高等学校総合体育大会南部九州総体2019の全競技が令和元年８月20日をもって終了しました。熊本県において実施された競技は、競泳、ハンドボール、バドミントン、ボート、剣道、レスリング、アーチェリーの７競技で、山鹿市においては男女のハンドボールがカルチャースポーツセンターの体育館と鹿本体育館、オムロンの鹿陽センターの３会場で、８月４日から８月９日の６日間、熱戦が繰り広げられました。

山鹿市では、この令和元年度全国高等学校総合体育大会、通称インターハイと、2019女子ハンドボール世界選手権大会の両大会の山鹿市実行委員会が平成30年５月28日に市役所で行われた設立総会では、大会の成功のため、行政、議会、教育、体育、産業経済、観光宿泊、交通輸送、社会団体、官公庁などの各団体が一丸となって、オール山鹿で準備と運営に取り組むことを確認されております。また、両大会の会長である中嶋市長は、大会の成功に向けて、運営や応援、おもてなしなど、さまざまな面での万全の準備を進めたい、ハンドボールのまちやまがとして、選手はもとより、大会にかかわる市民にとって記憶に残る大会にしたいと話がありました。

そこで１つ目の質問として、このインターハイの情報について、一般市民は正直、新聞のスポーツ欄で結果を見るくらいしか情報が入ってこなかったのではないかと思いますが、どれくらい盛り上がったのでしょうか、次の４つの点についてお尋ねします。

まず１点目として、どれくらいの経費がかかったのかをお尋ねします。

次に２点目として、教育の観点での効果についてですが、せっかく間近で全国レ

ベルの試合を見ることができる機会でしたので、教育委員会として小中学生の見学など、どのように対応されたのかお尋ねします。

次に３点目として、選手、保護者など、どれくらいの方が山鹿市に来たと見込まれるのでしょうか。私も毎日ではありませんが、３会場観戦させていただきましたが、各会場の観客席の入り込みぐあいを、満席が10割としたとき、何割くらいの席が埋まっていたのか。６日間ありましたので、全日程を通して平均でも構いませんので、お尋ねします。

次に４点目として、実際に山鹿市に宿泊された関係者は、延べ何人か。また、全体的な経済効果はどの程度あったのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

冨田議員の一般質問、スポーツ振興がもたらす経済効果についての、インターハイの開催に伴う経済効果について、お答えいたします。

全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイは、現在、高校生最大のスポーツの祭典として、全国を９つの地域に分け、ブロック開催されています。

今年度は、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県の南部九州４県で、７月24日から８月20日まで約１カ月間開催され、熊本県では７競技が実施されました。

山鹿市においては、ハンドボール競技を８月３日から９日まで、山鹿市総合体育館をメーン会場として、近隣の玉名市、菊池市、合志市の施設も借用し、６会場で開催いたしました。

ご質問の１点目、インターハイの経費については、現在精算中でございますが、予算ベースで大会役員等の旅費、補助員の高校生の輸送費、仮設空調費、会場使用料など5900万円の経費を計上しており、財源は国県市補助金、参加料、スポンサー協賛金などで、山鹿市からの補助金は1611万円でございます。

ご質問の２点目、教育の観点での効果でございますが、市内の小中学校への観戦については、夏休み期間中でもありましたので、学校単位での観戦の呼びかけは行わず、部活動単位での観戦が行われております。ちなみに、11月末から開幕します女子ハンドボール世界選手権大会においては、教育活動の一環として山鹿市内小中学校全校の学校観戦を計画しております。

また、観戦以外でもたらされる効果でございますが、インターハイは教育活動の一環として高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全

な青少年を育成することを目的としております。

出場校は、男女ともに48校で計96チーム、選手が1316人でございました。大会運営に当たっては、補助員として熊本県内の高校生679人が猛暑の中、従事しております。また、出場校へのおもてなしとして、県内の支援学校の生徒が手づくりの記念品を製作し、県内高校生がメッセージカードの記入と袋詰め作業を行いました。さらに、農業高校の生徒が装飾用の草花のプランターを栽培するなど、多くの高校生が大会を影で支えております。

閉会式での大会委員長の挨拶で「さすが熊本。ハンドボールの聖地山鹿で新たな取り組みもあり、大会を大いに盛り上げていただいた。」とお褒めの言葉をいただき、教育の観点からも目的を達成できた大会となったと思っております。

ご質問の３点目、会場ごとの観客の入り込み状況については、メーン会場の山鹿市総合体育館に６日間で１万9300人、鹿本体育館に４日間で１万800人、オムロン鹿陽センターに２日間で1700人と、山鹿３会場の合計で３万1800人が観戦しております。観客の入り込みは、満席に対し平均７割程度でございます。なお、メーン会場である山鹿市総合体育館の準決勝、決勝戦は立ち見が出るほど多くの観戦がございました。

ご質問の４点目、インターハイにおける経済効果についてでございますが、直接効果として、参加者及び大会役員等の宿泊がございます。大会期間中、山鹿市内に宿泊した選手、監督、関係者は延べ3930人で、その宿泊費は約4200万円でございます。

また、大会開催のために山鹿市実行委員会が市内業者に発注した輸送関係や弁当、看板などの製作や警備に係る費用の合計金額は1100万円で、ハンドボール競技だけで直接的な経済効果は5300万円でございます。

さらに、隣接する玉名市及び菊池市においても、インターハイのレスリングとボート競技が開催され、選手、監督が山鹿市に宿泊しており、その実績はレスリング競技で2284人、ボート競技で2152人、合計4436人で、宿泊費は約4800万円でございました。

以上のことから、レスリング及びボートを含めたインターハイにおける山鹿市への直接的な効果は１億円を超えております。このほか観戦者の宿食事代、宿泊者の飲食、洗濯、移動、土産などの間接的な効果を含めると、インターハイにおける山鹿市への経済効果は１億5000万円を超えると試算しております。

なお、ことしの夏休み期間中、山鹿市にはインターハイを初め、柔道、少年硬式野球、大学ハンドボールなどの大会により、選手、役員だけで１万6000人を超える宿泊があり、こうしたスポーツ大会の開催による山鹿市への経済効果は非常に大き

いと考えております。今後もスポーツ振興の一環として、競技団体や観光関係者と連携しながら、大会、合宿の誘致開催に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

それぞれお伺いしましたが、全国の高校生チームを山鹿市に迎え入れての大会、確かに全体的な経済効果、特におもてなしなど、社会人の大会と異なり、裏方さんのご苦労も多かったことと推察いたしますが、一定以上の成果があったものと実感しました。

一方では、先ほども申しましたとおり、ハンドボールのまちやまがとして、選手はもとより、大会にかかわる市民にとって記憶に残る大会にしたいと、中嶋市長の話がありましたが、今ではいつの間にか終わってしまったというような印象でございます。正直、山鹿市民の盛り上がりも余り感じられなかったような気がいたします。

しかし、この後にはもう１つのメーンイベントが控えており、成功のためには山鹿市民を巻き込んだ取り組みが必要不可欠であります。

そこで、２つ目の質問として、2019女子ハンドボール世界選手権大会の山鹿市開催に向けた準備や応援体制、経済効果について、３点お尋ねいたします。

大会の開催まで、残りわずかとなってきましたが、準備については山鹿市だけでなく、もちろん熊本県が主体となって動いていると思います。予算の関係もあると思いますが、ラグビーの世界大会に比べ、世界ハンドの告知が少ないと思います。

そこで１点目として、市の予算を含め、県と一体となってどのような準備を進めているのかについてお尋ねします。

次に２点目として、今大会は2019年11月30日から12月15日の日程で、参加国は日本を含む24カ国で88試合を予定されています。その中で、山鹿市では山鹿市総合体育館で11月30日から12月６日のうちの５日間、グループＢのデンマークを除く５カ国、フランス、ドイツ、韓国、ブラジル、オーストラリアの10試合が予定されています。前回覇者のフランスや優勝経験のあるドイツや韓国など、強豪国がそろっているので、見応えある試合ばかりだと思いますが、現時点において山鹿市で開催される試合のチケット販売状況はどのような状況か、また販売状況に応じての市民の応援動員など、どのように考えているのかお尋ねします。

次に３点目として、世界規模の大会ともなると経済効果を図ることは非常に難しいと思われますが、ある程度の受け入れ規模を想定しての準備を進めていると思います。今回の場合は、選手の平等性を確保するため、選手の宿泊は全て熊本市ということで、お金を落としていくという点においては、余り見込めないかもしれませんが、山鹿市として何をＰＲして、どのようなことで経済効果につなげていく考えかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

冨田議員の一般質問の２点目、2019女子ハンドボール世界選手権大会に伴う経済効果などについて、お答えいたします。

まず、予算を含む準備の進捗状況でございますが、大会の準備・運営については、山鹿市から大会組織委員会に2年間で8000万円の負担金を拠出し、大会組織委員会を中心に、広報や会場設営、誘客活動などの準備を進めております。

山鹿市におけるＰＲや独自の事業に取り組むため、山鹿市実行委員会も山鹿市から1492万5000円の補助金を受け、大会組織委員会事務局と連携しながら準備を進めているところです。

山鹿市実行委員会では、これまで広報活動を重点的に行っており、国道325号街灯のタペストリー、さくら湯の矢旗・ちょうちん、夢大地や水辺プラザ入り口の横断幕、山鹿市総合体育館ガラス面の装飾などを、大会組織委員会の予算で行っております。

山鹿市単独の取り組みとしては、夏休み期間中に市内の小中学校で使用するスクールバス14台に、大会の告知をしたラッピングを施しました。今後も市民に対する広報活動を行うほか、観戦グッズの購入や応援グッズの製作、応援団バスの手配、会場装飾など、しっかりと準備を進めてまいります。

ご質問の２点目、チケットの販売状況及び応援体制についてでございますが、ことしの７月７日からチケットの一般販売がインターネット、コンビニ、電話予約、県内のチケット取扱所で始まっております。

チケットの販売状況については、８月末日現在での山鹿会場では、開幕日と平日の２試合目に余裕がある状況です。今後、試合日ごとのチケットの残数に応じて誘客計画を作成し、市内の各種団体や企業等に対しての営業活動を行い、大会組織委員会が行う各種プロモーション活動による機運醸成などにより、観戦者数目標達成に向けた取り組みを加速化してまいります。

また、観戦者の確保については、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックのチケット販売もされる中、危機感を持ってチケットの販売促進を図ってまいります。

応援体制については、山鹿会場で試合を行う５カ国の選手たちが、自国開催の雰囲気を感じながら対戦していただくため、校区ごとに応援団を結成するという１校区１国運動に取り組んでおり、７月16日の嘱託員連合会正副会長会議において、校区ごとに応援する国と日程を決定したところです。また、小中学校、高校の学校観戦も計画しており、今後、各校区の応援団とともに児童生徒と一緒になって応援する体制を構築してまいります。

ご質問の３点目、山鹿市のＰＲを含む全体的な経済効果についてでございます。大会組織委員会では、世界選手権大会による熊本県への経済波及効果を92億円と試算しております。選手、役員の宿泊については、全て熊本市内のホテルとなっており、山鹿市への直接的な経済効果は、仮設を含む施設整備や観戦者の宿泊、飲食などを見込んでおります。

なお、大会組織委員会と県ハンドボール協会により、大会期間中に山鹿市に宿泊をするハンドボールのマスターズ大会や社会人、学生の交流試合を計画中で、観戦の促進にあわせ、宿泊による経済効果を期待しているところでございます。

また、山鹿会場の試合は、議員ご指摘のとおり、有力国が対戦することから国内・国外から観戦の問い合わせ、申し込みがあっていると聞いております。こうした絶好の機会に来場者に対し、関係機関と連携しながら、経済効果をもたらす消費を促進する取り組みにあわせ、特産品や観光など山鹿らしさを国内外にしっかりと情報発信し、経済効果を高めていくことが必要であると考えております。

さらに、世界トップレベルのプレーを市民が身近に観戦することによって、ハンドボールへの関心を高め、世界選手権大会が一過性のものとならないよう、大会後も子供から大人まで、ハンドボールに触れる機会や見る機会を提供し、競技人口の拡大を図り、ハンドボールのまちやまがをさらに推進してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

私自身、野球やソフトボールの大会運営などにも携わっていますが、野球、ソフトに限らず、スポーツ観戦は好きで、時間さえあれば山鹿市で開催される中体連はもちろんのこと、一般の大会なども応援に行っています。スポーツにはさまざまな

ドラマがあり、その一瞬のために数えきれない努力を重ねて本番を迎えるわけです。その過程においては、練習試合や全国各地で開催される数々の大会に参加したりします。そのたびに、日ごろ旅行にも行かない親は、子供のために遠いところの大会会場まで泊まりがけで行ったりするわけです。何が言いたいのかといいますと、それだけスポーツというものは人を感動させるだけでなく、人を動かす力があるということです。来年の東京オリンピックにもそうやって全国から東京に何十万人という人がスポーツを観戦しに行くことだろうと思います。そういう意味では、山鹿市でスポーツの大会を開催するということは、スポーツにかかわっていなければ来ることもなかった人たちが、山鹿市に泊まりがけで来てくれる、新規の掘り起こし的な役割があるのかもしれません。そして、その大会がいい思い出になるためには、試合などの結果だけでなく、そこで受けたおもてなしであったりが、また山鹿市に来たいという気持ちになるかもしれません。そのためには、まずは11月の終わりから始まる2019女子ハンドボール世界選手権大会の開催に向けて、しっかり準備していただき、山鹿市をしっかりＰＲするのはもちろんのことですが、山鹿市で試合をする人たちの国の情報や挨拶や応援の言葉などを事前に知っておくことで、その国の人たちとコミュニケーションをとることができ、場合によっては交流が生まれる可能性もあります。そのためには情報が必要です。今の段階では、大会が山鹿市であるということはわかっていても、どの国のチームが来るということを知っている人は一部の人しか知らないと思いますので、山鹿市民が会場に足を運びたくなるような情報をもっと提供してほしいと思います。そして、来た人たちが山鹿市に来てよかったと思えるような対応をできるように、市民が一体となっておもてなしができるような準備をしてもらいたいと思っております。

我々議員も皆さんと一緒になって頑張りますので、女子世界ハンドを成功させることで、今後もさらに山鹿市のスポーツ振興が図られることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時57分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時09分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

今回は、３点質問します。一問一答でお願いいたします。

まず、山鹿市政の姿勢を問うということで、市長にお答えいただきたいと思います。

住民への説明責任をどう考えているのか。施策実行に際し、例えば鹿央町小学校統廃合、サイクリングターミナル廃止、灯籠まつりのあり方、路線バス変更など、さまざまな施策にかかわる住民の方から、既に決まってからの説明であった、事前に話を聞いていない、説明が不十分だなどの声が上がっています。住民には丁寧に説明していると述べられますが、説明が十分に届いていないこともあるのではないでしょうか。

一方、中嶋市長は、住民の中に出かけ、よく話をし、聞く機会を設けているとの評判もあります。住民の理解を得ながら、市政に生かしていくことが大変重要だと思いますが、市長は住民に対する説明責任をどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

芋生議員の一般質問の１点目、市政に関する市民への説明について、お答えいたします。

市政のあり方としては、現下のさまざまな地域課題への対応を初め、将来への備えを含めた投資など、市民福祉の向上のために施策・事業を立案し、事業化・予算化し、効率的に実施していくことが不可欠と考えます。

また、それらの実施過程では、十分にかつ丁寧に説明責任を果たすことが重要であり、施策・事業をスタートする際の事前説明や実施中に生じた課題等への対応はもとより、完成・終了後の市民の反応についても、次の施策・事業へ生かすために不可欠なものと考えます。

説明の方法・手段については、私が直接全ての施策・事業について、市民の皆様に説明することは難しいものの、広報やまがや出前講座を使って、私の考えや思いを伝えたり、対話の中で説明することを大切にしております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長の答弁は、十分かつ丁寧に説明責任を果たすことが重要であり、施策・事業をスタートする際の事前説明や実施中に生じた課題への対応はもとより、完成・終了後の反応についても、次の施策・事業へ生かすため不可欠なものとのことでした。また、もちろん市長が全て説明を果たすということが無理であることは、市民の皆さん誰もが異論を唱えないことだと思います。

しかし、私のところに寄せられるさまざまな地域からの声を聞きますと、十分かつ丁寧に説明がなされたのだろうか、住民に説明するというのは物事が決まったことをお知らせすることだと捉えているのではないかと思われることがあります。本来、住民自治とは国における主権者が国民であると同様、地方自治体の主権者は住民、市民です。市政運営の基本は、主権者である住民、市民から負託された権限を行使するものだということを意味します。市民の支え合いを中心としたコミュニティーをどのように形成していくかは、市民が自主的に決めることです。市政運営の基本に、主権者市民を位置づけるべきです。憲法が保障する地方自治の本旨、住民自治と団体自治の要素のうち、住民自治では住民自治を具現化する施策に対し、市民の声を真摯に反映する仕組みの充実に努めること、これが重要です。市政に対し、市民意見が反映されるよう保障することが求められています。主権者は市民です。このことをしっかり再確認していただくことを求め、次に移ります。

予定しておりましたのは、先に建設部への質問としておりましたが、今申しましたように、住民の声を真摯に反映する仕組みの充実を求めましたので、そのことに関連する、九州産交バス株式会社、来民中町経由廃止について、先にお尋ねしたいと思います。

本会議に廃止案件撤回の陳情が出されており、所属市民福祉常任委員会に付託予定だと思います。地域交通整備については、市民福祉常任委員会に続き、全員協議会でも報告を受けておりましたが、住民にとって切実な問題ですので、改めて質問します。

熊本山鹿線、来民中町経由廃止に至ることになった経緯。今回、陳情書提出者の声を聞き、現地に足を運び調べてみますと、これまでの市の説明が住民に十分に伝わらないまま進められていると感じています。改めて、熊本山鹿線、来民中町経由が廃止に至った経緯についてお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

芋生議員の一般質問、九州産交バスの熊本山鹿線、来民中町経由が廃止されることになった経緯について、お答えをいたします。

平成30年３月に、九州産交バス株式会社から、深刻化する乗務員不足への対応と運行の効率化による収支の改善を図るため、新道経由とともに来民中町経由を廃止したい旨の提案を受けております。

市といたしましては、新道経由、来民中町経由の存続を含め、対案を出しながら九州産交バスと協議を重ねてまいりましたが、路線バス自体の存続が危ぶまれる状況であり、来民中町経由の廃止を含むバス路線の再編に取り組むとの、バス事業者の方針が変わることはありませんでした。

また、バス事業者からは、来民中町経由については、同じく鹿本町を通る来民バイパス経由との比較検討において、バス停の利用者数、速達性、道路事情の面から廃止する方針であるとの説明でございました。

なお、今回のバス路線の廃止につきましては、本市の地域公共交通のあり方をご協議いただきます地域公共交通活性化協議会において３月にご報告をし、５月の協議会で承認をいただいたものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

九州産交バス株式会社からの提案を受け、市として協議を重ねた。地域公共交通活性化協議会、これは平成30年６月から５回開催され、平成31年３月に10月の廃止が報告され、５月に承認されたとのことでした。

協議会発足時のメンバーは24名、鹿本地区代表は地区長１人のようですが、毎回、全員の出席があって協議されたのでしょうか。また、地元鹿本町住民、一番影響を受けるところだと思いますが、どのように説明をされたのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

芋生議員の一般質問、来民中町経由の廃止について、地元への説明はどのように行ったのかについて、お答えをいたします。

まず、地域公共交通活性化協議会の開催につきましては、委員の都合により欠席される場合もございますので、資料の事前配付を原則とし、あわせて、協議会の議事録につきましてもホームページで概要版を掲載することで、協議内容の共有を図っているところでございます。

次に、地元への説明でございますが、本年５月の地域公共交通活性化協議会でご承認いただいた後、熊本市等の関係市町との協議を経て、７月の鹿本地区嘱託員会議において、嘱託員の皆様へ、バス事業者が作成をいたしました資料を使いまして、丁寧な説明を行っております。

また、来民中町経由を含む熊本山鹿線は、通勤や通学に利用される路線でありますので、８月号と９月号の広報紙の所要の記事を掲載し、周知を図ったところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

協議会には欠席される方もあり、資料の事前配付を原則とし、議事録概要版をホームページに掲載しているとのことです。

地域生活課が３月20日付で掲載している山鹿市地域公共交通網形成計画（素案）に関する意見募集の結果及び市の考え方については、平成31年２月14日から３月15日の約１カ月間、意見募集があった結果、１人の方があいのりタクシーに対する２件の意見を、そしてそれに対する市の考え方が報告されていました。

先ほど申しました、地元への説明は活性化協議会で廃止承認、関係市町との協議を経た後で、７月の鹿本地区嘱託員会議において、嘱託員に資料を使い丁寧な説明を行った。さらに、地元だけではなく、山鹿市民が利用するバスですので、８月、９月、市広報紙に記載して知らせたとのことでした。地元の嘱託員には決定したことが説明されたということになります。

鹿本町住民の方にお話を伺ったところ、７月の鹿本地区嘱託員会議において、突如、本年10月から九州産交バス、熊本山鹿線来民中町経由を廃止し、来民バイパス経由を残すと報告があった。そのとき、各嘱託員から、住民には何も説明があっていない、一方的だ。人口が集中している来民商店街中町経由をなぜ廃止するのか。バイパス経由では停留所が遠くなり、高齢者や通学生のバス利用がますます不便に

なるなどの疑問、反対意見が出されたそうですが、納得いく答弁がないまま、他の議題などもたくさんあって、時間切れで終わってしまったそうです。一番かかわりが多い地元住民からの意見を聞く機会はあったのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

地元住民の意見を聞く機会はあったのかという質問について、お答えをいたします。

本市における地域公共交通を維持するための取り組みは、一部の地域で論じるのではなく、市全体の視点で検討する必要があると考えております。５つの地区や老人会、婦人会の代表７名を含む地域公共交通活性化協議会において、３月と５月にご意見を伺ったところございます。

今後とも、できるだけ早い時期にご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

一部の地域で論じるのではなく、市全体の視点で検討する必要がある。市内５地区、老人会、婦人会の代表が入っていたのだということでした。

ホームページを探してみましたところ、第４回平成31年３月26日開催について、協議会の出席者名簿と会議録、要約されたものが見つかりました。説明が行われた会議の出席者は、住民代表、先ほど言われました７名中３名でした。鹿本、菊鹿、鹿央地区長と、山鹿市老人クラブ連合会の４名は欠席で、住民代表は半数以下の出席、協議会委員全体、このときには23名になっていますが、23名でみますと７名が欠席。代理出席の方が３名となっているので、本来の協議会委員、いつも出席されなければならない方たちの出席は13名で、約半数となっていました。令和１年５月21日開催の会議録は見つかりましたが、出席者はわかりませんでした。

記録を見ると、意見は多くはなかったようです。そのときの出席者、確認はできていませんが、住民代表の地区長、老人クラブ会長などは４月の役職交代で、協議会委員には地区代表で交代した方が７名中６名の交代となって、新しい方です。全体23名では、14名が新しいメンバーとなっています。廃止決定までの段階で、市民、住民の代表協議委員が継続して検討することは難しく、意見を述べる機会も少なか

ったのではないでしょうか。

鹿央地区住民の皆さんが、小学校統廃合問題で場所決定に対し意見を言う場はなかった。決まったことが報告されたと、裁判陳述などで述べられています。また、平成29年９月議会で、サイクリングターミナル廃止の質問で、服部議員が市民参画、意見反映の質問をされ、地域住民に説明したと言われましたけれど、それはもう既に廃止の方向が決まってからです。その前にいろいろな考えを聞いたり、議論していくこと、そういう場を設けていってほしいと求めていました。

鹿本町バス路線廃止についても、住民の意見を反映する住民参画の立場ではないと思います。地元住民の意見を反映し、市民と一緒にまちづくりを進めていくことが、山鹿市の活性化につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

九州産交バス、熊本山鹿線来民中町経由の廃止について、市長の見解をお伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、バス路線廃止の見解について、ご答弁申し上げます。

私も地元住民であり、来民商店街を通る来民中町経由が廃止されることについては、大変残念な思いであります。

しかしながら、地域公共交通、とりわけ路線バスの利用者が減少する中で、その維持が大変厳しい状況にあることは、十分承知しているところでございます。

今回の再編は、バス事業者みずからが持続可能なバス路線を構築するために実施するものであり、その結果、多くの市民の移動手段が確保され、市民生活の維持向上につながることを期待し、地域公共交通活性化協議会にお諮りしたところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

協議会に諮ったとのことでしたが、先ほど申しましたように、十分な議論がなされたとは思えません。協議会が住民や地元の意見を聞く機会を持ち、その意見を産交バスや市などに出していく、そういう役割が必要なのではないでしょうか。

今回、地元からの要望は、廃止そのものを中止せよというものではありません。路線バスには１億2000万円の補助、今回もしているわけですから、地元ともしっかり協議をし、利用者をふやす取り組み、工夫し運営の改善ができるような市民参画こそが必要です。これから地域交通活性化のために協議会が継続されます。市民の意見が反映されるよう、市民が市政に参加する場の拡大を図り、市政に対して住民への情報公開と参加の促進など、住民自治の民主化、市民の声を真摯に反映する仕組みの充実に努めることを市長に求め、次の質問に移ります。

次は、道路整備についてです。

平成30年３月定例会での私の道路整備実現を求める質問に、市長は道路関係の修繕などは非常に困っているという住民の要望をしっかり受けとめて、ここ数年、大幅な道路関係の予算を増額し、対応していると答弁されました。大幅な増額とはどれくらいですか。また、その後、要望件数は幾つで、実施件数はどうなっているか、この間の予算額と実績を示してください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員の一般質問、地域要望の実現、道路整備事業の予算増額と要望件数及び事業実績について、お答えいたします。

市の道路整備事業における予算につきましては、道路用地等が必要となる道路改良・改修の全体的な道路整備を行う予算と道路の危険箇所など、部分的な維持補修を行う予算があり、平成28年度と平成30年度を比較しますと、道路改良及び整備に関する予算が３億8161万円から４億6117万2000円で、約8000万円の増額となっております。

また、維持補修に関する予算が１億4747万8000円から１億9028万2000円で、約4300万円の増額となっており、総額で約１億2300万円の事業費が増加したことになります。

次に、要望件数と事業実績ですが、平成30年３月定例会でも同様の答弁をしておりまして、その後も各地域から多くの要望が寄せられております。本年まで過去５年間の累計でお答えしますと、おおむね1100件でございます。

内訳としましては、道路改良・改修などの全体的な整備要望が約100件で、舗装や側溝などの部分的な維持補修要望が約1000件でございます。

次に実績になりますが、過去３年間の実績でお答えしますと、平成28年度は道路整備として23件で約２億9700万円、維持補修として170件で約１億600万円、平成29

年度は道路整備として29件で約３億2200万円、維持補修として146件で約8100万円、平成30年度は道路整備として25件で約３億5100万円、維持補修として200件で約１億4800万円を施工しており、全体としまして３年間で593件の施工となり、総額で13億円を超える事業費となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

道路整備の要望は、どこでも実施が待たれています。ある区長さんから相談が寄せられています。道路拡張工事を口頭で要望し６年、文書で要望し、承諾を得て３年が経過、その間、道路近くに介護事業所ができ、朝夕の車の出入りが頻繁になっている。地権者の承諾も得ているのに、工期の回答はさらに６年後、令和７年以降と回答が来ている。12年以上も待たせるというのは、住民の要望を受けとめ、対応しているとは言えないのではないか。緊急度、危険度などで判断し、実施していくとのことですが、いつまで待てばできるのか、補修が終わらないうちに次の要望が出てくる年数ではないでしょうか。市民の要望に応え、整備が進むための取り組みについての見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員のご質問、道路整備事業の要望実現が進まない状況への見解について、お答えいたします。

道路に関する整備要望については、要望内容に基づき１件１件さまざまな観点から調査・確認を行い、維持的な工事と改良的な工事に分類し、中でも緊急性や危険性が伴う案件については、できるだけ早急な対応により要望実現を目指しております。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、多数の要望案件の中で、均一化できない事業内容のほか、地元理解度や施工規模、用地取得及び補償など、多様性をきわめ、加えて地域性などを考慮しますと、どうしても時間を要することになる案件も存在することとなります。

今後も事業費のみの課題だけでなく、事務事業の特性を生かした要望実現に努力してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

道路改修においても、住民の意見を真摯に受けとめ、早期実現を図るべきです。工事内容によっては、現物支給などの対処で早期解決も行われているでしょうが、時間がかかればかかるほど、近年の豪雨後に陥没箇所が見受けられるように、災害による対応はまた別途補正予算を充てるとしても、維持管理において、年数が過ぎれば工事費がかさむことにもなりかねません。

過去５年間の要望件数が1100件、予算増額されたこの３年間で516件、約半数の改善ができています。まだ続けて、新たな要望はもちろん出てくるでしょうが、同様に考えれば、あと３年で残りの半分の件数、対応ができるのではないでしょうか。

市長答弁、道路修繕などは非常に困っているという住民の要望をしっかり受けとめ、ここ数年、大幅な道路関係の予算を増額し対応している、この点をさらに実行を求め、３回目の質問に移ります。

さて、ある地区から道路整備要望への文書で、第３次社会資本整備計画をもとに事業進捗を行っています。整備順については、交通量や通行の危険性、整備の緊急性・必要性を検討した上で進めていますので、今回の計画には既該当路線は含まれておりません。次期の計画期間で取り組む意向ですので、令和７年以降になる見込みですと回答が来ています。その第３次社会資本整備計画とはどんな内容の計画ですか。その計画は、いつでき、また何年までの計画なのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの芋生議員のご質問、第３次社会資本整備計画について、お答えします。

本市の財政見通しは、令和２年度以降、歳入面において普通交付税の算定特例の終了などから、一般財源の確保がますます厳しくなる一方で、歳出面においては少子高齢化の進行等による社会保障費、社会資本整備の重点化や臨時財政対策債の増発による公債費など、義務的経費の増加が見込まれるところです。

このような状況にあって、市民サービスの基盤となる安全で安心な社会資本を安定的に維持継続していくためには、今後の社会資本整備について計画的に実施する必要があり、このため主要プロジェクトを中心に緊急性や必要性などをもとに調

整・整理し、策定するものが第３次社会資本整備計画であります。

本計画の期間につきましては、令和２年度から令和６年度までの５年間とし、本年度中に策定予定であります。

なお、本計画は本市の財政的事業量の大枠を見定めるものであるため、個別事業の詳細について掲載するものではございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

第３次社会資本整備計画は本年度中に策定を予定、さらに個別事業の詳細について掲載するものではないとのことでした。

しかし、区長への回答書は、市長名と公印が押されていて、れっきとした公文書です。第３次社会資本整備計画を掲示したのは間違いだったでは済まされません。

間違いの回答であるならば、なぜそこに記載されたのか原因を、なぜこの計画を持ち出してきたのか、また要望書を提出した区長や区民に対し、偽り、事実でないことを回答したことになるのではありませんか。謝罪をするのか、また回答書はどのように修正をするのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員のご質問、要望書への回答について、お答えいたします。

議員ご指摘の部分に関する本来の意味としましては、現在取り組んでおります建設部署における年次整備計画を緊急性など再検証の上でスライドしていくことになり、見直しを含めて継続した計画という趣旨であるため、要望の案件については、どうしても先送りとなる旨を表現したかったものでございます。

正確には、第３次社会資本整備計画ではなく、要件を踏まえた各年度の道路予算に基づく整備計画の誤りであったことを認めまして、おわびを申し上げます。

あわせまして、回答書の修正を行わせていただきますようお願い申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

私たちが行います一般質問の答弁がそうであるように、公文書、また公のものは通常、課長、部長などの幹部が確認をし、その上で市長の決裁、公印が押されるものであるはずです。先送りとなる趣旨を表現するためだという答弁では納得できません。総務部長の答弁では、財政的事業量の大枠を見定める第３次社会資本整備計画をなぜ書き込んだのか、原因が答弁されていません。誤りであったことは認め、おわびするとの建設部長からの答弁でしたが、回答書はどのように修正するのかという、その点にもお答えがありませんでした。原因のところは建設部にかかわることだと思いますので、建設部長の再度の答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

道路整備事業は、当然ながら社会資本整備の一環であり、社会資本整備計画で大枠の事業計画があること、また回答の時期が整備計画の検討中であったことから、そのことが頭にあり、記載してしまった状況でございます。

回答書の修正につきましては、公文書にて作成し、直接要望者の方におわび、説明することといたします。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長にお尋ねします。

市長名と公印が押された回答書には、市長に最大の責任があります。市長は、この回答書に目を通されたのでしょうか。区民には、工事を何年も待たせたあげく、さらに虚偽の回答で住民の願いを拒絶しようとする行為は許されるものではありません。市長はどのように責任をとるのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、要望書回答において、市長は目を通されたのか

について、お答えいたします。

地元要望に関しましては、要望書を受け、担当課にて内容を確認し、回答を行っております。

今回の要望に関しましても、担当部署より説明を受け、要点を確認したものの、一部不適切な表現となっておったものと認識いたします。

次に、要望回答における市長責任については、今回の件を真摯に受けとめ、今後の市政運営に実直に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

不適切な表現ではなく、住民にとっては虚偽表現だと怒りの声が上がっているのです。要望に対し、先送りとなる趣旨ということは、実直に取り組むのではなく、市民の願いを拒んでいることになります。住民の要望をしっかり受けとめ、予算を増額し、実現に真摯に対応していただくことを求めます。

それでは、次の質問に移ります。

子育て支援、保育料無償化で、給食、副食費の補助についてです。市長は、子どもはやまがの宝だと宣言して、これまでさまざまな施策を行ってこられました。ランドセルの支給、子供の18歳までの医療費無料化、ブックスタートなど、市民には大変喜ばれています。また、市外からも大変評価が高く、山鹿市のように実施をと要望が出されているところです。

さて、私もこれまで質問の中で幾度となく子どもはやまがの宝だとの宣言を生かしてほしいと述べてまいりました。市民の皆さんもよく口にされる願いの込もった宣言だと思っています。

そこで、市長、さらに計画・予定しているものがあるでしょうか、お聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、子どもはやまがの宝だ宣言に関し、今後のさらなる子育て支援策の考えについて、お答えいたします。

私は、平成22年３月、無限の可能性を秘めた全ての子供たちをふるさとの宝とし

て、市民みんなで育み、輝かせ、将来、山鹿の子供一人一人が山鹿をつくり、日本をつくり、未来をつくる大切な宝として、立派に育ったことを自信を持って言えるようにとの思いと志から、子どもはやまがの宝だ宣言をいたしました。

以来、教育と子育てが最もしやすいまちづくりを目指し、ランドセル給付事業やブックスタート、子ども医療費無償化など、数多くの事業に取り組んでまいりました。

また、これらの子育て世代への支援のほかに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援体制を構築して、誰もが安心して学校生活を過ごせる環境を整えるため、各学校へサポートティーチャーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学びの支援や不登校対策などを行う子ども輝きプラン事業、国際化社会に適応する人材を育成する外国語指導事業、希望された市内小学校１年生のクラスに絵本を出張貸し出しするぶっくぼっくすなど、今まで行ってきた施策の充実はもとより、これからも子育てが最もしやすいまちづくりを目指す中で、子育て支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

これからも子育てが最もしやすいまちづくりを目指し、子育て支援策の充実を図っていく、大変心強い答弁です。

今年度10月から実施される予定の幼児教育・保育の無償化の内容について、先ほど制度の説明がありました。安倍政権が実施する幼児教育・保育の無償化は、消費税10％増税と抱き合わせで行うものであり、消費税を財源とするのは問題です。日本共産党は、大企業や富裕層にもうけに応じた税負担を求め、財源に充てることを提案しています。消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性を持つ税金です。保育料は既に所得に応じて段階的になっていて、保育料が免除されている住民非課税、ひとり親世帯などでは、消費税増税分が重くのしかかることになります。

５月10日、参議院本会議で可決・成立した翌日には、保育の安心安全がおざなりとの不安の声が広がり、新聞各紙が批判的な論調で報じていました。毎日新聞「子育て支援、見切り発車、大きな課題が保育の質の確保だ」と問題視、朝日新聞は「幼保無償化遅れる安全」として、認可外保育施設の指導監督強化の実効性が不透明なことを指摘しています。東京新聞は「保育士不足に拍車懸念」と、保育士の処遇改善が進んでいない点や、自治体の事務負担がふえることへの懸念を上げ、読売

新聞は「子育て世帯の経済的な負担が軽減される一方、ニーズの増加で教育・保育の質低下や保育士不足の深刻化を懸念する声もある」。産経新聞、「安全確保ぬぐえぬ不安」として、認可外保育施設での事故で子供を亡くした当事者の不安を紹介していました。各新聞社が取り上げるように、幼児教育・保育の保育無償化が、保護者や保育現場が求める施策とずれていることへの懸念が吹き出しています。保護者と保育関係者の安全安心な保育をという願いに応えるためには、保育の質・量の確保をしながら、保護者の負担軽減を進めるべきです。安倍政権は、低すぎる職員配置基準の見直しなどの、質の改善をやると言ったのに棚上げしています。これらの問題は、今後、私も取り上げてまいりたいと思います。

今回、無償化によって、これまで教育・保育給付に含まれていた子供たちの給食費の食材が公的給付から外されて、実費徴収となります。では、山鹿市として、この給食をどう捉えているのかお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

芋生議員の一般質問、給食の重要性について、お答えいたします。

食事とは、栄養をとるために毎日習慣的に何かを食べることを指し、生命の維持、発達、発育に欠かせないばかりか、食育という言葉が指すように、乳幼児期の子供にとって、給食を通して食事をみんなで楽しむ、調理のプロセスを日々感じる、さまざまな食材に触れるなど、それらの経験を積み重ねることは、子供たちの五感を豊かにするのみならず、食べ物の大切さを学ぶなど、心身を成長させる糧となります。

保育園は、子供たちにとって家庭と同様に生活する場であり、保育園での給食は心身両面からの成長に大きな役割を担っていると考えております。

また、食事の習慣や好みは、幼児期から形成されます。このため、保育園での給食は生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる食を営む力、すなわち生きる力の基礎を培うための重要な役割を担っていると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市でも、給食は保育の一環として大きく大切な役割を担っているとの認識を

示していただきました。その給食、３歳以上児では副食費を保護者が負担することに、保育現場からは給食もおやつも保育の一環で、なぜここだけ切り外して実費徴収なのかと批判の声が上がっています。

厚生労働省の保育所における食事のガイドラインでは、食事は生命の維持、発育、発達に欠かせないものです。また、乳幼児期の子供にとって、食事を通して、食事をみんなで楽しむ、調理のプロセスを日々感じる、さまざまな食材に触れるなどの経験を積み重ねることは、子供の五感を豊かにし、心身を成長させます。

保育所は子供にとっては家庭と同様に生活する場であり、保育所での食事は心身両面から成長に大きな役割を担っています。先ほどお答えになったとおりです。

保育の一環で大切なものである給食と捉え、全国の自治体ではこの副食費の保護者負担を軽減するため、補助を行う自治体が生まれています。８月24日、岩手日報にも、「保育施設副食費無償化へ、遠野市、10月から全額助成補助、１人当たり月額4500円を市が施設に直接補助し、保護者や施設の負担軽減を図る」と報道されていました。

副食費の補助については、どうお考えでしょうか。また、無償化前に市が国基準の保育料を市独自で助成負担していた財源があります。その額は幾らでしょうか。徴収になっていく場合、事務処理も保育園の現場に押しつけられ、家庭の事情などで給食費が払えない滞納世帯の対応を保育園が背負うことにもなりかねません。現在、学校給食費の滞納問題は、文部科学省が実態調査をするとともに、未納問題の対応で教育活動に支障が生じるおそれがあるため、特定の者に負担がかからないよう留意が必要なこと、全職員が共通認識を持つようなど、通知を出していることからも大きな問題となっていることがわかります。

国基準の保育料を市独自で助成していたお金を活用し、副食費補助が考えられないか、無償化になる子供たち分で年間計算をしますと、6170万円くらいになる計算です。実施可能ではありませんか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

芋生議員の一般質問、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の無償化について、お答えいたします。

今回の幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性及び幼児教育の負担軽減を図る少子化対策を趣旨として実施される国の新しい制度で、幼児教育・保育における１号から３号までの認定区分において、無償

化とする対象区分などがそれぞれ異なり、ゼロ歳から５歳までの児童を持つ子育て世代全てを同じく対象とはしていないところに特徴があります。

現行制度においての副食費の取り扱いは、１号認定に区分される幼稚園児は主食費及び副食費が実費徴収、２号認定に区分される３歳から５歳までの保育園児は主食費が実費徴収、３号認定に区分されるゼロ歳から２歳までは主食費も副食費も保育料に含まれております。そのため、本市では幼稚園児は弁当を、３歳から５歳までの保育園児はご飯やパンといった主食の持参を保護者にお願いしており、このような背景に伴い、制度全体が複雑な設計になっているところでございます。

芋生議員お尋ねの制度改正に伴います本市負担の増減については、約7100万円の歳出減になる見込みであります。また、現在まで独自の制度による実績額はおよそ１億2000万円でございます。

ただ、各施設における副食費の材料費相当額の実費徴収という国の指針を受け、本市も各施設が徴収することとしており、副食費相当額を単独事業により補助を行う考えはございません。子育て世代全てを同じく対象とする事業の創出を図ることが重要であると考えます。

ただ一方では、徴収業務による保育現場の負担増が見込まれることも認識しており、今後の国や県内各市の動向を注視してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今回、幾つかの保育園を訪ね、副食費補助や徴収についてお尋ねしました。まだ、これからのことで、徴収などについても決まっていないというお答えでしたし、保育の一環として大切にしてきた給食を保育料から切り離されることはおかしい、山鹿市で無償にしてほしいと話されました。また、徴収などの業務については、保育士が１人で対応する時間帯も保育所はありますので大変厳しい状況、またこれまで保護者会費などを集めておりましたが、わずか何百円という単位で、高額になることの不安、またそれを預かる、また保管する、銀行などに振り込む、そういう手間が大変煩雑になるということでもありました。

そこで、徴収の軽減を図ることを、ぜひ考えていただきたいと思います。全国、また県内の動向を注視していくとのことですが、消費税増税による生活の厳しさが子育て世帯の貧困問題も心配となってきます。さらに、保育士不足、こちらも心配になってくると思います。市長答弁で、子育てが最もしやすいまちづくりを目指し、

子育て支援策の充実を図っていくとのことでしたので、ぜひ積極的な動きをしていただきたいと思います。

ある園では、関係当事者を交えた検討会を開いていくことを提案したいと言ってありました。ぜひその整備に着手していただきますよう求めておきます。

それでは、最後の質問、幼稚園の環境改善についてです。

山鹿幼稚園は田んぼなどの自然に囲まれ、子供たちにとってとてもいい環境でした。しかし、コメリに続き、トライアル、さらに大型店の建設が進んでいます。現在の山鹿幼稚園の環境をどう認識していますか。24時間営業大型店を含み、さらに店舗が建設されれば、環境はますます厳しくなってきます。山鹿の子供たちを預かる幼稚園として、できるだけの環境改善を図るべきだと思います。

１つ目が、トライアルからの車の出入りを登降園時間だけでも制限、もしくは回避してもらえるよう要望ができませんか。また、隣接のコメリからエアコンの室外機、換気扇の排気口、壁の反射が園舎の環境に大変支障を来しています。窓が開けられないことから、ホールのエアコン設置工事は終わりましたが、自然の風にまさるものはありません。エアコンの必要のない季節にも窓を開けることが必要ですし、コメリの金属壁、まぶしすぎて目などへの刺激は強すぎます。子供の成長では、６歳までに大人の脳の90％が育ちます。神経シナプスが育つためには、十分な酸素と血流を促してやることが重要で、朝起きたらすぐ窓を開けて、朝の新鮮な空気を体に取り入れなさいと言われるように、自然の新鮮な風は成長期の子供たちにとって、食事とともに大切なものです。脳の微細な損傷は十分な酸素が脳に行き渡ることで修復されると保育の中で学んできました、そして、２番目には、現在の花壇に植栽をすれば、この改善ができます。また、幼稚園の子供たちが毎日行き来する門扉前には、トライアル室外機が並び排気がかかってきます。この場所の変更、考えられないでしょうか。

以上の３点について、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

芋生議員の一般質問、山鹿幼稚園の環境改善について、お答えいたします。

ご指摘の大型店につきましては、出店計画時の農振除外申請書等の申請がされた段階で説明を受けておりますが、室外機による熱風対策については、店舗や道路などとの位置関係を勘案した上で、特段の対策は必要ないと判断したところでございます。ただ、現実的にはそのような事案が見受けられていることから、店舗と協議

の場を設けて、植栽などの対策をお願いしたいと考えております。

また、山鹿幼稚園児童送迎時の交通規制については、園児の交通事故防止を目的としたお願いをしたいと思っております。しかしながら、山鹿幼稚園正門の位置を移動することにより、園児たちの通園ルートを変更する手法は現実的な選択とは考えておらず、これは行わない方針でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時11分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号４番、勢田　昭一です。

今回の一般質問は、人口減少に伴い、これから直面する課題、１点目は公共交通機関と今後の展望について、２点目が若者を初めとする労働力の確保とその対策について、３点目がスポーツ大会を通して山鹿市スポーツ推進計画の策定について行います。一問一答でお願いをいたします。

その前に、共通認識として、山鹿市における総人口及び世帯数の推移について上げてみます。ご案内のとおり、平成30年９月の定例会で総人口について一般質問をさせていただきました。その回答の中で、平成17年３月、合併当時の総人口は５万9785人、それが平成30年３月には５万2670人と、7115人が減少しているということがわかりました。僕らは合併当時、やがて６万人たいということを考えておりましたが、逆に減少をしているという現状確認をいたしました。そして、ことしの６月、一般質問で行政区の数と、それから平均世帯数を聞きました。平成17年の合併時には267の行政区、そして平均世帯数が77戸とありました。ところが、平成30年には行政区数が258区、平均世帯数は84戸と増加をしております。このことから考えると、総人口は減少しているのに、世帯数は逆にふえているということがあります。このことは僕らが親しんできました三世代同居がなくなり、核家族化が進んでいる

ということが判断できます。

このように、人口減少と高齢化をしっかりと現状認識をし、これから直面する課題を整理し、その課題解決に向けて、行政、市民が一緒に取り組む時期に来ていると考えます。

では、１点目の質問です。公共交通機関の減少と今後の展望について質問をいたします。

全国では高齢者による交通事故が大変ふえております。悲しいニュースがいっぱいございます。そして、免許証返納者も増加をしている現状であります。そのために、私の地区でもそうですが、病院通いや買い物などの用事が不便になっているのが現状です。また、公共の路線バスが運転手不足や採算ベースなどの条件により、その便数が減少することは確実と思われます。先ほど、芋生議員の質問もございました。九州産交バスの部分でのバスの便数のことも言われております。そしてまた、バス路線を運行するに当たり、自治体がその補助金を出しているということを聞いております。

そこで、１つ目の質問です。山鹿市に乗り入れる路線バス便数の実態と山鹿市からの年間の補助金はどれくらいあるか伺います。

また、関連しての質問ですが、路線バスを補うためにあいのりタクシーが運行されております。そこで、２つ目の質問です。あいのりタクシーの利用状況と、山鹿市からの年間補助金額を伺いします。

以上２点について、お願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員の一般質問、路線バスの実態と補助額及びあいのりタクシーの利用状況と補助額について、お答えをいたします。

まず、路線バスでございますが、現在、民間の２つの事業者により23路線で、平日221便が運行をされております。23全ての路線について、その運行により赤字が発生し、その一部を市が補助しているところでございます。補助額といたしましては、平成28年度、１億1578万9000円、平成29年度、１億1787万7000円、平成30年度、１億2680万7000円となっております。

続きまして、４つの区域で運行をしておりますあいのりタクシーの利用状況と補助額でございますが、平成30年度の延べ利用者数は、山鹿チヨマツ号4292人、鹿北たけんこ号4499人、菊鹿あんず号１万4452人、鹿央キンカン号6017人、合計の２万

9260人となっております。

また、あいのりタクシーへの補助額といたしましては、平成28年度、3625万7000円、平成29年度、3554万3000円、平成30年度、3634万1000円となっております。

なお、公共交通の運行に要する補助総額といたしましては、平成28年度、１億5204万6000円、平成29年度、１億5342万円、平成30年度、１億6314万8000円となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

山鹿市の補助金が、毎年、バス運行に１億2000万円、それからあいのりタクシーに3000万円支払われていることが確認できました。その補助金が高いかどうかというのは、それぞれの判断によると思いますが、山鹿市の公共交通機関を運行するには、多額の費用がかかっているということがわかりました。

次の質問に移ります。

今後、日常生活で利用しやすい移動手段は重要な課題となっています。そこで、３つ目の質問です。公共交通機関の減少する中で、今後の山鹿市内における交通手段、交通網をどのように整備をするのか、あるいは計画をしておられるのか伺います。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

勢田議員のご質問、公共交通の今後の展望について、お答えをいたします。

地域公共交通は、市民が日常生活で利用しやすい移動手段を確保し、地域の暮らしや活力を維持するために重要な役割を担っております。しかしながら、人口減少や高齢化への対応など、さまざまな課題が山積していることから、平成30年度において、本市の交通に関する現状や課題等を整理し、その解決を図るため、地域公共交通の基本計画となる山鹿市地域公共交通網形成計画を、市民の代表、交通事業者、公共交通の専門家及び行政などで構成する山鹿市地域公共交通活性化協議会において策定をしたところでございます。

今後は、網形成計画の計画期間である５年間で、さまざまな施策や事業に取り組

み、基本理念である市民が地域で生きがいを持って住み続けられる持続可能な地域公共交通の構築に向けて、路線バスやあいのりタクシーなど、多様な交通モードを組み合わせながら、本市の特性や実態に応じた地域公共交通ネットワークの形成を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

先ほどの芋生議員の一般質問の中でもございましたけども、平成30年度に山鹿市地域公共交通活性化協議会を結成され、その中で論議をされているということで答弁をいただきました。その中で、芋生議員もおっしゃっていましたが、構成されるメンバーなり、いろんな部分で若干問題が出てきているようです。

そして、５年間といえば、もうかなり人口の減少、そういった部分でもかなり加速をしております。５年間の策定の部分で計画はされておりますけども、その都度、その都度、やっぱり検証を行いながら、よりよい交通手段を求めて、ぜひ実践をやってほしいと考えております。

これは私のあれですけども、若いときには何とも思わなかった交通手段が、年をとるたびにやっぱり考えるようになってきたという部分がございます。そういった面でも、この地域公共交通活性化協議会のより真摯的な議論を踏まえながら、今後の市民のためにご尽力をお願いしたいと考えております。

では、次の質問に移ります。

２点目は、若者の就労確保とその対策についてであります。

今、日本政府は外国人労働者を導入し、働き手不足を解消する施策を出しております。ご案内のとおり、山鹿市内においても、外国人労働者が増加しているように思われます。また、私の知人は人事を担当しておりますが、募集をかけても人が集まらないと嘆いております。これまでも提言をしておりますが、地元で育った子供は地元の高校へ進学し、地元の事業所で働くことが一番の方策と考えております。

そこで、質問です。１つ目に、山鹿市内における事業所数と主な産業別事業所数を伺います。また、２つ目に、市内の高校卒業後の就職状況についても伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、若者の就労者確保とその対策について、お答えいたします。

１点目の山鹿市内における事業所数及び主な産業別事業所数について、平成28年度経済センサス活動調査により申し上げますと、事業所数が2210事業所、主な産業別事業所の内訳としましては、卸売・小売業が581事業所、宿泊・飲食等サービス業が550事業所、医療・福祉業が194事業所、製造業が186事業所でございます。

次に２点目、就職状況について申し上げます。

本年３月末の卒業生は、支援学校分教室を含む市内高等学校等５校で626名でございます。うち、就職者数については223名、卒業生全体の35.6％で、就職先の地域別内訳としましては、山鹿市内が30名、就職者全体の13.4％、山鹿市以外の熊本県内が142名、同じく63.7％、県外が51名、同じく22.9％となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今の答弁の中で、山鹿市内にある事業所は2200カ所ということで言われました。すごく多い事業所数だなということで思いました。そしてまた、市内の高校卒業後の就職者がわずか30名ということで、全体の13.4％に過ぎないということもまたわかりました。この事業所数と就職者数のアンバランス、事業所は多いのに、就職する生徒は少ないと、こういったアンバランスをどうにか解決できないかと考えます。そのマッチングを行政がもっとすべきではないかと考えます。そういった意味では、先ほど言いましたように、労働者不足が今から特に叫ばれる時代であります。

そこで、質問をいたします。山鹿市内、地元高校及び地元企業との連携はどのようになっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、山鹿市、地元高校及び地元企業の連携状況について、お答えいたします。

地元企業への就業機会の確保を目的として、昨年８月に山鹿市企業連絡協議会の会員企業14社の採用担当者と、県鹿本地域振興局及び山鹿市の３者と市内高校等の進路担当者との意見交換会を実施しております。

また、本年２月には、城北高校の２年生とその保護者を対象に企業ガイダンスを開催いたしました。高校側からは、就職に関するさまざまな企業情報を収集し、事業内容、職場環境、待遇、福利厚生など、詳細に知り得るよい機会であったとのお話をいただいております。

本年度も引き続き、３者が一体となって、市内全高校の就職を希望する２年生を対象とした企業ガイダンスを実施する予定としております。山鹿市内には、製造業を初め、成長産業として期待される優良事業所が数多くございますので、生徒の地元企業への就職に対する意識を高め、就業意欲が向上し、職業選択の幅広い視野が形成されるよう取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今答弁にもありましたように、山鹿市企業連絡協議会が結成をされて、各種意見交換会、または高校生、その保護者向けのガイダンスの開催など、積極的な対策を講じておられることに敬意を表します。

今は、この地元企業のみの展開ですが、産業別に連絡協議会を行政主導でつくっていただきたいことを強く要望いたします。今回の場合は、企業連絡協議会ということでございますが、福祉関係だったり、病院関係だったり、そういった協議会をぜひつくっていただき、高校生の地元への関心をぜひ深めていただきたいと考えております。そのことは、山鹿市内の事業所の働き手不足を解決することにつながると確信をしております。若者の就労確保とその対策についての質問は、これで終わります。

では、３点目の質問です。

スポーツ基本法に基づく山鹿市のスポーツ推進計画の策定についてでございます。山鹿市の児童生徒は、いろんな大会ですばらしい成績を上げております。特に中学生レベルでは、先般の熊本県ジュニアオリンピック等でも、走り幅跳びでは菊鹿中の高塚さん、それからジャベリックスローでは山鹿中学校の永野さん、それから1500メートル走では鹿本中の松尾さんなどが優勝して、全国大会に出場いたします。また、山鹿小学校合唱部が先般の九州大会で金賞を受賞し、全国大会へ出場いたします。市長が言われますように、やはり「子どもはやまがの宝だ」という部分で、こんな子供たちがいっぱい頑張っていることを僕らはやっぱり認識しなければいけません。そしてまた、ことしの11月30日からは女子ハンドボール世界選手権大会が

開催をされます。そして、来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。まさに、スポーツ一色の時期が間もなくやってきます。

そんな中で、女子ハンドボール世界選手権について質問を考えておりましたが、午前中の冨田議員の一般質問とダブりますので割愛をさせていただきます。

私は、平成30年３月の定例会で、生涯スポーツ振興とスポーツ推進計画について質問をいたしました。

政府は、スポーツ基本法を平成23年法律第78号で施行しています。現在、第２期の基本計画を策定しています。そのポイントは、スポーツの価値を具現化し、スポーツの枠を越えて異分野と積極的に連携・協働するとうたっています。午前中の冨田議員の一般質問の中に、いろんなやっぱり経済効果があるという部分を述べられております。そういった部分を含めて、この連携・協働はやっぱり必要だなということを感じております。また、熊本県でもことしの２月には、これからの５年間の第２期の熊本県スポーツ推進計画を策定しております。

そこで、質問です。

山鹿市におけるスポーツ推進計画は、昨年３月からどのように進捗をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

勢田議員の一般質問、スポーツ基本法に基づく山鹿市スポーツ推進計画の策定について、お答えいたします。

同計画の策定については、平成30年３月定例会時に同様のご質問をいただいた際、本市のスポーツ推進計画策定に向けての環境整備として、スポーツ関係団体との連携と基盤の強化を進め、市民がスポーツに参画する機会を拡大するとともに、インターハイや女子ハンドボール世界選手権大会を通じ、市民のスポーツに対する関心を醸成し、多くの団体や市民からご意見をいただけるように準備を行った上で、子供から高齢者まで誰もがスポーツに親しむことができるような、地域に根差したより実効性のあるスポーツ推進計画の策定に取り組みたいといった内容のご答弁をしたところでございます。

ご承知のとおり、８月初旬に山鹿市をメーン会場として開かれたインターハイハンドボール競技では、47都道府県96チームが６日間にわたり熱戦を繰り広げ、３カ月後には世界24カ国の代表による女子ハンドボール世界選手権大会が山鹿市総合体育館を含む５会場で開催されます。

さらに、１年後には東京オリンピック・パラリンピックも開催され、市民のスポーツ推進に対する機運の高まりが予想されることから、この機を逃さず、できるだけ多くの市民や団体からスポーツ推進に対する声を聞きながら、総合計画や教育基本計画との整合性を図りつつ、山鹿市独自のスポーツ推進計画策定へ向けた準備を前に進めたいと考えており、令和３年度中の策定完了を目標としているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今、答弁にもございましたように、山鹿市におけるスポーツ推進計画は、令和３年度中に策定したいという答弁をいただきました。ちょっと遅いのではないかなということを、私は感想で述べさせてもらいたいと思います。

今の答弁にもありましたように、実際にはもう大会は進んでいるわけですね。ハンドボール大会、インターハイがあった。そしてまた、11月から女子ハンドボール世界選手権大会があるという中で、山鹿市として何を基軸とするのか。スポーツを通して何をやりたいのかという部分が僕は必要だろうと思います。ですから、午前中の冨田議員が言われましたが、経済効果がそこまである、山鹿市の補助金が幾ら使われている、こういう効果がある、やはりスポーツというのはする人、見る人、そしてそれを支える人、それが基本と思うんですね。ですから、僕らはスポーツ大会はああそれだけたいと思いよったんですけれども、そうじゃなくて、そこにやっぱりたくさんの人が、する人だけではなく、そこを見る人、応援に来る人、支える人がいっぱいいるんだなということを感じております。そのためには、１日も早いスポーツ推進計画の策定をお願いをしたいと思います。

完璧なものをつくろうとしよっても、なかなかできません。１つの案を先に出して、それをやっぱり毎回毎回検証しながらつくっていくということに課題があると思います。

先ほど違った分野でもと言いましたけれども、その大会を支えるためには、やはりその地元の旅館組合だったり、そういった人たちも関連をしてくる。そういった総合的な推進計画をぜひ策定をお願いしたいと思います。

そういった部分で、これからもスポーツ大会はたくさんあると思います。そこに、やはり山鹿市の補助も出すけれども、それ以上の経済効果を生むためには、いろんな分野が一緒になって、やっぱりそこをやっていくということを、午前中の一般質

問の中でも考えましたし、今回それを強く要望をしておきます。

さて、今回の一般質問では、人口減少や高齢化によって、今までに経験したことがないたくさんの課題が出てきます。その課題を的確に捉え、行政がいろいろな施策を考えていただける機会になれば幸いです。いろんな問題がたくさんありますけども、そういった意味で行政が果たす役割というのは非常に多いかと思います。

そういったことを期待しながら、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて今回４件の質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

１件目は、安全対策について、防犯灯並びに防犯カメラの設置状況の現状をお聞きをいたしたいと思います。

この防犯灯並びに防犯カメラの設置につきましては、過去に質問をされておりますけども、最近、犯罪やいろんな部分での事件が多く発生をいたしております。多くの方より、この防犯灯の設置場所と防犯カメラの設置状況はどのようになっているかなど問い合わせがありましたので、あえて質問をいたしますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず、山鹿市における防犯灯の設置状況についてお聞きをいたします。

山鹿市も市民の皆様と力を合わせて犯罪のない安全安心なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。危険箇所には防犯灯を設置し、設置場所の拡大を図り、継続していくことが大切なことだと思います。私たちの地域も暗くなりますと、この防犯灯も少なく、本当に真っ暗な状況でございます。防犯灯は犯罪の防止や抑制についての効果があり、犯罪の防止や抑制の観点から見ますと、防犯カメラと同様にとても重要な役割を果たしています。山鹿市における防犯灯の数と設置状況について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、１点目、安全対策につきまして、市が管理している防犯灯の数と設置状況について、お答えいたします。

現在、市が設置し、その維持管理を行っている防犯灯につきましては479基でございます。

各地区ごとの内訳といたしましては、鹿北地区が114基、菊鹿地区が208基、鹿本地区が１基、鹿央地区が156基となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

４地区につきましては、市が設置をされ、維持管理をされているとのことでございました。この件につきましては、合併前からの取り決めで現在に至っているものと思いますので、現状のとおりでございますけども、この山鹿市内の防犯灯につきましては、地元地域での設置、維持管理をされており、何と言いますか、不平等な感じも受けるわけでございます。

それでは、２回目は、この企業や個人が防犯灯設置に対する市の補助制度はどのようになっていますでしょうか。また、この継続されているのであれば、年に何件ぐらいの設置要望件数があるのか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、防犯灯の設置に関する補助制度要望件数等について、お答えいたします。

防犯灯の設置補助事業につきましては、これまで地元からの要望に応え、合併後、集中的に進めてまいりました。その結果、一定の事業効果が図られたものと判断し、合併後10年目となる平成26年度をもって一旦区切りをつけまして、事業の縮小を行ったところでございます。

しかしながら、新たな住宅地の分譲や小学校の統廃合による通学路の変更など、特別な事情による設置要望に対応できるよう、平成27年度以降も補助金交付要綱を存続させ、事業を実施しているところでございます。

現在、嘱託員を通じてご相談があった場合には、現地調査を行い、設置の必要性

が認められる案件につきましては、補助金の申請を行っていただいている状況で、毎年10件前後のご相談を受けている状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

毎年10件前後の要望があるということは、継続の必要性があると思われますので、今後につきましても状況を見ながら、この継続推進をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、３回目は防犯カメラの設置状況についてお聞きをいたします。

防犯カメラは、皆様ご存じのとおり、今や私たちの身近にあり、さまざまな場所で普及をしております。スーパーやコンビニなどの商業施設に関しましては万引き等の犯罪行為に対する防止策として、アパートや住宅等では不審者や侵入者の監視、道路では交通災害に関する監視などに、実にさまざまな場所で設置をされております。

それから、最近の事件におきましては、防犯カメラの映像が犯人逮捕の決め手となったり、長期逃亡中の犯人の足取りを防犯カメラの映像で捉え、指名手配犯の逮捕につながったりしたことは記憶に新しいところでございます。

この防犯カメラは、全国的に駅や商店街、道路、公園といった公共空間にも防犯カメラが設置されるようになってきました。特にふえましたのは、最近多発しております児童誘拐や連れ去り事件の影響から、学校の周囲や通学路に設置される防犯カメラのようです。これは2018年５月11日の日本経済新聞に書いてありましたけども、全国で昨年１年間に子供が狙われた略取誘拐事件は72件で、横ばいの傾向が続いており、子供の安全を守るため、警察と地域、学校が連携した取り組みが重要となっております。

また、コンビニやガソリンスタンドを初め、民間業者が多数の防犯カメラを設置してありますけども、必ずしも子供たちの安全確保を目的に設置したものではありません。やはり通学路や公園などに設置することによって、特に子供たちを犯罪から守る効果が期待されるのではないでしょうか。当然、この防犯カメラを設置したからといっても100％の安全がもたらされるわけではないことは言うまでもありません。

一方、防犯カメラは、個人を監視するための個人情報の保護の観点から、さまざまな問題も指摘されておりますけども、地域防犯力の向上や事件・事故の解決に効

果を発揮することから、多くの自治体で防犯カメラの設置が進められております。防犯カメラが公共の安全を確保するために重要な役割を果たしていることは間違いございません。

そこで、２点について質問をいたします。

まず１点目は市内における公共施設並びに市内小中学校等教育施設への設置状況についてお伺いをいたします。

２点目といたしまして、今申しました小中学校教育施設には絶対設置が必要と思いますけども、今後の設置方針についての見解をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、防犯カメラの設置状況について、お答えいたします。

まず、防犯カメラの公共施設への設置状況につきましては、昨年度、新たに本庁舎、各市民センター、市民交流センター及びカルチャースポーツセンターの７つの施設内及び駐車場に計22台の防犯カメラを設置しました。

一方、小中学校につきましては、現在、菊鹿小学校及びめのだけ小学校に設置しております。

次に、今後の設置方針につきましては、山鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱にも規定いたしておりますが、不特定多数の者が利用する市の施設などを対象に設置することとしておりますので、山鹿警察署を初め、関係団体等とも協議を行いながら、より効果的な場所への設置を進めてまいりますとともに、特に小中学校につきましては、不審者等から子供たちを守り、安心安全を確保するためにも、教育委員会において関係部署と協議の上、整備計画を作成し、計画的な設置に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

子供たちを守り、安心安全を確保するため、この教育施設、また並びに通学路等へ、ぜひ早期に設置ができるようによろしくお願いをいたします。

続きまして、防犯カメラを商店街など民間が設置する場合の補助等についてお聞

きをいたします。

また、地域団体で防犯カメラを設置する際、九州内の３県と申しますか、設置に対して助成をしている自治体もございます。この設置に対する補助について、どのようなお考えかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、防犯カメラを商店街等の民間が設置する場合の補助等の考えについて、お答えいたします。

現在、県内では、玉名市、合志市、天草市及び宇土市４市が補助金交付要綱を定めております。

本市におきましては、昨年６月議会での答弁以降、商店街、自治会等からの防犯カメラの設置補助に関する要望、問い合わせ等がないことから、現在、具体的な検討には至っておりません。

しかし、今後、補助金に関する要望や問い合わせ等がありました場合には、設置者に対して適切な管理運用を行うように指導するための明確なルールづくりとあわせまして、設置後の維持管理に係る費用等の説明も十分に行いますとともに、補助金に関する制度設計等、具体的な検討が必要になると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今の答弁の中で、設置補助に対する要望、問い合わせ等がないことから、現在、具体的な検討に至っておりませんとのことでございましたけども、内容的には理解をいたしましたけども、先ほどの答弁の中で、県内でも４市がこういった設置に対して補助をされているということをお聞きしたわけでございますので、この内容につきましてもご検討いただければというふうに思っております。

それでは、２件目の若者の移住定住促進についてお聞きをいたします。

国が東京圏の一極集中を是正し、東京圏と地方の人口移動を2020年までに均衡させることを目指していますが、2018年の東京圏への転入超過は、若者を中心に約14万人に上ったということであります。一方、若者のアンケート調査の結果では、東京圏の若者は地方に住みたいと回答した人数も増加傾向にあるというふうに聞いて

おります。

このような中、山鹿市で育った若者の定住はもちろんのこと、東京圏や全国から若者の移住先として選ばれるような魅力ある山鹿市をつくっていくべきと考えておるところでございます。

まず初めに、この山鹿市の人口増減につきましては、３年間の転入・転出の状況、社会増減についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

北原議員の一般質問、社会増減の推移について、お答えをいたします。

本市における社会増減の推移は、住民基本台帳によりますと、平成28年度、転入1521人、転出1533人で12人の減、平成29年度、転入1462人、転出1657人で195人の減、平成30年度、転入1533人、転出1728人で195人の減となっており、転出者が転入者を上回る転出超過が続いている状況でございます。

なお、平成28年度につきましては、熊本地震の影響があるものかと思われます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

転出がふえていることがわかりました。年々増加傾向にあるのかなと思っておりますけども、今後も大変これは難しいこととは思いますけども、この転入がふえる施策が必要かと思います。

ちょっと余談でございますけども、うれしいことに我が地域には神戸市から山鹿市の空き家バンク制度を通じまして、40歳代の男性が転居されて来られました。そのような方が今後もふえるような対応をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、２点についてお聞きをいたします。

まず１点目は、この地域生活課内に移住定住相談窓口を設置されて、一元的に移住希望者の相談対応に当たっておられますけども、年間、何件ぐらいの相談がありますでしょうか。また、移住定住を促進する上での課題をどう認識されておりますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

北原議員のご質問、移住定住相談窓口の状況と促進する上での課題をどう認識しているかについて、お答えをいたします。

移住者に対し、スムーズな受け入れ体勢を構築するため、平成28年４月より地域生活課内に移住相談窓口を設置しております。相談件数は年々増加傾向にあり、平成30年度の状況は、窓口や電話での相談が103件、空き家バンクを利用し本市に移住定住された方が15世帯の44名となっております。

特に、移住定住を希望される方々は、まず住むところを探されており、空き家バンクへの登録物件だけでなく、民間の物件等についても数多くの相談がなされており、そのため現在、相談体制のさらなる充実を図るため、不動産関係者など民間団体と連携し、新たな組織の設立を目指し、準備を進めているところでございます。

また、生活する上で必要不可欠な就業支援、起業支援や子育て支援などにつきましても、関係部署との情報交換を図りながら、連携を強化し、移住定住につながるような環境整備に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

相談件数がふえていることは大変いいことだと思います。また、この空き家バンク制度があります関係で、この移住定住につながっているとも思います。今後もこの空き家バンク制度を利用する方がふえることが大変大事なことかと思っております。

３回目は、この地元企業と若者を結ぶ市の支援、若者の支援についてお聞きをいたします。

山鹿市で育った若者には、山鹿に就職していただきたいわけですけども、進学等で一旦外に出た若者が戻ってくる場所を含め、若者の就業に向けてはどのような施策があるのか。また地元企業が若者のニーズを把握できるような取り組みについて、また市が支援していることがありましたらお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

北原議員のご質問、地元企業と若者を結ぶ市の支援について、お答えをいたします。

現在、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町村が共同で移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業の実施に向けて準備を進めているところでございます。

この事業は、東京圏から移住しようとする者が転居し就業または起業し、定着に至った場合に、県と居住地の市町村が共同して移住者に対し、単身者には60万円、２人以上の世帯には100万円の支援金を給付するものでございます。

本市としましても、地元企業、県、市の３者で連携し、情報交換を図りながら、１人でも多くの若者の移住定住につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今言われましたその制度等を活用されまして、さらに１人でも多くの若い方が移住定住につながりますよう、さらなるご尽力をよろしくお願いをいたします。

３件目は、消防団の処遇改善についてお聞きをいたします。

局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題であります。消防団の重要性が注目を集めております。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応を行う消防組織法に基づいた組織であります。本市におきましても、火災や災害の発生時には、いち早く現場に駆けつけていただき、地域防災のかなめとして人命救助や財産保持に多大なご尽力をいただいております。消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例に年額報酬や出動手当などが支給されております。平成26年の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をし、この法律のもとに消防団員の処遇改善が図られることになりました。

これまで消防団の年額報酬や出動手当につきましては、交付税で措置されていますけれども、各市町村の条例では交付税単価まで確保されていない自治体も多いと聞いております。

それでは、３点につきまして質問をいたします。

まず１点目、報酬等につきましては山鹿市条例第45号第12条についてこの規定が

あります。その消防団員の報酬年額並びに出動手当の額はどのようになっておりますでしょうか。

２点目は、この消防団の出動内容と件数について。

３点目は階級や在籍年数に応じて設けられております退職報償金ですが、平成26年の法改正では全階級で一律５万円を上乗せするとなっておりますけども、本市の状況はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員のご質問、消防団員の処遇改善等についての１点目、消防団員の年額報酬及び出勤手当の支給額について、お答えいたします。

年額団員報酬につきましては、一般団員は１万5000円を支給しております。平成30年において、各種災害の出動延べ人数は2214人で、出動手当総支給額は313万7200円でございます。

ご質問の２点目、出動内容と件数につきましては、平成30年実績で火災21件、風水害３件、捜索３件、警戒・巡回11件、延べ38件でございました。

続きまして、ご質問の３点目、退職報償金の支給について、お答えいたします。団員退職報償金は、消防組織法に基づき支給され、退職報償金制度により各自治体が消防団員条例定数に応じ、毎年掛金を負担しております。支給額につきましては、平成26年度に市町村消防団員退職報償金支給条例改正がございまして、これに基づき、在籍年数に応じ支給しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

退職報償金につきましては、この条例改正に基づきまして、在籍年数に応じ支給されておるところで、安心をいたしてました。

それでは、２回目の質問をいたします。

平成26年３月の定例会で質問いたしておりまして、その答弁内容を再確認いたしますと、具体的には消防団の不在率が高い昼間の消防力を確保するための機能別団員制度の導入を進めるとともに、少人数の部の統合を推進することで、活動単位である部の規模適正化と団員定数の見直し、あわせて報酬額等のあり方につきまして

も検証してまいりたいというふうに答弁があっております。

では、３点について質問をいたします。

まず１点目は、現在、この機能別団員制度も導入されておりますけども、何団体ありますでしょうか。

２点目は、部の統合の状況はどのようになっておりますか。

３点目は、平成26年３月議会で質問した内容で、この報酬等についての検証結果についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の２回目のご質問の１点目、機能別消防団員の現状について、お答えします。

現在、各分団、校区に配置しております機能別団員数は82名でございます。機能別団員は、基本団員を補完する意味合いもありますことから、分団の実情に応じ配置していない分団から、多いところでは10名配置している分団もあり、主に昼間の火災発生時の消火活動に従事されているところであります。

ご質問の２点目、部の統合の進捗状況について、お答えします。

部の統合を進める要因としまして、団員のサラリーマン化で、昼間の出動に４分の１の出動しか見込めず、必要とする出動人員の確保ができない部が多くなってきたこと、少子化により団員数が減少した部が増加してきたことにあります。このため、消防団本部において、各隊で15名に満たない部の統合の方針を決定し、当然、地元住民の理解を得ることが重要でありますので、地域の実情を踏まえ、慎重に協議を行い、令和２年度末をめどに統合を進めているところでございます。

最後に３点目、報酬額の検証結果について、お答えします。

平成26年３月議会で一般質問があっておりますが、その後、団員の活動実績に支給する出動手当について、平成28年度より出動１回に対し一律1000円から、火災及び警戒は1400円、風水害及び捜索は2200円に増額し、消防団員の活動の実績に応じ、消防団員を支援しております。よって、検証の結果、団員報酬につきましては据え置きとしておりますが、団員の出動等の活動に対する支援を強化することで処遇の改善を図ったものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

この報酬額の検証結果として、今お話がございましたけども、この団員の活動実績に支給する出動手当は、一律1000円から火災及び警戒は1400円、風水害及び捜索につきましては2200円に増額をされております。また、団員報酬１万5000円につきましては、据え置きというふうな話があったわけでございますけども、ちなみに近郊の菊池市は２万円、玉名市は１万8000円であります。他市のことは関係ないと思われるかもしれませんけども、やはりこうした部分での違いがありましたら、消防団の意識高揚のためにやはり見直し等もよろしくお願いをいたしたいと思います。

３回目は、準中型免許取得に対する公費助成についてと消防積載車のオートマ導入につきましてお聞きをいたしたいと思います。

まず、公費助成についてでありますけども、道路交通改正法によりまして平成29年３月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となりました。これに伴いまして、消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を地方公共団体にて創設が可能となったわけであります。消防団員の準中型免許の取得に要する経費に対しまして、市町村が助成をした場合、その助成額の２分の１を特別交付税として措置する内容であります。後で答弁があると思いますけども、この地元にあります消防積載車の、消防団員の方に聞きまして、車検証を見ますと、総重量約2.9トンのため、この問題はないかと思いますけども、タンク車につきましては、この中型免許が必要となってまいります。平成29年３月12日以降に免許を取得した方は、こういったのには乗車ができません。市の公費助成制度についての見解をお伺いをいたします。

次に、消防団で若い方の中には、やっぱり今オートマ限定の免許を取る方が増加傾向にあるともお聞きをいたしております。そういった方は、今現在のミッションの消防積載車には乗れませんので、今後この消防積載車のオートマの導入についての見解をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の３回目のご質問の１点目、免許取得に関する公費補助制度について、お答えいたします。

議員ご指摘の道路交通法の改正により、消防積載車を運転できない団員がいるのではないかとのお話だと思いますが、配備している消防積載車は３トン未満である

ため、道路交通法の改正後に普通免許を取得した団員で運転ができますので、現在の消防団員への免許取得に関する公費補助制度は設けておりません。ただ、１分団に配備しているタンク車１台につきましては、7.5トンを超えておりますので、中型免許が必要となるものでございます。

次に、ご質問の２点目、オートマチック消防積載車の導入について、お答えいたします。

現在、消防積載車はマニュアルタイプですが、以前の免許取得状況調査ではオートマチック限定車が全団員の1.3％と少なく、当面はマニュアルタイプの導入の判断結果となっておりました。

今後は、オートマチック限定で免許を取得した団員がふえることも予想されますので、定期的な調査を行い、団員のオートマチックの免許取得率を勘案し、車両更新時にオートマチック車の導入時期の判断材料としてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

いろんなパターンがあると思われます。今後、この準中型免許取得に対しまして、またこういった公費助成制度も検討の余地があるかと思いましたので質問をいたしました。

それでは、４件目、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について、お聞きをいたします。

まず、この安全運転支援のほうでございますけども、東京都池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、２人の方が亡くなられた事故以降も、この高齢者運転による事故が続いております。近年、交通事故の発生件数は若干減少傾向にありますけども、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立っております。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いらっしゃる75歳以上の運転免許保有者が2022年には100万人ふえて、663万人に膨らむと推計をされております。こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で75歳の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけています。今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは、待ったなしの課題だと思います。また、過疎地域を中心に、車がないとなかなか生活に支障があるという方も多くいらっしゃいます。自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り

組みでございます。

それでは、質問をいたします。

まず初めに、高齢者の安全運転支援についてでございますけども、この件につきましては、やはり国が対応するようなことの内容ではございますけども、あえて質問をいたします。自動ブレーキやペダル踏み間違い等の急加速等を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車、サポカーＳや後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置、またワンペダルなどの普及を一層加速させるとともに、この高齢者の方々を対象にした購入に対する支援策について、山鹿市としてどのようにお考えかお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の４点目のご質問、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について、安全運転サポート車の購入及び踏み間違い防止システムの導入に関する市の支援について、お答えいたします。

初めに、内閣府作成の交通安全白書によりますと、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故につきましては、ブレーキとアクセルの踏み間違いやハンドルの操作誤りなどの操作不適による事故が最も多いとされており、こうした事故をなくすために、近年、自動車メーカー等が開発を進めておりますのが運転支援システムと呼ばれるものでございます。

この運転支援システムには、新車購入時に装備される安全運転サポートシステムと、購入後に装着する踏み間違い防止システムの２種類に大別されます。このうち、安全運転サポートシステムには、さらに２つのタイプがあり、衝突被害軽減ブレーキが装備された車、通称セーフティ・サポートカーと、この機能に加えアクセルの踏み間違い時の加速抑制装置を搭載した車、通称セーフティ・サポートカーＳがございます。もう１つの踏み間違い防止システムにつきましては、１つのペダルでブレーキとアクセルの操作を行うものや、自動車用品販売店で取りつけが可能な加速抑制装置がございます。

ご質問の高齢者に対する安全運転支援システムの装備に係る補助につきましては、ことし７月から東京都が70歳以上を対象に上限10万円の補助制度をスタートしたことで注目されておりますが、現在のところ、全国的に導入自治体が少なく、横須賀市や愛知県内の自治体で同様の補助制度が始まると聞く程度でございます。県内で

は、唯一、玉名市が平成29年度から３年間の期限つきで、オートマチック車の踏み間違いを防止するワンペダル装置の装着に対する補助を行っております。

本市の平成30年12月末現在の70歳以上の運転免許保有者は、二輪車を含めて7624人おられるため、仮に後づけが可能な加速抑制装置に対する補助制度とする場合でも多額の財政負担が見込まれます。

そのため、今後、この問題に対する国や他の自治体の動向を見きわめながら、補助のあり方や補助基準、対象者の範囲、開始時期など、さらに調査検討が必要だと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今のご答弁の中で、国や他の自治体の動向を見きわめながら、補助のあり方や補助基準、対象者の範囲、開始時期などに、さらに調査検討が必要だというふうに考えられているということでございまして、やっぱり財政負担の部分もありますので、今後にありましてもやはり一番は運転をする人が十分注意をするしかないのかなと思うわけでございます。

それでは、２回目は、高齢者の方の移動手段の確保について、２点お聞きをいたします。

１点目は、先ほどからお話が出ておりますけども、この５年計画で推進されております山鹿市地域公共交通活性化協議会の内容でございますけども、令和元年第１回、５月21日に実施された内容につきまして、どのような協議がされたのか、その概要についてお伺いをいたします。

２点目は、バス停から500メートル以内の地域での山鹿チョマツ号の利用についてお聞きをいたします。

私は、この件につきましては、以前から何回となく、その状況を踏まえながらお願いと申しますか、質問をさせていただいております。この山鹿チョマツ号のあいのりタクシーの運行回数の拡充並びに最寄りのバス停から500メートル以内の方の利用ができるよう質問をしてきました。免許証は返納したけども、バス停まで歩けない、また運行回数をふやしていただきたいとの言葉を何度となくお聞きをいたします。バス停から500メートルの枠を外していただき、私個人の意見でございますけども、運賃を少し上げる方法も何かあるのかなというふうに思っております。高齢者の方の生活を楽しいものにしていくのも私たちの責任ではないでしょうか。見

解をお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

［市民部長　梅崎　康二君　登壇］

○市民部長（梅崎　康二君）

北原議員のご質問、まずは５月に開催された地域公共交通活性化協議会での協議の概要について、お答えをいたします。

今回の協議会では、九州産交バス熊本山鹿線の新道経由及び来民中町経由の廃止について及びあいのりタクシーの運行エリアの拡大についてを中心に協議をいただきました。

委員からは、存続される日置経由、来民バイパス経由の便数はどうなるのか、新道経由廃止に伴い、バスが通らない地域への対策はあるのかなどの質問があり、日置経由、来民バイパス経由とも増便となり、新道経由の廃止後は交通空白地域が生じるため、あいのりタクシーの運行を行うことを説明しております。

また、あいのりタクシーにつきましては、運行を拡大する区域の説明を行い、最寄りのバス停から500メートル以内は利用できないことをお伝えしたところでございます。

委員からは、あいのりタクシーを維持するため、市民と協力して相乗り率を高める施策を検討し、運行費用の抑制に努めるようにとのご意見をいただいております。

なお、協議会の内容につきましては、ホームページに掲載しているところでございます。

続きまして、バス停から500メートル以内の地域での利用について、お答えをいたします。

議員ご承知のとおり、熊本県内の多くの自治体がバス停から500メートルを超える区域を交通空白地域と設定をしております。本市でも同様の基準で交通空白地域とし、あいのりタクシーを導入しているものでございます。

あいのりタクシーを利用しての高齢者等への支援のあり方につきましては、市民の方から多くのご意見やご要望をお受けしているところでございますが、地域公共交通網形成計画では、あいのりタクシーについて高齢者等の実情に応じた見直しが必要であると考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今の答弁の中で、あいのりタクシーを利用しての高齢者等への支援のあり方につきましては、市民の方から多くのご意見やご要望をお受けしているところであります。そしてまた、その地域公共交通形成計画の中では、あいのりタクシーにつきましては高齢者等の実情に応じた見直しが必要と考えられているということでございました。先ほど申しましたけども、こういった中で高齢者の方が今後も山鹿市で安心して生活できる体制を早急によろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時50分　散会

～～～

９月５日（木曜日）

令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和元年９月５日（木曜日）午前10時開議

第１　陳情の取り下げの件

第２　質疑・一般質問

第３　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．有働　辰喜

一般質問

（１）有害鳥獣被害対策について

（２）山鹿灯籠まつりについて

２．立山　大二朗

一般質問

（１）防火管理体制について

①京都アニメーション放火事件を受けての本市の対応は

（２）子どもへの地域文化の伝承について

（３）市政に資する職員の能力・組織力向上について

①資格取得、先進事例の視察等

②ワークライフバランス推進、各種ハラスメントへの対応

３．小川　榮二

一般質問

（１）国土強靱化について

（２）山鹿市の茶業振興について

４．永田　紘二

質　　疑

（１）議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

一般質問

（１）有害鳥獣駆除対策について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正　君
副　市　長	池　田　永　実　君
教　育　長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	梅　崎　康　二　君
福祉部長	佐　藤　ア　キ　君
経済部長	早　田　順　二　君
建設部長	白　田　俊　輔　君

教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
建設部次長	古江光拡君
総務課長	池田淳志君
環境課長	樺　浩介君
健康増進課長	徳丸和孝君
国保年金課長	徳永謙吾君
農業振興課長	石井耕一郎君
農林整備課長	髙木英之君
社会教育課長	園田正尚君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　陳情の取り下げの件

○議長（永田　健君）

日程第１、陳情の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第10号　山鹿市畳取替事業に関する陳情書については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第10号の取り下げは許可することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第２、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。有働　辰喜君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

改めまして、皆様、おはようございます。

議席番号５番、有働　辰喜です。

発言通告に従って、２件の質問をいたします。

まず、有害鳥獣被害対策についてです。

当市議会での永田　紘二議員、小川議員の一般質問、また自分の居住地周辺でも、ここ数年、イノシシの出没が見られ、捕獲されるようになり、農林業への被害、個体の増加に憂慮しておりました。今回、有害鳥獣被害防止対策に関心を持つ同僚議員５名で２カ所の先進地視察を行いましたので、その事例を踏まえてお尋ねをいたします。

イノシシの捕獲で実績を上げている富山県魚津市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害、生活環境の悪化、または生態系に係る被害の防止を目的として、鳥獣被害対策実施隊を平成24年４月に設置し、鳥獣被害防止計画に基づく実践活動で成

果を上げています。

魚津市鳥獣被害対策実施隊は、現在、猟友会37名、農家20名、市職員８名の65名で組織し、市内を５地区に分けて活動、事務局として市の職員２名が担当をしています。イノシシの捕獲実績を見ると、平成26年度が73頭、平成30年度が300頭と、鳥獣被害対策実施隊を始めたころの４倍強となっています。組織運営活動のマニュアルや各種の連絡網も完備されており、充実ぶりが伺えました。

この鳥獣被害対策実施隊という組織は、山鹿市でも設置・活用ができるのではと考え、鳥獣被害防止特別措置法により優遇措置の施策を行う農林水産省の資料を閲覧すると、平成30年10月末で熊本県下45市町村のうち38市町村でこの組織が設置されており、山鹿市も魚津市と同年度の平成24年８月21日に山鹿市鳥獣被害対策実施隊規程を作成し、同日付で施行されていました。

国から交付金を受けるためには、鳥獣被害防止計画書の作成が必要であり、計画書によりハード面のフェンスや電気柵などの侵入防止柵などが対象になり、ソフト面では鳥獣被害対策実施隊などの被害防止活動などが対象になります。

山鹿市は、侵入防止柵などに交付金を受けており、鳥獣被害対策実施隊も設置されていますので、農林水産省が平成20年２月21日付で出した被害防止計画の作成に当たっての留意事項についてに準じて、鳥獣被害防止計画は作成、提出済みと思い、探しましたところ、熊本市を代表者とする熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画が平成28年度に作成されていました。

しかし、平成24年度かそれ以前に鳥獣被害防止計画を作成し、鳥獣被害対策実施隊を設置したはずです。国の指針で防止計画期間は３年とうたわれていますので、更新後の防止計画改訂版がこの熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画であり、国に提出した山鹿市の鳥獣被害防止計画であるとするならば、山鹿市単独で作成しなかった理由と、現在の鳥獣被害対策実施隊の組織活動状況をお尋ねいたします。

また、留意事項に記載されている住民への鳥獣被害防止計画の公表はしたのか、公表した場合、どういう周知方法で行ったのか。あわせて、さきの６月議会で永田紘二議員の山鹿市被害防止対策協議会に関する質問に対し、山鹿市内の有害鳥獣等の被害に対し、その対策のために必要な方法について調査及び検討し、もって健全な農林業の振興を図ることを目的にしているとの答弁でしたので、この名称の被害防止対策協議会を探しましたが、見当たりませんでした。ただ、鳥獣被害防止計画作成留意事項の中に、被害防止対策の実施体制に関する事項という項目があり、被害防止対策協議会に関する事項を含む４項目があり、この被害防止対策協議会を指すのかなとも思いましたが、計画書記載構成員と答弁の構成員が違いますので、お尋ねをいたします。この答弁にある被害防止対策協議会は、別に設置されているの

か、または私が指摘をした鳥獣被害防止計画の記載事項に該当する被害防止対策協議会を指すのかをお答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の一般質問、有害鳥獣対策について、お答えいたします。

まず、鳥獣被害防止計画につきましては、平成23年度に山鹿市単独で作成しておりましたが、県におきまして広域化を推進されていた折、交付金の優遇措置もあることから、熊本市から合同計画策定のお話があり、平成26年度から熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画の形となっております。

次に、鳥獣被害対策実施隊につきましては、鳥獣被害対策実施隊規程を設けており、同規程において、実施隊は隊長、副隊長及び隊員をもって組織することとしており、現在は経済部の職員５名によって構成しております。

現在までの活動実績につきましては、実際に猟具を使用しての捕獲活動は熊本県猟友会山鹿支部へ委託しておりますので実施いたしていませんが、被害対策に対する知識の向上を目的とした狩猟免許の取得や被害等の問い合わせに対する相談に対応し、技術指導を行うとともに、被害調査や広報・啓発を行い、必要に応じて地元猟友会との連絡調整を行っております。また、昨年度におきましては、猟友会山鹿支部に講師をお願いし、実施隊隊員に対する技能研修を実施しております。

次に、鳥獣被害防止計画の住民への周知につきましては、同計画は３年に１度見直すこととされており、今まさにその見直しを進めておりまして、改定後の計画については、見直し完了後に公表する予定としております。なお、前回の見直し時の平成28年度におきましては、市役所前掲示板にて公表いたしております。

次に、山鹿市被害防止対策協議会の構成員が鳥獣被害防止計画書と６月定例会時の永田議員に対する答弁が違う点につきましては、前回の計画の見直し後に追加された構成員を含めてご答弁申し上げましたので、計画書記載の構成員とは異なっており、今回の計画の見直しにおいて追加することとしております。

また、本協議会は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき組織された協議会であり、鳥獣被害防止計画に記載する協議会と同一のものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

山鹿市被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止計画の中の組織ということと、山鹿市が鳥獣被害防止計画を策定して、既に８年の実践期間があるということがわかりました。

国が鳥獣被害防止総合対策事業を平成20年度に交付金予算28億円で支援を開始し、平成23年度には113億円となり、平成30年度までの８年間の平均事業費は約110億円で、今年度は102億円の当初予算です。これだけの事業費となっている要因は、それだけ有害鳥獣被害がふえ、被害防止対策関連施策を実施している実態を反映していると思います。山鹿市も鳥獣被害対策実施隊規程をつくり組織を設置したのに、市役所内部だけの組織では鳥獣被害防止計画を作成するために設置したのではと勘ぐってしまいますが、鳥獣被害対策実施隊が設置されたことで、現在の侵入防止柵、わな購入、狩猟免許取得などへの交付金を受けていますので、鳥獣被害対策実施隊としての機能は果たしていると承知をしております。

しかし、鳥獣被害対策実施隊の隊員になりますと、狩猟税の軽減、公務災害の適用、活動経費に対する特別交付税の措置、ライフル銃の所持許可の特例、一定の要件つきではありますが、狩猟所持許可更新等の申請時の技能講習免除などの優遇措置があるほか、鳥獣被害対策実施隊への重点支援措置として、補助金の補助率が２分の１から、狩猟免許を有する隊員数に応じた定額助成などによりかさ上げがあるなど、数多くのメリットがあります。

鳥獣被害防止対策に従事し、実際に行う活動は同じなのに、なぜ猟友会や農業従事者、狩猟免許を有する市職員などを隊員にしないのかをお尋ねをいたします。あわせて、答弁にありました熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画の形で提出をすると交付金の優遇措置があるとのことでしたが、どのような優遇措置があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員のご質問にお答えします。

まず、鳥獣被害対策実施隊の隊員につきましては、非常勤職員の身分保証や公務災害補償措置等も必要なこと、また免許を有する他部署に所属する職員については、本来の業務等があるため、経済部の職員で対応してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止計画を複数市町村で作成した場合の優遇措置としましては、

現在実施しておりますワイヤーメッシュ柵の導入や被害防止緊急活動支援事業に係る国の鳥獣被害防止総合対策交付金の予算配分において、国予算額の２分の１については、基礎部分として被害額や被害防止計画の作成及び実施隊を編成している市町村に配分され、それ以外の２分の１については計画を複数市町村で作成するなど、当該事業の審査項目及び取り組み内容の基準に基づき実施している市町村に多く配分されることとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

鳥獣被害対策実施隊の隊員は、非常勤職員の身分保証や公務災害補償措置なども必要なので、経済部の職員で対応したいとの答弁でございましたが、確かに市町村は条例で隊員の報酬や補償措置を定めることと、市町村長が隊員を任命または指名することが設置に必要な手続とされています。ただ、先行・解決事例を見ますと、隊員の報酬を年額2000円から6000円程度とした組織や現在支給している捕獲手当と同程度の報酬とし、追加的な財政負担がほぼ生じていない事例も報告されております。また、公務災害補償の保険料、掛金の額は１人当たり年額1000円から2500円程度の事例もあります。隊員への報酬は、市町村の裁量で月給や日給、時給でも定めることができますし、保険料、掛金の８割が特別交付税措置を受けられることになっております。

今回、研修に行きました２つの自治体には、大きな共通点が２つございます。

まず１つ目は、行政が本気で取り組んでいることであります。富山県魚津市は、冒頭で説明しましたが、農林水産課の２名の職員が防除対策担当と被害対策担当として業務を行い、鳥獣被害対策実施隊の事務局として活動、隊員には市の職員、消防署職員も参加しております。島根県美郷町では、鳥獣被害対策実施隊は設置しておりませんが、同様な組織、駆除班を設置、町長みずから組織の先頭に立ち、狩猟免許を持つ役場職員も加入し、役場内にはイノシシの特産化業務に特化した専属の担当課、山くじらブランド推進課が設けられています。

２つ目は、捕獲駆除活動に猟友会と農業関係者が含まれていることであります。どちらの職員も捕獲・駆除活動は猟友会任せではなく、当事者が参加することが最も重要と話をしておられました。

山鹿市の被害防止は行政で行い、捕獲・駆除は猟友会でという今の施策では、猟友会会員の高齢化などを考慮すれば、ここ数年で破綻のおそれがあります。鳥獣被

害対策実施隊を再構築して、被害の当事者である農林業者の参加と捕獲・駆除技術の継承を行うために、関係機関と協議をされて、被害防止と捕獲・駆除で実効性の高い組織にしていただきたいと思います。

現在、有害鳥獣被害対策先進地の成功事例として、熊本県も推奨しているえづけＳＴＯＰ！対策で成功している地域、集落では、緩衝帯の整備や放任果樹の除去で成果を上げていますが、山鹿市も侵入防止柵等の設置に補助金を出すだけではなく、成果を上げている対策とあわせて指導していくべきだと思いますが、６月議会での永田　紘二議員への答弁にあった、えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業を活用したイノシシの侵入防止対策に行っている支援とはどのような内容なのかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の質問にお答えいたします。

お尋ねのえづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業につきましては、熊本県が平成28年度から実施している事業で、交付金は直接事業主体に交付されます。

内容としましては、野生鳥獣による農作物被害が発生する大きな要因は、地域住民が日常生活の中で無意識のうちに農作物等を使った野生鳥獣の餌づけを行い、野生鳥獣を集落や農地へ引き寄せているということにあるという考え方を前提としております。

鳥獣被害対策についての正しい知識を学習し、鳥獣の餌場やひそみ場をなくす生息環境整備及び柵の設置や追い払いの実施による被害防除等の鳥獣被害対策に主体的に取り組む集落や住民組織を育成するための取り組みに対して、１地区当たり上限30万円の補助で、最長３年間において支援されるものでございます。

本市におきましては、平成28年度の事業開始以降、７地区で取り組まれており、本年度においても継続地区の２地区が取り組まれております。なお、以前に取り組まれた鹿北の浦方地区については、県内でも先進的な優良事例として紹介されるなど、イノシシ侵入防止対策において一定の成果が上がっております。

このようなことから、そのほかの地域に対しても同事業をもとに県が作成しているイノシシの生態や習性、被害をとめるためにできることなどをまとめたチラシをワイヤーメッシュ柵導入地域や電気柵購入者に対し配付・指導を行うとともに、ＪＡ鹿本の広報紙等にも掲載いただき、農業者の方への啓発を行っております。

さらに、被害対策の専門家を招いた講習会を開催しており、平成30年度は市内８

地区において実施いたしております。

本事業は、みずからの集落や農地をみずから守るという趣旨に基づく事業であるため、実施に当たっては地域の合意形成が必要不可欠でございます。市といたしましても、引き続き県と連携を図りながら、実施希望地区を支援するとともに、鳥獣被害防止に有効な対策等について、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

答弁にありました鹿北町の浦方地区に関しては、今回訪れました島根県美郷町で被害防止対策の決め手として、餌づけをやめるだけとの教示を受けました井上　雅央氏が指導された案件と本人からお伺いをいたしました。実態はよくわかりませんが、井上氏は１年で被害ゼロにしたと言われていましたが、隣の玉名市天水町上有所という地区も１年で被害ゼロの実績を上げて、成功事例として紹介をされております。身近に成功例もあり、早ければ１年程度で結果が出る防止対策ですので、引き続き指導、啓発活動を行っていただきたいと思います。

山鹿市でも、捕獲されたイノシシや鹿など、現状では捕獲後、殺処分され、極少量が食用肉として販売される分と、個人消費分になる以外は埋設、焼却処分などで処理されていますが、最近では野生鳥獣肉はジビエと称され、食用として需要が増しており、利用拡大が望めます。視察で訪れた島根県美郷町では、箱わな、囲いわなにより捕獲したイノシシは、小型のおりに移し、イノシシを生きたまま処理場へ運び、高品質な肉を確保し、獣肉卸業者と業務提携し、製造体制の安定化と販路拡大を行い、平成28年４月からは閉園となっていた保育園の給食室を使って、イノシシの肉を使った缶詰の製造を行っておられます。

同様に、富山県魚津市も隣の黒部市にＪＡ、商工会議所、食肉組合が出資し、設立したＮＰＯ法人が運営する獣肉加工施設に搬入し、新川ジビエとして販売を始めるということです。この加工施設は、とめ刺し、放血後、90分以内の持ち込みで品質を確保する計画であります。さらに、美郷町では、イノシシの皮で小間物の革製品を手作業で製作し、販売をしています。

このように、実績のある自治体では、肉や皮を利用して６次産業化をしております。国も平成26年５月の鳥獣保護法の改正を受け、捕獲した鳥獣の食肉利活用が増加するとして、平成26年11月、厚生労働省において野生鳥獣肉の衛生管理に関する

ガイドラインを作成、処理加工施設への交付金も行っております。新聞報道では、８月21日、野生のイノシシや鹿の処理・解体を手がける施設などでつくる、初の全国組織ＮＰＯ法人獣肉加工施設連絡協議会が、全国12組織の参加で設立され、解体技術の向上や衛生管理のほか、経営向上も後押しするとしております。参考までに、平成29年度に全国で実稼働をしている処理加工施設は590施設、そのうち熊本県では15施設です。

熊本市内の女子高生がイノシシの肉や骨のだしでジビエラーメンを開発し、試食会を８月20日に行ったとの報道もありました。このように、今後、ジビエの需要は増加すると思われますし、山鹿市の年間イノシシ捕獲頭数が平成30年度で約1100頭、そのうち、わなによる捕獲が約900頭、３割程度の利用率としても約250頭であり、十分に事業化できると思いますが、獣肉の処理・加工業者を山鹿市が主体となって誘致して事業化に取り組む、または新たに組織を立ち上げて、事業者を支援する考えがあるかお尋ねをいたします。あわせて、答弁をいただきましたえづけＳＴＯＰ！対策として、昨年度、市内８地区で鳥獣被害対策の専門家を招いた講習会の受講対象者をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の一般質問にお答えいたします。

本市におきましても、平成22年当時、イノシシ肉処理加工施設の検討がなされておりましたが、実施主体、加工施設整備場所の選定、管理運営方法などの課題が解決できなかったため、事業実施までには至らなかった経緯がございます。

全国の状況では、厚生労働省によると、近年、鳥獣被害の増加に伴う捕獲頭数は増加、またジビエの普及により、ジビエ処理加工施設も増加しているものの、その多くは処理数が年50頭以下ということでございます。一方、県内にある15カ所の処理施設においては、大半の施設で採算が取れていないという状況でございます。

その主な要因としましては、狩猟から食肉処理における適切な衛生管理、鳥獣の質や大きさが安定しないため、食肉の安定供給ができないことや解体処理後の残渣は産業廃棄物となり、廃棄費用の負担が大きいことが原因と考えられます。食用としての捕獲は、銃弾で肉のよい部分が大きく傷ついたものが目立つ場合や、鹿にいたっては、銃弾が肉はもちろん、内臓に当たると大腸菌が飛び散るため、頭か首を撃ち抜かなければ食用には適さなくなります。また、わな猟も、かかったらすぐにしとめないと、暴れて打ち身になり、鬱血したり、体温が上がって蒸れ肉になると

臭みが強くて食べられなくなることから、さらなる捕獲に対する技術や労力が必要となります。

このようなことから、市としましては、今後も鳥獣被害防止対策を優先に考え、事業を実施してまいりたいと考えており、獣肉の処理・加工業者を山鹿市が積極的に誘致するという考えはございませんが、新たに組織を立ち上げる事業者への支援につきましては、各種問題点の解決ができれば、市としても支援のあり方等について考えてまいりたいと思います。

次に、昨年度、市内８地区で実施した鳥獣被害対策の専門家を招いた講習会の受講対象者につきましては、えづけストップ！鳥獣被害対策事業の実施地区４地区及び講習会を希望された地区４地区の農業者の方々でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁をいただきましたけども、市の答弁は非常に消極的で残念であります。

懸念される肉の品質を保つための成功事例の１つが、島根県美郷町の小型おりでの運搬です。とめ刺しも今は電気ショッカーが普及しております。解体処理後の骨や内臓は、農林水産省令の改正によりまして、加工して飼料化し、販売することもできますし、焼却設備も小型のものが販売されております。検討された平成22年度当時よりも設備機器は数段進歩し、獣肉に関する環境も大きく変化していると思います。私も当然、箱わな捕獲頭数の何割かしか利用できないし、捕獲季節で肉質は左右されますので心配はあります。それでも捕獲したイノシシを食材として活用できれば、処理加工施設に雇用が生まれますし、事業者を誘致できれば定住も生まれます。

私は、ジビエで振興策をなどとは考えてはおりません。猟友会が有害鳥獣被害防止のために委託契約を締結して、猟期だけでなく、通年で狩猟ができるようになり、捕獲・駆除をして報酬を得る。端から見ますと、この事業は猟友会のための事業に見えます。でも、そうではなくて、農作物に被害を受けている農家のための事業なのですが、今の猟友会への委託制度では、当事者である農家の参加は望めません。確かに、当事者によるえづけＳＴＯＰ！対策での成果は被害防止にはなりますが、有害鳥獣の生息数を減らす抜本的な対策にはなりません。生息数を減らす捕獲・駆除対策の部分がうまく機能していないのが現状であります。鳥獣被害防止計画では、イノシシの捕獲計画頭数は、平成29年から平成31年度まで毎年2000頭としておりま

すが、平成29年度は1572頭で78.6％、平成30年度は1104頭で計画の55.2％の実績であります。ほかの要素もあるかもしれませんが、この数値が現状をあらわしているものと思います。誰のための事業かを考えれば、先ほども述べましたが、鳥獣被害対策実施隊に隊員として市の職員、猟友会、当事者である農家を加えて活動するのがベストであります。先進地からノウハウを学び、これまでの山鹿市の取り組みを発展させて侵入防止対策と捕獲・駆除対策、そして食肉加工、販売というシステムが構築されますと、持続可能な農産地の支援になると思いますので、鳥獣被害対策実施隊組織の再編を重ねてお願いを申し上げておきます。

次に、山鹿灯籠まつりについて、お伺いをいたします。

山鹿灯籠まつりは、山鹿市が主催者ではありませんが、灯籠まつり関連の補助金を交付しておりますので、質問をさせていただきます。９月議会冒頭の中嶋市長の挨拶にもありましたが、ことしは台風10号の接近・通過により、８月15日の灯籠まつりの行事が全て中止になりましたが、幸いにも８月16日の祭り関連の全行事と観光目玉の千人灯籠踊りは無事に行われました。

山鹿市は、灯籠まつりを最大の観光資源と考え、各種の名目で灯籠まつり関連の補助金や施策費を投資しておりますが、１年にわずか２日限りの祭りであります。悪天候により中止になれば、チケットの払い戻しや準備に要した費用などで、主催者は大きな損失が出ますし、市にもかなりの損失はあると思います。灯籠まつり観賞のツアー客や宿泊客は、開催日を順延いたしましても、見ていただくのは難しいわけでありますが、近隣からのお客さんや地域住民には喜ばしいことですし、山鹿市にも大きな経済効果をもたらすと思います。にもかかわらず、灯籠まつりには順延がございません。私の素人考えですが、例えば損害賠償保険に加入しており、損失補塡があるからとか、灯籠まつりのうち、何かの行事が大宮神社に関する神事で８月16日という日付は絶対に動かせないのではとか、あるいは警備員や市の職員さんの確保が難しい、踊り手の確保が難しいなどと考えますが、８月16日の灯籠まつりが順延できないのであるならば、千人灯籠踊りを楽しみに来られるツアー客や宿泊客、観覧席のチケットを購入された観光客などへの、織り込み済みとはいえ、悪天候だから中止ですでは申し訳ないと思います。

そこで、なぜ順延をしないのか、その理由をお尋ねいたします。あわせて、灯籠まつりの行事が、合併後、悪天候で中止になったことがあるのかないのか、中止があった場合には、そのときとられた対応をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の一般質問、山鹿灯籠まつりについて、お答えいたします。

山鹿灯籠まつりは、九州を代表する夏祭りとして、毎年、全国から多くの観光客にお越しいただいております。

このような中、近年、ゲリラ豪雨などの悪天候により、祭り開催の判断に悩まされている現状にあります。雨天等による中止の判断につきましては、開催に向けた多くの方々の労力や費用などの損失は伴いますが、山鹿灯籠まつり実行委員会の決定機関である役員会において、気象情報などを踏まえた判断基準により、参加者や来場者の安全を第一に考え、決定をしております。また、今回のように台風10号の進路予想が明らかに強風域に入る場合は、早期に中止を判断する場合もございます。

ご質問の順延しない理由につきましては、山鹿灯籠まつりは神事を伴う伝統行事であり、町内会や踊り手を初めとする多くの方々に支えられ、開催される祭りであります。雨天等による各行事の順延は、それら関係者のスケジュール調整が非常に困難であることや警備体制など安全を確保することができないなどの理由により、順延せず中止としております。なお、今回中止となりました花火大会の開催につきましては、今後、実施主体であります山鹿温泉観光協会と協議してまいります。

次に、合併後の順延等による中止につきましては、平成20年に１度だけ千人灯籠踊りを初めとする、16日のほとんどの行事を中止しております。その際の対応としましては、八千代座において山鹿灯籠踊り保存会による灯籠踊りを披露しております。今後、千人灯籠踊りが中止になった場合には、会場として前回の八千代座に加え、市民交流センター文化ホールも含め、代がえ案を考えてまいります。

灯籠まつりを次の世代に継承するためには、市民の皆様とともに課題の解決に取り組むことが、市民が目指す山鹿灯籠まつりのあるべき姿に近づくものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

昔から、灯籠まつりの日は天気の悪かもんねという会話は、皆様も一度くらいは口にしたり、耳にされたことはあると思いますけれども、山鹿市合併後のこの15年間で、花火大会の中止は今回が初めてで、１度だけ千人灯籠踊りの中止があったということでございます。そのときの対応として、千人灯籠踊りの壮大で幻想的な感じは望めませんでしょうけれども、情緒ある八千代座で優雅な灯籠踊りを披露され

たということは、すぐれた対応をなされたと思います。思いやりのある対応がリピーターをつくります。

近年、地球温暖化の影響で異常気象が非常に多く、想定外のゲリラ豪雨等があります。それを考慮すると、やはり観光客の皆様に少しでも満足をしてもらえる、悪天候時の対応策を検討しておくのは必要なことだとは思います。

今回のように、事前に台風接近がわかっている場合や、当日、急に雨が降る場合など、悪天候時と一口に言っても、いろんな理由が想定され、これと決めるのは難しいと思いますが、そのときできる範囲の中で最大限のおもてなしができる対応策の検討と、ことし、夏の夜空の花火は見られませんでしたけれども、多くの皆様が楽しみにし、近隣からの集客も望める花火大会に関しましては、順延ではなく、予備日を設けて行うことは可能ではないかと思います。

今回の中止後、多くの方から花火大会の開催をという声も聞いております。秋の夜空の花火もぜひ見てみたいと思いますので、ぜひとも開催のご検討をお願いするのと、しつこいようでございますけれども、鳥獣被害対策実施隊の組織の再編をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時42分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時54分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

それでは、発言通告により一般質問を行います。

本日は、３項目について質問します。それぞれ一問一答にてお願いします。

まず、防火管理体制について質問します。

連日、マスコミ等で大きく報じられ、皆様もよくご存じのことでしょうが、７月18日、京都市伏見区の京都アニメーション第１スタジオに男が侵入し、事前に用意

していたガソリンをまいて着火、それにより火災、爆発が生じ、第１スタジオの建物は全焼、同社社員の69人が被害に遭い、うち35人が死亡、34人が負傷したという本当に形容しがたいほどの大惨事となりました。当時、スタジオには役員、従業員合わせて70人がいたそうですが、けがを負わなかったのは１人にとどまります。まさに無差別放火テロともいうべき卑劣な犯罪であります。

この議場にいらっしゃる皆様におかれましては、この事件まで京都アニメーションという会社、名前をご存じない方も多かったことだと思います。ですが、特に若い方々やアニメのファン、またクリエーターには絶大なる人気を誇る会社でして、作品でいいますと「涼宮ハルヒの憂鬱」、「けいおん！」、「響け！ユーフォニアム」などの作品は幅広い世代に、また世界中で大変な人気を博しております。それは、今回の事件を受けまして、その国連事務総長や海外の首脳陣、要人たち、またアップル社のＣＥＯを初め、各界の著名人が追悼のメッセージを発し、また義援金として現状でも20億円以上が集まっているということからもご理解いただけるものと存じます。

特に、今回の事件で犠牲となられた本市の姉妹都市であります兵庫県赤穂市出身の武本監督っていらっしゃるんですけれども、「らき☆すた」、「氷菓」という作品などを含め、それぞれが設定や背景描写の細やかさにより、舞台となった町を巡る、いわゆる聖地巡礼という言葉があるんですが、その嚆矢となるような作品群を生み出したことでも高く評価されております。なお、この聖地巡礼という動きは、地方創生、地域経済活性化の大きな原動力であると評されております。

また、クリエーターのワークライフバランスを考慮した職場環境や待遇の充実に、東京ではなく京都という、あえて地方で取り組まれてきたこと、これも業界の中で高い支持を得ているポイントとなっております。

そのようなすばらしい作品を生み出し、クリエーターを大事に育成してこられた京都アニメーション、私自身もファンの一人として、犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表します。

さて、事件当初より、余りに大きな犠牲が出たことから、一部で防火対策の不備を指摘する声が出ましたが、事件直後の７月22日、京都市消防局は京都市議会において、同社の防火対策として特に問題とされた１階から３階にかけて吹き抜けとなっているらせん階段、テレビでもよく話題になっていましたよね。こちらには、火災時に煙の広がりを防ぐための防煙垂壁が設置されるなど、適切なものであったと説明し、また同社は防火・防災訓練にも熱心に取り組んでおり、平成26年には優良事業者の一つとして表彰も受けていたと報告しています。とはいえ、一般的な民間事業者のとりわけ事務所として使っているような建物が、このような卑劣なテロが

発生することを想定して、日常的に、また建物の設計段階から対策をとるということは、大変困難なことです。そもそも揮発性の高いガソリンをまいて火をつけるような事態に対応できるような建築物など、民間レベルではまずもってあり得ないわけでして、犯人の行いは糾弾こそすれ、この事件の結果をもって同社を非難することなど、決してあってはならぬものと存じます。

それはそれとして、このような事件を未然に防ぎ、また万が一巻き込まれた場合でも、被害を最小限に食いとめる努力なり工夫なりは、やはりこういう事件が起きてしまった以上は必要となってくるでしょう。当の京都市、また京都市消防局におかれましても、事件直後に次々と対応策を講じられています。京都アニメーション火災を受けた緊急検証対策チームの設置、市内の防火対象物に対し、消火・避難訓練の徹底、防火地域及び準防火地域以外の地域のうち、３階以上かつ収容人員が30名以上の防火対象物に対し、らせん階段の実態把握及び防火指導を実施、また給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策の徹底とさらなる安全策を検討、火災発生場所周辺の住民へのケアを実施、命を守る避難の取り組みに係る防火指導などがそれに当たります。

さて、京都アニメーション放火事件を受けての本市の対応について２点、山鹿市内の施設における防火管理の指導について、対象となる施設数、またどのような指導をしているのか。そして、給油取扱所におけるガソリンの容器への詰めかえ販売について、どのような指導を今後行い、また周知していくのかについて伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

立山議員の一般質問、１点目、山鹿市内の施設における防火管理の指導について、お答えいたします。

山鹿市において、物品販売店舗や飲食店、学校、工場等消防法において、防火対象物と呼ばれる施設は1820施設あります。その防火対象物に対して、山鹿市火災予防査察規定に基づき、不特定多数の人が利用する大型量販店や大型商業施設、旅館ホテル及び福祉施設を重点的に計画を立て、立ち入り検査を行っております。その中で、所有者や防火管理者へ消防用設備等の維持管理、避難訓練の実施要領、避難経路や防火設備の管理など、火災予防上必要な事項について指導をしております。

次に、２点目の給油取扱所におけるガソリンの容器への詰めかえ販売について、お答えいたします。

令和元年７月18日に、京都府京都市伏見区において、死者35人、負傷者34人の極

めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。本火災の詳細については、管轄する消防本部において現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、給湯取扱所、いわゆるガソリンスタンドにおいて、ガソリンの容器への詰めかえ販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うことなど、消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成等を各給油取扱所に周知徹底することが喫緊の課題となっております。

現在、山鹿市消防本部管轄内において、給油取扱所については29施設あります。身分証の確認と使用目的の問いかけについてですが、取り扱いが慎重であるべき揮発油を販売するガソリンスタンドであるため、免許証等による確認と同時に、具体的な使用目的についても問いかけていただくよう協力及び指導をしているところでございます。

販売記録の作成においては、協力要請ということから、各給油取扱所において任意の様式による作成をお願いしているところです。

また、購入者に対する周知・協力については、山鹿市消防本部ホームページに既に掲載し、鹿本農業協同組合機関紙の９月号、10月号、11月号及び広報やまが11月号での掲載を進めております。

今後につきましても、引き続き指導及び周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

本市は、観光に力を入れております。旅館・ホテルなども多数ございます。また、近年、大型商業施設など、不特定多数の人々が利用する場所も増加傾向にございます。京都の事件に関しては、今後の調査、そしてそれを受けた総務省、消防庁の指導なりもあるものと存じますが、このような悲劇をさらに生み出さない取り組みが求められますので、関係各位におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

また、ガソリン携行缶への販売については、特に発電機だったり、農家の方々などに大変ご不便をかける面もあることだと存じますが、これほどの事件につながる危険物を扱うのだという認識を改めて持っていただくことにもつながりますので、各方面にご理解いただけるように、消防本部におかれましても指導をよろしくお願いします。可能であれば、先ほどご答弁いただきましたが、販売記録の作成に関し

ては、できればテンプレートなり、ひな形をご用意いただければ、現場のガソリンスタンドさんの負担感軽減にもつながるものと存じますので、ご検討いただければ幸いです。

さて、今回は民間施設においての事件でしたが、過去には多くの方々が利用する公共施設においても類似の事件が発生しております。代表的なのが、平成25年７月、宝塚市役所本庁舎で発生した放火殺人未遂事件です。市庁舎１階の市税収納課において、男が火炎瓶を執務室に投げつけたことにより火災が発生し、市民２名と職員４名に負傷を負わせるとともに、市庁舎１階で火災被害を受けた面積約2200平方メートルのうち1442.2平方メートル、大半が焼損するという事案が起こっています。幸いにも死者はなく、負傷者は中等症及び軽傷でしたが、この火災により市庁舎では業務の一時停止や変則的な執務を余儀なくされ、多額の損害をこうむるなどの被害が出ています。

また、平成27年11月には、東京都稲城市役所で、男が原付バイクで市役所内に乗りつけ、机の上に油をまいて火をつけたという事件が発生しております。さらに、こちらは未遂に終わりましたが、平成30年10月、三重県伊勢市役所に、放火する目的でガソリンや灯油のような液体が入ったペットボトル計８本とライター２個を持って、伊勢市役所を訪れた男が逮捕されています。これらのほかにも、市庁舎など、公共施設を狙った放火事件が複数発生しております。

そこで、山鹿市の公共施設、特に庁舎についての防火対策はどうなっているのか。とりわけ、今回の京都アニメーション放火事件や、ほかの市役所で発生した放火事件を踏まえ、どう対策が図られているかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のご質問にお答えします。

今回の放火事件につきましては、いまだ全容が解明されていないものの、その犯行手口は建物に侵入するや否やガソリンをまき散らし着火するなど、関係者にとって全く予期も予想もできない事件であったかと思います。

しかしながら、ただいまご案内のとおり、近年、行政庁舎につきましても、ガソリンを使った類似した放火事件が発生しております。市役所が市民生活に密着した相談や許認可、市税賦課等を行う機関であることから、このような暴力行為等に対して防御の備えをすべきところではございますが、一方で多くの市民が訪れる開放した施設であることから、完全な対策が難しい場所でもございます。

まずは、暴力行為の原因となるトラブルを未然に防ぐことが重要であると考え、防犯カメラの設置による抑止力、不当要求に対するマニュアル対応のほか、接遇マナーや説得術向上に向けた研修を継続的に実施してまいります。

また、本庁舎におきましては、新庁舎建設に当たり、防火対策が十分に施された仕様となっており、不測の事態に対しまして、その機能が十分に発揮されるよう、設備等もあわせて定期的な点検を行っております。

さらには、毎年実施する自衛消防訓練においても、放火を想定したものとし、初期消火から緊急通報、避難誘導の手順など、体制・役割の確認を行っているところでございます。

今回のような特異な事件に対しどれだけ対処できるか、対策が図れるか大変難しいところではございますが、市民が安心して利用できる市役所、そして職員が安全に職務に専念できる職場環境を目指し、その対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

本当に天気にしてもそうですし、こういった犯罪にしても想定外、想定外ばかりですよね。本当にもう訳がわからないと思うんですけれども、そういった不測の事態にも対応していかねばならない、結局、未然に防ぐ、そして発生したとしても最小限に食いとめる、そういった努力は何でも必要になってくるわけですが、その中で今、私もこれまでに複数回伺いまして、またさらにはきのうの北原議員の一般質問にもありましたが、市役所庁舎、各市民センターとカルチャースポーツセンター等々におきましては、防犯カメラの設置が済んでいるとのことですので、一定の抑止力になっていくものと思われます。ぜひ各種施設にカメラが設置してあることをしっかりアピールしていただくことなどにより、それこそ行政機関に対するその不当要求行為、特に宝塚市役所に見られるような行政対象暴力、これを未然に防いで、また利用される市民の皆様に被害が及ばぬよう策を講じていただきますようお願い申し上げます。とにかく市庁舎内にちゃんとカメラがあるんだよというのは、入り口とかにもあるようですけれども、もっとアピールしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。結局、カメラがあるというのは、一つ抑止力になると思います。そういう意味では、市庁舎、公共施設だけではなくて、もっともっと防犯カメラの拡大というのも必要になってくると思います。

つけ加えになりますけれども、ちょうど91歳の方が、今、行方がわからなくなっているということで、ずっと捜索が行われているわけですけれども、そういったものに関しては、防犯カメラがあるということが助けになる可能性もありますので、そこも含めてカメラの件はまたご検討いただければと思います。

それはそれとして、先述の宝塚市役所におかれましても、市役所の出入り口など、全９カ所に防犯カメラを設けるほか、警察ＯＢの嘱託職員を１人から３人に増員したようです。また、市民から不当な要求があった際に備え、ＩＣレコーダーを窓口に配備しているということです。そのほか宝塚市接遇マニュアルを作成し、丁寧語の使い方から、相手とのコミュニケーションを円滑にするための言葉遣い、誤解を生まないよう曖昧な表現を避ける等を紹介し、指導しているとのことです。さらには、市への不当な要求などがあった場合には、警察ＯＢに相談するなどして、職員だけで問題を抱え込まないようにするなどの対策で、行政対象暴力を減らそうと対策しているようです。やはり、コミュニケーションがうまくいかないことで、こういった事件とかにつながるということもございますので、職員に対するそういった研修、教育も必要になってくるのかなと思います。

まとめますが、放火などの卑劣な犯罪は、あってはならぬことですが、とにかくそれを未然に防ぐ、また発生しても最小限に食いとめる。何度も繰り返しになりますが、日ごろの備えによって、ある程度は実現可能と思われます。本市におかれましても、万が一に備える環境整備に向けて対応をよろしくお願いいたします。

それでは、本日２つ目の質問に移ります。

山鹿、この山鹿は合併以前の旧１市４町全部含んでもちろん山鹿市ですが、長い歴史を誇り、もうご承知のように日本遺産にも認定された二千年にわたる米づくりなどで、古くより栄えた地域でございます。そのため、各地域、地区、集落には、独自の文化、風習、芸能が発展し、今の世に伝えられてきました。郷土があり、先祖があって、今の我々が存在しております。本市においても、各集落や各地域に残された先人たちの歩みが、我々の人格形成にも少なからず影響を与えるのみならず、本当に豊穣な文化的土壌となり、あるいは観光資源として市内外の方々に感動を提供する機会にもなり得ます。

そのような文化を現代の我々が知り、さらには独自の文化を守りながら誇りを持って次世代にバトンタッチしていかねばなりません。

そこで１点目、現在、地域の風習や芸能を保存するための活動をされている、そういった団体の数、またそのような団体への市の補助等の対応状況等について伺います。

２点目、豊かな伝統文化が本市にあることを市民の皆様、とりわけ未来の山鹿を

担っていく子供たちに共有し、かつ伝承していくことが求められますが、どのような形で周知を図られているのかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員の一般質問、山鹿市における地域文化の伝承の現状について、お答えいたします。

山鹿市には、地域の皆様のご尽力により、神楽や雨乞い踊りなど、古くより伝わる芸能や風習などが各地に残っています。現在、保存会を結成して保存継承活動を続けているのは20団体でございます。このうち鹿北町四丁神楽は、子供が主役で、大人の演奏に子供が舞っています。また、鹿北茶山唄保存会では、毎年、鹿北の保育園、小学校、中学校に足を運び、積極的に伝承活動を続けられております。さらには、先日報道されました鹿北町迫荒平地区の雨乞い踊りなど、農耕文化としての雨乞いなど、多彩な活動がございます。

市では、毎年、各保存会が行う保存継承事業に対し、上限２万円の補助金を交付し、間接的ではございますが、その事業を支援しております。

また、市民への周知方法でございますが、少し以前の話になりますが、広報やまがの平成27年１月号から８月号にかけて全８回で、山鹿市内の民俗芸能と題し、伝承される各地の地域文化を紹介したところです。

このほか、平成29年の秋には、熊本県と山鹿市文化協会の共催で、子ども芸術祭ｉｎ山鹿を八千代座で開催し、伝統文化を学ぶ山鹿市内の子供たちが日ごろの活動の成果を存分に発揮し、多くの方々にご覧いただきました。また、このほかにも山鹿市が開催する大小のイベントで伝承されている地域文化を披露していただいているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

20団体ということで、特に鹿北地域の郷土芸能について、いろいろご紹介いただきましたけれども、上限２万円の補助金、こういうのもとても大事なことだと思うんですね。半額分の補助だと思うんですけれども、やはり農耕文化にしても何にしても、結局そこに余剰が生まれる、ある程度余裕があるから、結局そういうのが文

化などを支えていくということにつながります。昔はそういったことに対するパトロン的な人物がいたり、地域全体でもそういったことに対して行えるようなバッファといいますか、余裕があったわけですよね。それこそ八千代座等にしても、地元の旦那衆が支えて、ああやってつくっているわけです。ところが、なかなか例えば現代社会において、そういった旦那衆ですとか、あと力を持った庄屋さんとか、そういったような存在というのは難しいわけです。そこをやっぱりカバーするのが行政なのかなと思われます。特に、やはり文化・芸術というものは、そういったパトロンなしには存在できないものです。ですので、そういった面での支援は本当にしていかないと、そもそもやっぱり地域だけでやってねというのはなかなか難しい前提があると思うんですね。そこをぜひぜひ含んでご検討いただければと思います。

本年６月定例会でも申し上げましたが、伝統文化に子供が触れる機会を大人がしっかり提供する、また不断の努力をもって興味・関心を惹起する取り組みを行うことが本当に大切なのだと存じます。一方で、もちろん大人自身がそれらの伝統文化に接し、理解を深めることも重要です。とはいえ、きのうの勢田議員の一般質問にもありましたし、これまで私自身も質問を重ねてきているように、本市に限らず、日本全体で人口減少、若者の流出は待ったなしの状況でございます。当然のことながら、そういった流れを食いとめる努力は継続していかねばなりませんが、現実問題として、迫りくるそれらの諸問題に対し、実際、地域では担い手となる若人が流出し、地域そのものを支えきれない事態が迫ってきています。そうなると、今度はそういった余裕もなくなってくるわけですから、地域の文化・伝統芸能等も継承が困難になってくるものと予測されます。幾ら一生懸命に行政が保存会の支援を行っても、前提となる条件の底が空いてしまうのではないかという危惧から申しております。

そこで、地域文化の後継承が困難になると予測される、そのような問題に向けて、どのように今後、行政して取り組んでいくのかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

［教育部長　瀬口　慎哉君　登壇］

○教育部長（瀬口　慎哉君）

立山議員の一般質問、山鹿市における地域文化の伝承に対する今後の取り組みについて、お答えいたします。

立山議員がご指摘されますように、各地域の人口減少に伴い、現実的に保存継承を断念する事案も出てきているところが実状で、これは今後も出てくる問題と懸念しております。

これまで教育委員会では、先ほどご答弁申し上げた補助金を交付したり、横笛演奏者の育成講座を開催するなどしてまいりましたが、団体数を維持することができませんでした。この流れは、現実的な問題として認識しつつ、もう一方の考えとして、一旦地域文化の活動をやめた場合でも、また復活できるような取り組みにも着手する必要があると考え、合併以前からこれまで少しずつ保存記録活動を行っているところでございます。

例えば、合併以前の菊鹿町では、民俗芸能の記録化事業ということで、神楽の舞いや風習の最初から最後までの動きを映像で記録し、その一部を民間で開設している地域文化資産のホームページで公開しております。また、山鹿市内の神楽の曲を楽譜として記録する譜面化事業を行ったところでございます。

今後も、このような保存記録を進め、仮に活動が休止した場合でも、その復活に寄与できる事業に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ただいまのご答弁にもありましたように、担い手の確保や若い世代の伝承事業と並行して、伝承の保存記録、映像や音声の保存、すなわちアーカイブをしっかりと蓄積していくような観点がますます求められていくものと考えられます。そして、タイミングが来たときに、復活・再生できるような段取りをしておく必要があります。これらは、単に保存するだけにとどまらず、適切な情報公開を伴えば、それらの映像や音声などのコンテンツが改めて有効活用されるような可能性につながっていきます。楽譜化なども、その邦楽器のものをピアノ等に編曲、アレンジして新たな姿で、新たな魅力で人々を魅了することにつながるかもしれません。ちょっと例えが違うかもしれませんが、大分古い人ですけど、伊福部　昭という作曲家さんがいます。もう亡くなられています。有名なのはゴジラのテーマですね。そのゴジラのテーマを作曲された伊福部　昭さんですが、もともとクラシックの本当にもうがちがちの作曲家なんですね。彼が世界的に有名になったのが、彼は北海道出身なんですけど、アイヌの民俗音楽、またリズム、そういったものをテーマにした曲で世界的に有名になって、もう本当に世界中の当時有名な作曲家からも激賞されたような、そうやって日本には新しいクラシックの波が来ているぞというのを世界的に発信した、そういう人でもあるんです。そういった実は自分たちの持っているものが、ふだんありふれたものが世界に発するような芸術にもなり得るんだと、そういった

前提で考えていくと、実は何て実り豊かな町なんだろうということが、改めて見えてくるわけです。そして、子供たちの教育、私たち大人の地域への紐帯、結びつけにもつながっていくということになりますので、なかなか単純に継承していくというのは難しいんですけれども、保存活動というところも含めて、本市としてもしっかり力を入れていただきますようにお願い申し上げます。

それでは、本日最後の質問、市政に資する職員の能力、組織力向上についてです。市政の発展、また市民の安心安全の暮らしのため、市職員の皆様が日々研さんを積まれ、努力を重ねておられますことに敬意を表するところでございます。

ところで、市役所など行政組織に限らず、あらゆる組織の基本はもちろん人にあります。経営学者のピーター・ドラッカーは、著書「変貌する経営者の世界」の中で、組織の将来を左右するのは人材の育成と配置である。今日の意志決定が将来実を結ぶか否かは、人材の育成と配置にかかっていると述べていますが、今回はその人材の育成に関して伺います。

１点目に、職員の資格取得に関して補助等の支援策があるのか。あるならば、どのような形態で行われているのかについて伺います。

２点目、我々議員も行政視察などで先進事例を調査しておりますが、職員においての視察について伺います。

３点目として、本市では民間からの人材登用、職員採用に取り組まれているかどうかの確認を行います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のご質問、市政に資する職員の能力、組織力向上について、お答えします。

まず１点目、職員の資格取得につきましては、業務遂行に当たり資格取得が法令上必要となるもの、具体的には建築士、社会教育主事、水道技術管理者等の資格にあっては、取得に係る研修等について公務出張扱いとし、必要な費用負担を行っているところでございます。

また、職員の自己啓発等休業に関する条例を定め、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、大学等課程の履修または国際貢献活動のため休業することを承認することができることとしております。

２点目、先進事例の視察につきましては、その概要等はインターネットや先進自

治体へ直接問い合わせを行うなど情報収集に努めているところでございますが、施設建設等実地による研修視察が必要な特定の事業に関しまして予算措置を行っているところでございます。

３点目、民間からの職員採用につきましては、現在のところ、民間企業等において高度な能力、経験、スキル等を備えた人材を管理職等に登用した実績はございません。また、平成27年度には１級建築士の資格を有する民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験を実施しておりますが、受験者はございませんでした。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

１点目のご答弁についてなんですけれども、資格取得補助のところですね。もちろん法令上必要となるものについては当然ですよね。もちろん、そこは十分わかります。ご存じだと思うんですけれど、本年、平成31年１月25日の段階、総務省通達の平成31年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等を改めてご確認いただきたいんですけれども、災害発生時に迅速に応援職員を派遣するため、被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費に対して地方交付税措置を講ずるとともに、職員の災害対応能力向上のため資格取得・講習受講に要する経費に対して、地方交付税措置を講ずることとしていることとあります。長いですね。

また、本年の国会における２月８日の予算委員会でも石田総務大臣が、総務省では来年度から地方公務員の資質向上を図るため、まず災害対応に必要な資格取得、講習受講に要する経費に対しまして、地方交付税措置を講ずることといたしております。また、資格の取得促進や研修の充実を含めまして、総務省としても関係機関などと連携して、引き続き地方公共団体の人材育成の取り組みをしっかりと応援してまいりたいと思っておりますと答弁されているわけですね。

また続いて、安倍首相も大規模災害発生時において、災害救助や生活者支援などを一線で担う地方公務員の資質向上は極めて重要であると認識をしておりまして、政府としては地方公務員の災害対応に必要な資格取得経費について、来年度より地方交付税措置を講じることとしておりますと答弁されています。

つまり、政府としましても、まずは災害対策のところから職員の資格取得をバックアップするよという方針が出されているわけです。かつ、自民党内においても、今回、災害対策のところから始めて、どういった資格が本当に役立つかはわかりま

せんので、本当に職員がいろんな資格を取って、それが国家資格であれば、本当に地方自治体にとっても役に立つであろうという観点で、今後バックアップしていこうというような方針も話されております。こういった側面からも、職員の資格について、さらなる検討を深めていただければと存じます。

２点目、先進事例の視察についてご答弁いただきました。予算措置を行ってということなんですけれども、目まぐるしく変動する現代社会において、１年前、ぎりぎり半年前にかかるかなというところで判断するようでは、時代のスピード感にやはりついていけないのではないかと思うわけですね。もちろんほかの自治体で成功している先進事例をそのまま山鹿にがちゃっと適用できるわけではないんですけれども、当該年度とまでは言わなくても、次年度に実施するための検討を行うときに、やはりできるだけ鮮度の高い情報に触れて、知見のアップデートを行って検討を重ねる必要もあるでしょうし、やはりできるだけ現場に近い職員が先進事例に触れるような試みが必要だと思うんですね。ですから、もっとスピード感を重視した視察が可能になるようにお考えいただければと存じます。もちろん部長級とかが行くのも大事です。そういった交流を深めていくのも大事です。ただ、やっぱり現場間で交流が深まって、そしてどんどん知見が蓄えられていってというのが、やっぱり市役所の発展につながるんじゃないでしょうか。実際、私なんかもあちこち行政視察に行きますけれども、結構いろんな自治体から、例えば熊本県でも他市町村の職員さんとか、よくいらっしゃっているんですよとか聞くんですよ。なかなか山鹿からという声を聞かないのがとても残念だなと思います。やはり職員さん同士でいろいろ情報交換し合う中でまたネットワークも広がるし、そういった中で山鹿という名前の認知度も高まっていくわけです。そういった点も含めてご検討いただければと思います。

３点目ですが、山鹿市と姉妹都市である、先ほども申しましたが、兵庫県赤穂市では、昨年４月から内閣府の地方創生人材支援制度を活用し、地域活性化推進担当部長というポストを設けられて、そちらに大手広告代理店で勤務経験のある民間人を登用されて、斬新な広告戦略でインバウンドの拡大であったり、観光資源の拡大、こういったものに邁進されています。さらに、戦略プロデューサーの職務を新設されています。こちらも広告会社で長年、企業のプロモーションに携わってこられた、市外からの移住者である民間人を登用され、特にクラウドファンディングを用いた地域活性化策などで着実に実績を上げられています。

このように、本市に非常に身近なところでも、幾らでも事例があるわけです。その赤穂市の事例に見られるように、ただ外からアドバイザーを連れてくるというわけではなく、移住者・定住者を採用しているというところがポイントであろうとい

うことを、あえて申し添えます。

先ほどのご答弁で、平成27年度の１級建築士の資格を有する民間企業と職務経験者を対象とした職員採用試験に応募者がなかったということなんですが、そんな好条件の人が１回行政がチャレンジしたというところで応じてくれることもそんななないと思うんですね。ですので、引き続き人材獲得への貪欲な姿勢を見せていただければと存じます。誤解があるといけませんので断っておきますが、私はプロパーの職員の皆さんがだめだと申しているわけではもちろんないんですよ。むしろしっかりとプロパーの職員を育成していくことこそが一番大事だと考えております。一方で、どうしても役所という組織はなかなか人材の代謝が難しいわけですよね。また、情報の代謝というのも非常に難しい組織だなというのは、どうしても思います。それはもう形態上しょうがないと思います。ですから、別の血を入れる改革もあるぞということを申しているに過ぎませんので、そこはご理解いただければと存じます。

さて、２回目の質問に移ります。

平成27年に策定されておりますまち・ひと・しごと創生　山鹿市総合戦略、推進期間は本年度までとなっておりますが、こちらでは政策パッケージの第２項、人がつくる地域と未来の中で、ワークライフバランスの推進が示されています。こちらの進捗、具体的な取り組みについて伺います。

次に、各種ハラスメント対策について伺います。ハラスメントと申しましても、さまざまな領域にわたってもう現代社会では言及されることが多くなっておりますが、ここでは厚生労働省の指針に基づき、主にセクシュアルハラスメント、あとパワーハラスメント、この２点について、本市の取り組みや対応を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のただいまのご質問について、お答えします。

まず、ワークライフバランスの推進につきましては、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員が安心して子育てと仕事が両立できるよう、また女性職員が職業生活において、ますます活躍できるよう職場を挙げて支援するため、山鹿市特定事業主行動計画を策定しております。その中で、育児休暇を取得しやすい環境の整備、休暇取得の促進、時間外勤務の縮減、男性職員の家庭生活へのかかわり強化等に数値目標を定め取り組んでいるところでございます。

なお、休暇取得の促進では、平成30年の年次有給休暇の平均取得日数は9.7日となっており、計画の数値目標であります１年当たり10日の取得に年々近づいており

ます。また、時間外勤務の縮減においては、職員の出退勤管理の時間で比較しますと、平成29年度から平成30年度にかけて約13％の縮減を図っております。

また、昨年度は、市長、副市長及び教育長がよかボス宣言を行いました。これを受けて、課長級以上の職員も宣言を行い、所属職員に範を示し、職員の仕事と生活の充実を応援することで、職員のワークライフバランスがさらに推進されるよう努めているところでございます。

次に、各種ハラスメントへの対応としまして、まずセクシュアルハラスメントにつきましては、国の指針に基づき、苦情または相談に対して、迅速かつ公正に処理を行い、個々の職員が快適かつ能率的に働くことのできる職場環境を実現するため、要綱を定めまして、苦情相談窓口を設置するとともに、これについて審議し、公正な処理を行うため、セクシュアルハラスメント苦情処理委員会を設置しているところでございます。

一方、パワーハラスメントにつきましては、現在のところ、特段、相談窓口等を設置するまでには至っておらず、担当部署の総務課において、しかるべき対応に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ワークライフバランス推進の取り組みについて、大変よく理解できました。女性活躍というところに重点を置かれているのかなと、実際それは総合戦略のところを見てもそう思ったんですけれども、とにかく仕事も充実する、そしてその人生自体もちゃんと充実していく、公私ともに充実した人生を送れる、そしてそれが家庭内であったり、地域であったりに波及していくというところも含めてのワークライフバランスですので、本当、次の策定のときにはもっと広い観点も含めて、いろいろご検討いただければいいのかなというふうに思います。とにかく、ぜひこの歩みをとめることなく、推進していただければと存じます。

一方で、ハラスメント対策には、いささか不足している面があるように感じます。セクシュアルハラスメントについては窓口なり苦情処理委員会なりが設置されていることは、これはもちろん当然評価できるんですが、パワーハラスメントについてはどうでしょうか。役所内の顔見知りが多い中で、総務課のみで対応というのは、実際にパワーハラスメントの被害に遭っている方がいらっしゃるとするならば、なかなか相談しにくい環境と言えるのではないでしょうか。実際、何かあったときに

相談する、しかもそれが相手のあることですよね、顔見知ったの中で。それをまた同じ顔見知りの中で相談するというのは、なかなかやっぱりこれは難しいと思うんですよね。市役所というのは、やはり山鹿の中でも、地域の中でも、非常に大きな組織でありますし、やはりいろんな民間にとっても模範となるような体制を整えられるべきだと考えるんです。そういったときに、市役所においてはやっぱり総務課だけで相談というのは、なかなかちょっとこれは現状としては足りないんじゃないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうかね。もちろん、私が市役所内のパワーハラスメントの実態を深く存じているわけではありません。個別事象とかを存じているわけではありませんけれども、これだけ大きな組織でそういった被害が皆無であることは、まずなかろうと考えられます。どうやったって人と人がいれば、そしてその中で仕事でもしていれば、上下関係というのも生まれますし、何かしらのあつれきというのは生じてくるものですので、だから例えば上司なりが意識していなくても、部下に対しては非常に厳しい状況というのが生まれている可能性はあるわけです。最近話題になりましたが、部下からの逆ハラスメント、部下のほうが返って上司に対して厳しくやって、上司がもう心を病んでしまうというケースも、これも公務員の話ですけれど、報道されております。本当にこういったものは、当事者間のニュアンスというものがありますし、一般的に加害者が気づいていなくても、被害者にとってはそれこそワークライフバランスの危機であることが往々にしてあるものです。ここまで、さまざまな職員の労働環境についての質問をしてまいりましたが、最後に今後の取り組みについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のご質問、今後の取り組みについて、お答えします。

現在、職員の能力向上を図るための手段としては、熊本県市町村職員研修協議会や全国市町村職員中央研修所等の外部研修機関への派遣研修が中心となっております。研修先では、講師の先生や県内及び国内の多くの自治体から参加している職員と交流することで、優良な先進事例や課題解決への取り組みに触れることができており、職員の能力開発につながっているところでございます。

また、平成29年度から早稲田大学マニフェスト研究所が主催する人材マネジメント部会に職員を派遣し、庁内研究グループでの活動により、所属の異なる職員が連携して庁内の業務改善に資する取り組みも行っております。

次に、職場における各種ハラスメント対策につきましては、組織として大切な責

務でございます。本年６月には、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務を新設すること等を内容とする、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、この後、国からパワーハラスメント対策の指針が出される予定でございます。これに基づき、今後必要な措置を講じてまいります。

いずれにしましても、職員の資質向上、組織力向上に資する取り組みは継続して行わなければなりませんので、今後も市民に信頼される職員、組織であるよう取り組みを進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ただいまご答弁いただきましたように、熊本県市町村職員研修協議会や全国市町村職員中央研修所、いわゆる市町村アカデミー等、そういったところへの外部研修機関への派遣研修では、研修内容ももちろんさることながら、他自治体職員との交流により先進事例等に触れる機会がある、そういうところに言及していただきました。そうであればなおさらのこと、そこで触れた先進事例の現場に、先ほどから何度も申して恐縮なんですけれども、視察として具体的に赴けるような予算措置をすることで、より実り豊かな職員の能力開発や本市の施策につながるように存じます。もっと弾力的に行えればいいんじゃないかなと思うわけですね。これも繰り返しになりますけれども、やはり人が大事であって、人と人との触れ合いがより大きな成果につながるものと存じますので、ぜひこういった点に関してもご検討を深めていただき、また実現につなげていただきたいものだと存じます。

また、職員のスキルアップについて、ご答弁にもありましたように、本年６月５日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、さらにつけ加えるならば、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されております。それらを受けて、厚生労働省としても指針を発表し、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務となるというふうにしておりますので、ぜひ市役所におかれましても、窓口と対応策の整備にしっかり取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

いろいろとお尋ねをしてまいりましたけれども、全体的には非常に前向きに取り組んでいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。そういった中で、最後にお話

しました職員の資質向上、そして職場の組織力向上、これが結局、山鹿市の発展には不可欠なわけですね。本当、皆さんが山鹿市の土台であって、かつ牽引力であるわけです。もちろん我々議員もそういったものに対してチェックを行ったり、意見を申したりしますけれども、ぜひ職員の皆さんがしっかりと研さんを積まれる、そういったことがちゃんとフォローされる、バックアップされる、そういった市役所をぜひ執行部の皆さんもご検討いただいて、そして山鹿市が持続可能なまちであるように、本当にサステーナブルということですよね。この前からずっと申し上げている、そのＳＤＧｓ、この取り組みが熊本県内でも各市町村、日本全国でも行われております。そういったことにつながるような観点で、真摯に人材育成、そして組織力の向上に取り組んでいただければと存じます。

ということで、今回の一般質問を終えます。ありがとうございます。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、小川　榮二君の発言を許します。小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

皆さん、こんにちは。

議席番号２番、小川　榮二でございます。

通告に従いまして、一般質問２件を行います。一問一答でお願いいたします。

まず１点目、国土強靱化についてでございます。

ことし６月の田植えの時期には、猛暑でなかなか雨が降らず、農家の方は水稲の作付に苦慮される中、地域の雨乞い太鼓踊りが連日行われ、鹿北町の干し上がった水田が熊日新聞の１面に掲載され、またテレビの全国放送でも、鹿北町芋生地区の雨乞い踊りが紹介される状況でございました。

九州北部地域では、６月26日に平年より21日おくれで梅雨入りし、その後もさほど雨量はなく経過しておりましたけども、梅雨末期の７月22日には朝から豪雨となり、旧山鹿・鹿本地域では６時から11時までの５時間で200ミリの大雨となり、家屋の浸水、道路や河川、農地や山林の災害が発生いたしました。特に山鹿地区を中

心に被害が集中しており、被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

本定例会にも、専決案件として応急対策費１億3354万円が計上され、本格復旧のための補正予算として５億5137万円が提案されております。また、先月８月28日には、北部九州に大雨をもたらし、線状降水帯にかかっておりました山鹿市鹿北町でも被害が発生しております。特に佐賀県では、増水による油流出で家屋、農地等に甚大な被害が出ている状況でございますし、復旧するには長期間を要するようでございます。

近年、今まで経験したことがないような災害が頻繁に起こってくる状況にある中、最近よく耳にする言葉が国土強靱化というものでございます。国は平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定し、これを受けて国土強靱化基本計画を平成26年６月に策定しております。

そこで、１回目の質問といたしまして、国土強靱化基本法、基本計画とはどういったものか、ご質問いたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

小川議員の一般質問、国土強靱化基本計画について、お答えいたします。

国が策定した国土強靱化基本計画では、その理念として、大規模災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的な対応を、いわば国家百年の大計の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要ですとあり、次の４点、人命の保護が最大限図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興を基本目標として、強さとしなやかさを持った安全安心な国土、地域、経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進するものというものです。

国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能など、さまざまな重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。実施主体も地方公共団体内の部署にとどまらず、自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通、物流、エネルギー、情報通信、医療、ライフライン、住宅、不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携協力しながら進めるものです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ただいま答弁をいただきましたけれども、国土強靱化とは大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧に資する政策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものと理解をいたしました。

では、２回目の質問を行います。

国土強靱化基本法では、第４条で地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとあり、第13条では都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する計画を定めることができるとされています。

そこで、県や市町村が策定する国土強靱化地域計画の策定のメリット、県内の策定状況及び山鹿市としての取り組み状況について質問いたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

小川議員のご質問、国土強靱化地域計画について、お答えいたします。

まず、計画策定のメリットですが、国の策定のためのガイドラインに３つの主なメリットが示してあります。１点目は計画を推進することにより、大規模自然災害が起こっても、被害の大きさ、それ自体を小さくできること、２点目は国土強靱化に係る各種の施策が、より効果的かつスムーズに進捗すること及び関係府省庁の34の交付金、補助金の交付の判断に当たって一定程度配慮されること、３点目に地域の災害対応力が高まり、地域の持続的な成長が望めるというものであります。

次に、県内の策定状況ですが、熊本県は平成29年10月に策定されております。市町村では８月14日時点で熊本市が策定中で、阿蘇市、菊陽町が策定に着手されたという状況です。ちなみに九州では、北九州市、大分市、鹿児島市、出水市、鹿児島県瀬戸内町の５自治体が策定済みであります。

山鹿市としての取り組みですが、去る７月30日に熊本県から初めての説明会が開催され、国土強靱化地域計画についての一般的な解説が行われました。県内の全ての自治体が参加しておりましたが、今後の進め方等、苦慮している状況でした。今

後、さらに国や県から具体的なレクチャーを受け、策定に当たってのガイドラインの調査研究、また複数市町村での計画策定も可能なことから、近隣自治体の取り組み状況の確認などを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

今、山鹿市の取り組みについてご説明いただきましたけれども、大規模の被害を縮小でき、スムーズな事業の進捗、地域の持続的な成長、活性化が望めるというメリットがありながらも、現時点ではなかなか策定が進んでいない状況であるということでございますけれども、国土強靱化地域計画は山鹿市総合計画に並ぶような大変重要で、全ての施策にかかわるようなものであると思います。策定にはかなりの時間を要するかと思いますが、既に計画樹立されている自治体もありますし、策定も始めた自治体もあるようですので、答弁にありましたように、山鹿市としてもさまざまな調査研究を進めていただき、迅速な計画策定に向けて努力邁進していただきたいと思います。

次に、２件目の山鹿市茶業振興についてでございます。

山鹿市のお茶は市の北部、鹿北・菊鹿地域を中心に栽培されておりますけれども、寒暖差が大きく、きれいな水と空気に恵まれて、茶の栽培に適しており、良質な茶葉が生産されています。深蒸し茶として加工されたお茶は、香り高く、まろやかな味と美しい濃い緑色の水色が特徴で、全国や県の品評会では幾度となく大臣賞を受賞し、多くの入賞、表彰を受けておりますし、銘茶の産地として全国的に知られております。

お茶の歴史は古く、400年前の江戸時代、鹿北町岳間のお茶を肥後細川藩に御前茶として献上していたという記録が残っております。また、明治時代には、山鹿において日本で初めて紅茶の製造を手がけております。すなわち、日本での紅茶発祥の地が山鹿でございます。

そのような状況において、お茶の生産は平成の前半ごろまでには好景気により、面積、生産額ともピークに達しておりましたけども、昨今においてはペットボトルの普及や若者等のお茶離れ、また需要の減少による価格の低下や高齢化、後継者不在により、管理面積、生産量は年々と減少していると思われます。

そこで、１点目の質問、山鹿市におけるお茶生産農家数、茶園面積、生産量の推移等の生産現状と課題について、お伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

小川議員の一般質問、山鹿市の茶業振興について、お答えします。

本市は、気候風土を生かした県内有数の茶の産地であり、傾斜地や小区画の園が多い中、中山間地域などの条件不利地においても取り組み可能な高収益作物として、古くから茶葉の生産が活発に行われており、茶の品質の評価も高く、最盛期には工場の受け入れ能力を超える生葉の出荷がございます。

しかし、近年はペットボトル茶の普及により、リーフ茶、いわゆる急須で入れるお茶の消費が低迷し、価格低下が問題となっているほか、生産者の高齢化や後継者不足等により、生産者数及び作付面積の減少が進んでおります。

平成26年度と平成30年度を比較してみますと、平成26年度に生産者数143人、作付面積80ヘクタールであったものが、平成30年度は生産者79人、作付面積59ヘクタールと、生産者が64人、作付面積が21ヘクタールと、いずれも減少しております。

また、荒茶生産量につきましても、天候等の影響により、年度ごとに増減はございますが、生産者数の減少による作付面積の減少に伴い、平成26年度90トンだった生産量が平成30年度は84トンと６トン減少しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ただいま回答いただきましたけれども、ここ５年間だけでも生産者は45％減っております。面積につきましては、26％の減少であります。ただ、荒茶、生葉を一時加工したものでございますけども、荒茶の生産量は７％の減少にとどまっているところでございます。５年間でこれだけの減少が進んでおります。もう10年、20年も前から考えますと、相当数の生産者が、担い手が減ってきているということでございます。

しかしながら、昨今の荒茶の生産量が５年間で７％しか減少していないということは、昔ながらの手摘みの茶園から、機械化できる茶園に転換してきたということであるかとも思います。お茶の手摘みは、非常に労力を要します。人海戦術で人数をできるだけ集めて、一つ一つ手で摘んできた昔でございましたけども、昨今の担い手不足、人手不足によりまして、なかなか手摘みの茶園の管理ができなくなって

きておりまして、自然とそれを解消するためには、機械化できるような茶園、圃場の整備、特に区画整理や茶木を機械化できるように植え直す等を行いながら、またお茶を摘んだり、枝を整えるための管理機械が必要になってきますけども、大きいものは大型トラクターのような大型機械の導入等が必要でございますし、そこには大きな経費も必要になってくるところでございますけれども、現在、山鹿市の取り組みといたしまして、良質なお茶を生産するための栽培技術、加工製造するための技術向上の取り組み、また山鹿産のお茶としてのブランド確立向上を初め、いろんな消費拡大のためのＰＲやイベント活動の取り組み等を展開されていると思います。

２回目の質問といたしまして、現在の山鹿市茶業振興対策の取り組み状況についてお伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

現在の茶業振興策について、お答えいたします。

茶業振興につきましては、ハード面として生産者の生産基盤を強化するため、機械の新規導入や延命化、茶園の基盤整備等を行い、茶園管理の省力化を図っております。

また、茶苗の新植や改植、被覆資材の導入により、茶の品質向上や新規茶種への切りかえ、摘採期の分散化等を進め、効率的な茶の生産を行うため、県の地域特産物産地づくり支援事業や市の茶産地体制強化促進事業などにより支援を行っております。

さらに、ソフト面として、技術の研さんやＰＲ活動など、県や山鹿市茶業振興協議会と連携し、茶園管理講習会や品評会出品茶製造研修を実施することで、栽培技術、製造技術が向上しており、出品茶については県の品評会でも毎年上位に入賞するなど、山鹿産茶のブランド力強化が図られております。

次に、茶消費拡大のための取り組みとしましては、年間を通し、山鹿灯籠まつり、かほくまつりなどの各種祭り、イベントへの出店のほか、昨年度は菊鹿ワイナリーオープニングイベント、女子ハンドボールアジア選手権大会、福岡都市圏で毎月行っている物産展への出展や熊本都市圏へ出向いてのＰＲなども行っております。

また、山鹿茶の歴史、お茶の種類、おいしい入れ方等を多くの方に知っていただくため、山鹿茶ムリエ講座を実施し、平成26年度から毎年20名から30名ほどの方が受講されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ただいま山鹿市の茶業振興対策の取り組み状況についてご答弁をいただきましたけども、茶の生産振興対策、消費拡大の取り組みといたしまして、品質向上によるブランド力の強化、また祭り・物産展等のイベント時の出展や福岡、熊本都市圏に出向いてのＰＲ活動など、積極的な取り組みに対しては評価をしているところでございます。特に機械の延命化や省力化、茶園の基盤整備など、生産振興に対する山鹿市の取り組みは、熊本県や他県のモデルともなっており、茶業振興協議会からも高い評価をいただいているようでございます。

しかしながら、高齢化、後継者不足は、だんだんと進んでいくものと思われる中、山鹿産のお茶という産地を確保していくためには、さらなる対策が必要ではないかと思います。特に、日本で初めて紅茶の製造を手がけた紅茶発祥の地などを前面に打ち出すＰＲなど、新しい取り組みを進めていく必要が大事であるかと思います。

そこで、３回目の質問、今後の茶業振興に対する方向性、とるべき対策についてお伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

茶業振興の今後の方向性及び今後とるべき対策について、お答えをいたします。

茶業におきましても、他と同様、高齢化の進行及び後継者不足は深刻な問題であることから、意欲のある担い手への茶園の集約化や減少傾向にある生産者数に歯どめをかけることが重要であると考えます。そのため、生産者支援に重点を置き、最も効果的な機械、施設等の機能維持・強化に対する支援を引き続き行うことで省力化を図りながら、生産力の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、リーフ茶の消費が低迷していることから、健康志向に着目したぎゃばろん茶、低カフェイン茶、近年需要が高まっている碾茶、抹茶など、多様化する消費者ニーズに対応できる新規茶種の開発を引き続き検討してまいります。

さらには、国産紅茶発祥の地という利点を生かした山鹿産紅茶のＰＲや、本年、山鹿市でも開催される女子ハンドボール世界選手権大会の出店など、さらなるＰＲ強化に努め、茶業振興を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ただいま部長より心強い答弁をいただきましたけれども、今後の対策が明確にしっかりと打ち出されておるようでございます。山鹿茶としての産地確保とブランド力アップで、山鹿市の活力、魅力アップにつなげていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、小川君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、質疑を１点、議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、一般質問を１点、有害鳥獣駆除対策についてをお伺いをしていきたいと思います。一問一答でお願いを申し上げます。

まず、質疑でありますけれども、議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

今会議で提案されている消防団員の定数は、2200人から2000人に減らすということであります。今まで何回となく消防団の消防力強化のためには質問をしてまいりました。機能別消防団の確保、定員の確保、それから活動できてない消防団の現状分析等を踏まえて、消防力の強化はお願いしますよという質問をしてまいりました。前回の質問の中でも、平成30年度の消防団員数は2037人でございます。当然、機能別消防団員が79名含まれているということでありますし、平成31年度に関しましては、多分、入団の人が少なくて、退団の人が多いだろうと。たくさん人員が減るだろうという報告も受けました。ただし、この200人減らした経過、何でそういう形になってきたのか、中身が見えませんので、その辺をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田　紘二議員の質疑、山鹿市消防団員の定数減による消防力への影響についての中で、これまでの経緯、理由について、お答えいたします。

山鹿市消防団員数は、平成31年４月２日現在で1964人です。平成17年の市町合併からこれまで、平成19年、平成27年と２回の定数改定を行い、このたびが３回目の改定提案となります。

このたびの定数改定の理由といたしましては、これまで機能別団員の配置や地域の消防団による積極的な勧誘などで、消防団員の確保を実施してまいりました。同時に、活動実績のない消防団員の退団も推進した結果、実員数が1964人で、2200人の定数を大きく乖離することとなり、今後の市民人口、少子化等の推移も踏まえ、定数を実数に合わせた2000人としたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどの報告の中で、2200人から2000人に減らす、200人減少しますという報告でありますけれども、200人減らして、消防力の維持ができるのか、また消防署の職員さん、定数85名で77名ということであります。８名不足していると、そういう現状の中で、本当に消防力は維持できるのかというのが１つ、もう１つはここに至るまでに何回もお話しました現状分析をしてくれと、区長さん方に調査も依頼をしてくれというような話の中で、恐らく調査等もされていると思います。その内容についての公表は全くあっておりません。そこら辺もひっくるめて、消防力が本当に確保できるかということについてお尋ねをしたい。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田　紘二議員の２回目の質疑、定数2000人で消防力の維持ができるのかについて、お答えいたします。

山鹿市消防団員に条例定数の中で実員管理を実施しているところでございます。現在、山鹿市消防団本部の方針としましては、１つ目に活動実績のない団員の排除、２つ目に各地区で15名に満たない部の統合の推進を掲げておられます。

現在、実員数につきましても、消防団本部としては、日ごろから地域で展開して

いる団員の勧誘や機能別団員の確保をした結果として受けとめ、現在の実員数で山鹿市消防団組織として、より安全に市民が安心して過ごせるよう、消防団活動ができる団員の育成、組織づくりを実施されているところであります。

また、平成30年度に地域の実情をよく知っておられる嘱託員の皆様にアンケートを実施いたしました。その結果、８割の地区で昼間の災害について、団員の出動に不安があり、10年後には10人の団員を確保できないだろうという回答が得られました。機能別団員制度についても、理解されている方が５割強で、４割の方がご存じありませんでした。今後においても、消防団本部が行う方針を実現する上で、地域の理解と協力は必要不可欠でございます。

消防団本部としましては、アンケート結果を受けとめ、機能別団員制度への積極的な周知・協力を各地域に求め、団員確保や部の統合につなげていき、実現することが地域の安全安心につながるとの信念のもと、地域での協議が行われているところでございます。

山鹿市消防本部としましても、全国的な団員減少という課題はありますが、さらなる消防団との連携強化を図り、山鹿市民の安全安心に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今の報告の中で、８割ぐらいの地区で昼間の活動が十分ではないというようなアンケート調査だったようでありますし、極端に言えば、2200人の中には、当然最初から活動してなかった団員さんがいたんだろうと、そこら辺も分析しながらやられたんだと思いますし、特に機能別消防団員、これだけやっぱり地域で消防団が少ないなら補強をしていかにゃいかん。その実態が、半分ぐらいは区長さん方は全く知らんだったというような現状を報告されたので、そこら辺を十分踏まえて、2000人に対する消防団の定員の確保、それから機能別消防団員の充実等をお願いをしたいと思います。

それから、一般質問の有害鳥獣駆除について、特に私はイノシシの駆除についてをお伺いしていきたいと思います。

有働議員が先ほど、本当に僕らが知らんようなことまでしっかりと優良事例を踏まえて報告をしていただきました。非常に執行部は消極的だなという表現がありましたけれども、それを踏まえて、イノシシの個体をどがんして減らすかということが問題だと思うので、その答弁の中に少し私も、今まで小川議員も質問してきまし

た、私も質問しました。稲葉前議員も前回、何回も質問されました。ちょっとひっかかる、気になる部分を一生懸命拾い出しましたので、それをご披露しながら、市長のお考えをお尋ねしたいなと思います。

実施隊という表現を有働議員がされました。よその地区では、実施隊というのは駆除隊という表現でいいと思いますけれども、50人とか100人とかで捕獲対策をやってきているということであります。答弁の中には、当然、実施隊は山鹿市にもありますと、隊員は５名ですと、規定に基づいてやっていますということで、規定をちょっと見せていただきました。実施隊の事務、事務という表現で出ておりますけれども、捕獲の問題、当然、捕獲というのは１番に出てきています。それから、猟友会等との連絡調整というのが出てきております。そうすると、捕獲もひっくるめて有害鳥獣駆除の実施隊であれば、５人おりますよという答弁で済むのかなと。５人で何ばするですかという話です。

それからもう１つは、実施隊の技術研修をしましたという報告もちょっとあったと思います。山鹿市も最近、狩猟免許を取った職員さんが８人か９人ぐらいおられるのかな、10人近くおられると思います。ただ、答弁の中には、よその部署は使えないので、農林部の所管の中の職員５人で実施隊をつくっている。それに技術講習をしたと。じゃあその５人は免許を持っているのかと。それに技術講習をして、猟友会にどういう技術講習ができるのか、そこら辺はやっぱりあるだけで、ただあるばいたという話かなというようなことであります。

それから、もう１つ、僕が残念だったのは、ジビエ、加工ですね。これは、僕は議員になったときから何回もその研修に行きました。なかなか言われるように難しい問題点があります。ただ、県下で15件、まだ存続して事業は成り立たんかもしれんけどやっていると、やらざるを得んという理由もあると思うんですね。極端に言いますと、一番困るのはやっぱり捕獲してからの処分、猟友会の人たちは自分で鉄砲で自分で埋めなはるけんいいけど、一般に新しい人たちが出たとき、とったのはどがんしようかという話で、そらどこかが処分してやらないと、被害農家当たりが確保したイノシシは処分できんけん、そういう駆除隊とか駆除というのはできてこんのかなと。特に、先ほど美郷町の話をされましたけども、あそこはそういう組織と業者と連携をして、とった後のやつについては前提条件はあるかもしれんけど、全部処分をして事業をやってきている。そういう事業体があるとならば、当然、山鹿にもちょっと勉強してもろて、こういうことはできるかできんのかの判断ぐらいはしてほしかったのかなと。ただ、もうそれは誘致とかそういうことは考えていませんというような表現であります。非常に消極的な話かなと。

それから、えづけＳＴＯＰ！、結局、イノシシが来んごと、いろんな残菜を置い

たり何かするなよということでありますし、井上先生の話も出ましたけども、私もそれは話を聞いてきました。それはもう理想論です。イノシシが来んごて環境整備ばせえと。それは大変な事業だと思います。それよりも、やっぱりイノシシをいかにして個体を減らして、害を防ぐかということであります。そういうことから、少しお尋ねをしていきたいと思いますけども、結局、有害駆除対策については、先ほどから話しますように、農作物を守る保護、それから有害鳥獣の個体を減らす駆除、２つあると思うんですね。今までの話の中では、ほとんど保護の話が入ってきていますけれども、先ほど有働議員の実施隊、駆除隊の強化というのは、捕獲に対する対応・対策がどがんかなということでありまして、最終的に有働議員が最後にご要望で言われましたけど、これは答弁も求められていませんけども、有害鳥獣対策実施隊、駆除隊の組織の再編当たりはお願いしたいなという話がありました。結局、今の実施隊を強化してもいいし、新しくそういうその組織をつくってもいいし、やっぱり個体を減らすための戦略がいるのかなということだと理解をしました。

そういうことから、とにかく今、猟友会で一生懸命やっていますけども、高齢化、猟友会のメンバーの減少、そうするとどうしても個体を減らすためには捕獲者ばふやさにゃいかん。とる者ばふやさんとしゃが、恐らく減らんとじゃないかなと思います。特に、今までの経過からして、５年平均すると大体1500頭ぐらい捕獲をしてきています。ところが、一番とったときは平成27年で1800頭とれています。計画からすると2000頭です。ところが、ことしは1400頭、平成30年度は1100頭しかとれとらん。ところが、その内容分析をすると、1100頭の中の900頭はわな、銃じゃなくてわなでとっているわけですね。わなの仕掛けとか、わなの免許というのは、被害を受けている農家の皆さん方に取っていただいても、先ほど答弁の中にありましたけども、取っていただいてもその活用ができるとかなという思いがします。

最後に、先ほどから話しました、やっぱり被害を受けている農家の皆さん方、そしてそれをサポートとして猟友会のみんな、そして行政が一つの組織体というか、活動しやすいような組織体をつくって、捕獲体制の確立をする必要があるとかなというような気がします。あくまでも、やっぱり行政主導型で指導しながら、その隊を動かしていくと。その配下に農家の人たちも猟友会も行政も一緒になって、その捕獲対策に取り組むということが大事なのかと思いますし、特に先ほど来からいろんな重点課題がありますが、やっぱり有害鳥獣の駆除についても、一つの大きな事業だという理解をしますので、そこら辺の組織再編とか方向性とか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の一般質問、有害鳥獣駆除対策について、お答えいたします。

本市の有害鳥獣被害防止対策につきましては、防護と捕獲の両面から、さまざまな取り組みを行っております。

議員ご承知のとおり、捕獲対策につきましては、熊本県猟友会山鹿支部と委託契約を結び、有害鳥獣の駆除に取り組み、あわせて箱わなの購入や新規狩猟免許取得への補助を行っているところでございます。

このような対策により、有害鳥獣による農作物被害は減少傾向にあるものの、過去５年間の平均では、約1500頭のイノシシを捕獲している状況であります。

議員ご質問の今後の捕獲体制の充実につきましては、引き続き、みずからの農地は地域でみずから守るという意識の醸成を図り、市と猟友会がより一層連携を深め、地元住民の積極的な捕獲活動への参画を促し、猟友会、地元、行政が一体となり、より効果的な捕獲活動ができるような体制づくりに努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第３、委員会付託を行います。

議案第16号から議案第37号、認定第１号から認定第12号及び陳情第９号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時50分　散会

～～～

９月１３日(金曜日)

令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和元年９月13日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第16号　専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第17号　山鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例

議案第19号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市森林環境譲与税基金条例

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第29号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第30号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第31号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第32号　財産の譲渡について

議案第33号　財産の譲渡について

議案第34号　財産の譲渡について

議案第35号　財産の譲渡について

議案第36号　財産の譲渡について

議案第37号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成30年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成30年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成30年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成30年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第11号　平成30年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第12号　平成30年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

陳情第８号　国保税引き下げのために国庫負担増額の意見書提出を求める陳情書

陳情第９号　産交バス熊本山鹿線「来民中町経由廃止」の撤回を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第16号　専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第17号　山鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例

議案第19号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市森林環境譲与税基金条例

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第29号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第30号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第31号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第32号　財産の譲渡について
議案第33号　財産の譲渡について
議案第34号　財産の譲渡について
議案第35号　財産の譲渡について
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成30年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成30年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成30年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成30年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第11号　平成30年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第12号　平成30年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

陳情第８号　国保税引き下げのために国庫負担増額の意見書提出を求める陳情書
陳情第９号　産交バス熊本山鹿線「来民中町経由廃止」の撤回を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　意見書案第１号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山　大二朗　君
２番	小川　榮二　君
３番	芋生　よしや　君
４番	勢田　昭一　君
５番	有働　辰喜　君
６番	服部　香代　君
７番	冨田　弘海　君
８番	永田　健　君
９番	冨丸　洋一郎　君
10番	藤本　峰秀　君
11番	北原　昭三　君
12番	芹川　正美　君
13番	藤原　豊　君
14番	平井　邦廣　君
15番	吉本　政幸　君
16番	池田　誠一　君
17番	堀　茂幸　君
18番	永田　紘二　君
19番	横手　啓介　君
20番	寺崎　勇児　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋　憲正　君
副市長	池田　永実　君

教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	木下実君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
人権啓発課長	西島靖雄君
税務課長	髙森信昭君
福祉課長	山下陽君
子ども課長	西村照彦君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第16号～議案第37号

認定第１号～認定第12号

陳情第８号～陳情第９号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第16号から議案第37号、認定第１号から認定第12号、陳情第８号及び陳情第９号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　冨田　弘海君　登壇］

○建設経済常任委員長（冨田　弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案８件、認定８件について、ご報告いたします。

去る９月６日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、７月の大雨により発生した川辺地区の市道小学校梅迫線及び菊鹿地域の広域基幹林道八方ケ岳線の災害箇所２件を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、ご報告いたします。

議案第16号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市森林環境譲与税基金条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成30年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成30年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成30年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成30年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成30年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成30年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成30年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

堀市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○市民福祉常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

初めに、７月29日から31日にかけて実施しました本委員会の行政視察について、ご報告いたします。

行政視察先は、兵庫県豊岡市、岡山県瀬戸内市、香川県坂出市の３カ所であります。

まず、最初の視察先である豊岡市では、健康増進事業を調査事項として視察いたしました。豊岡市は、兵庫県内においても国保１人当たりの医療費並びに後期高齢者１人当たりの医療費が最も低く、その主な取り組みについて、担当課より説明を受けました。

2006年実施されたアンケートで、市民の運動習慣が国県の平均を下回る結果が出たこともあり、健康施策にまちづくりを合わせて、歩いて暮らすまちづくり条例を制定するなど、さまざまな施策を実施されていました。そのうち、運動習慣の少ない高齢者に対して、元気教室に自分の足で歩いて参加することを原則とし、運動習慣の継続と地域のつながりを促す有意義な相互関係を築かれておりました。

また、本市と同様に、健康ポイント事業も取り組まれており、ポイントの交換に温泉、運動施設の利用券、図書館券、ほかに市の小中学校への寄附という制度もあり、社会貢献したいという声に応じたものでありました。

また、若者の利用増加を図るために、アプリを独自に開発・導入し、例えば職場対抗で歩数を競い合う企画や運動習慣の少ない子育て世代を対象とした事業の展開がされておりました。これらの健康政策は地域のつながりをともに生かす取り組みであり、健やかで安心して暮らせる地域の実現を目標としております本市にとりましても、大変参考になる取り組みでございました。

次に、２カ所目の視察地である岡山県瀬戸内市役所を訪問し、移住定住について担当課より説明を受けました。

本市と同様、人口の減少、高齢化は深刻な問題であり、2040年には合併当時から１万人が減少、高齢化も41％まで上昇するとの予測があり、特に移住定住に取り組まれており、定住促進補助金、空き家バンク制度、就業支援、官民共同の受け入れ態勢の整備など、多くの事業を実施されておりました。

移住希望者にきめ細やかなサポートを行う住民団体の瀬戸内移住コンシェルジュを配置し、地域と移住者の間をつなぎ、移住者の希望の暮らしや心配事の相談、空き家情報の提供、お試し住宅の提供、スムーズな移住定住の支援を行っておられました。このほか地域全体の空き家や耕作放棄地を活用し、移住定住者を呼び込む取り組みなど、官民協働の取り組みが活発に行われていました。本市においても人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であり、移住定住の推進、また持続可能な地域づくりに取り組む上で大変有意義な研修でございました。

３カ所目は、香川県坂出市、坂出市立病院を訪問し、坂出市立病院の経営改善の取り組み、経営状況について、担当課から説明を受けました。坂出市立病院は、平成３年、累積赤字25億円を超え、当時、自治省から廃止勧告を受けるほどの経営状況でしたが、経営再建に取り組むことで平成10年に赤字解消、現在もその取り組みを続けており、経営再建の取り組みは、医師を含む職員の意識改革を初め、「市民が安心して暮らせる病院を」をスローガンに、部署の壁をなくす取り組み、サービスの向上、徹底したコスト削減に取り組まれているとのことでした。

現在は、地域に開かれた市民病院、地域の医療従事者の育成などを目指し、不採

算部門と言われる巡回診療や僻地診療、健康教室などを積極的に取り組まれています。

また、安定した医師確保のために地元の大学医学部より医師派遣を受け、研修医制度による市民病院の活用を働きかけ、将来の医師確保につなげる取り組みをされておりました。本市の市民医療センターの経営健全化、また地域の中核病院としての役割を果たしていくためにも、大変有意義な研修になりました。

以上、市民福祉常任委員会の行政視察の報告を終わらせていただきます。

次に、閉会中の継続審査としておりました陳情第８号について、去る８月19日、午前10時より本庁501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第８号　国保税引き下げのために国庫負担増額の意見書提出を求める陳情書。

まず、全国市長会、全国市議会議長会等で国に提出されている要望書の内容や県内の各市議会の取り扱い状況等の確認を行い、審査をいたしました。

委員から、全国の国民健康保険料の滞納世帯の状況の調査において、山鹿市は全国平均を上回る状況である。将来にわたり持続可能な制度を構築するためにも、やはり抜本的な財政基盤の強化が必要であるため、国に対して意見書を提出すべきとの意見や、趣旨に賛同はできるが、国民健康保険制度は広く国や都道府県が財政運営の責任主体であること、また、国に対して、知事会、市長会、特に全国市議会議長会からも同様の趣旨が要望されており、本市議会において、議長会等を通じ、既に意思表示をしていることを考慮すれば、趣旨採択が妥当ではないかとの発言があり、挙手採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案６件、認定５件、陳情１件であります。

去る９月９日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について報告いたします。

議案第16号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　令和元年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管)、委員より、マイナンバー事業について、執行部より利便性を求め、さらなる活用を図っていくとの説明はあったが、利便性よりも危険性がまだ懸念されるため、このマイナンバー事業に対する支出は賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成30年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成30年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第９号　産交バス熊本山鹿線「来民中町経由廃止」の撤回を求める陳情書。

まず、陳情書に記載されております九州産交バスの来民中町経由が廃止されることになった経緯及び住民への説明について、執行部に説明を求め、審査を行いました。

委員より、中町経由を廃止すれば、熊本市に行く場合、来民商店街を通るバスに乗車するために、常に大津線または菊池線に乗り換える必要があること、高齢者は最寄りのバス停がある鹿本商工、鹿本農高前まで長い距離を歩いて行くことが想定されること、または来民中町を路線バスが走行する際、道路幅員が非常に狭く、朝夕の一般車両の通行が多いことや、児童生徒の通学とも重なり、交通事故が非常に懸念されることなどの意見が出されました。

討論では、鹿本地域の中でも人口密集地である来民中町経由の路線バスが廃止になることについては、住民と話し合う場を設け、一緒に解決する方法を探るべきではないかとの賛成討論がありました。

一方、路線バスの運転手は限られており、現在、本市を走る路線バスの利用状況では、仮に来民中町経由の路線を廃止しなかった場合、三玉線や南関線の廃止が危惧される。九州産交バス来民中町経由路線を廃止したとしても、来民中町を通るバスは45便運行しており、山鹿市全体を考えた場合、交通空白地域をつくらないため

にも、本陳情書の趣旨については気持ち的にはわからないこともないが、住民の理解を得たいと考えるとの反対討論がありました。

挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、７月22日から24日にかけて実施いたしました行政視察につきまして、ご報告をいたします。

最初に、滋賀県大津市の議会ＢＣＰについて研修いたしました。議会ＢＣＰとは、大規模地震などの非常時に行うべき議会や議員の役割、行動方針などを定めた業務継続計画のことであります。東日本大震災時を発端として、当該地震時においては非常時における議会としての行動方針が定まっていなかったことで、議会の機能が果たされていなかったという反省から、災害時の議会のあり方について議論を進めてきたということでありました。

大津市議会では、地方議会としては初の議会ＢＣＰを策定されております。これを策定したことで、災害時における初期対応の高度化が図られ、審議や執行部へのチェック、監視など、議会としての機能維持を図ることが可能となり、結果として市民ニーズを的確に反映した早期の復旧・復興が図られるということでございました。

本市議会では、山鹿市議会災害対策支援本部規程を定めておりますが、非常時に議会としての役割・責任を果たすことのできる議会ＢＣＰは、本規程をより発展させた計画として整備する必要性を認識いたしました。

次に、京都府京田辺市では、児童館・老人福祉センターの複合施設による世代間交流の取り組みについて、視察いたしました。

京田辺市は、京都市、大阪市、奈良市のベッドタウンとして発展を遂げている都市であります。中でも市内北部地域では、人口増加が著しく、高齢者の生きがいづくりの拠点と、一方では児童の健全育成活動の拠点の整備が求められている中で、世代を超えた施設の整備として、老人福祉センター、児童館及び地域包括支援センターの３つの機能を兼ね備えた複合施設「大住ふれあいセンター」が開設されております。施設では、家族の日、クリスマス会、お楽しみ会等の行事により、世代間

交流が図られていました。しかしながら、日常における世代間交流までには、もうしばらく時間を要するなど課題もあるようでございました。核家族化が進行している本市でも、地域における子育て支援の面からも世代間交流の仕掛けづくりとしては、大変参考になりました。

次に、京都府の南部に位置します相楽郡和束町において、教育旅行・農家民泊について、研修いたしました。

和束町は、人口4000人ほどで、基幹産業は茶産業であり、宇治茶の最大生産地でもあります。平成27年４月に日本茶800年の歴史散歩が日本遺産第１号に認定され、その美しい景観は町の最大の魅力となっております。町ではその魅力を生かし、桃源郷ならぬ、「茶源郷和束」として、交流人口や定住人口の増加を目指す事業が進められており、その事業の１つに体験するお茶として農家民泊に取り組まれております。

人口減少と少子高齢化に悩む地域でありながら、子供たちと触れ合い、交流を楽しみながら、町の活気を取り戻す、歴史ある茶業を守り伝えることを目的としたこの事業には、賛同する家庭も多く、隣接する３町村の約100件が、中学・高校の修学旅行の受け入れ家庭となり、事業を支えているということでありました。まちづくりは行政だけではできない、まさに住民との協働によるまちづくりの参考事例でありました。

これで、行政視察の成果につきましては、報告を終わります。

続きまして、本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案12件及び認定１件であります。

去る９月10日、午前10時から本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、現地調査を行いました。

最初に、議案第36号　財産の譲渡として提出されている幸ケ丘研修センターを、次に特産工芸村あんずの丘「交流館」の放課後児童クラブの利用状況を、それぞれ担当者から概要説明を受け、２カ所の現地調査を終えました。

帰庁後は、午後１時から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第16号　専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第３号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

議案第18号、議案第24号、認定第１号について、反対の立場から討論をいたしま

す。

議案第18号　山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例は、正規職員を原則とする地方公務員法に１年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入するものです。条例案では、会計年度任用職員に期末手当を支給するなど、勤務条件の前進面もあり、これらの改善は私たち日本共産党が同一労働・同一賃金として求め続けてきたものであり、評価するところです。

しかし、会計年度任用職員制度の導入は、第１に非正規職員に対し法的な根拠を与え、非正規雇用を合法化し、非正規化を進めることにつながりかねないこと、第２にフルタイム、無期雇用が原則という国際的なルールからも、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則からも逸脱した法改正のため、我が党は国会で反対をしています。住民の安全安心を守るため、また住民の福祉増進を図るため、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持すること、本格的・恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること、非正規職員の雇用安定、待遇改善を図るべきであります。

よって、この条例改正には反対します。

議案第24号　家庭的保育事業についてですが、山鹿市でも２つの家庭的保育事業が行われるようになりました。開園したばかりなのに、園長の交代があったところもあり、大変だったようです。また、小規模であることによる問題もさまざま考えられます。そういった問題を改善するため、小規模保育事業は法律で規定され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、施行後５年以内に連携施設を確保しなければならないとしています。

連携施設の役割として、１つ、事業所の保育の適切な提供に必要な相談・指導を行う、２つ、必要に応じて代替保育、小規模保育事業者の職員などの病気、研修などによって、保育の提供ができない場合、事業所にかわり保育の提供を行うなどです。３つ目は、事業所で保育を受けていた子供が保育を終了した際、保護者の希望に基づき３歳以上の保育を提供するの３点です。市民が小規模保育事業でも安心して保育を受けることができるように、条件整備をしていくものです。

今回の条例では、連携施設の確保の期間を５年から10年に改めることとなっています。つまり先ほど申しました連携施設、これが５年から10年確保しなくても済むようになります。これでは、市民は安心して子供たちを預けられなくなりますし、働く職員にとっても安心して働くことができなくなります。規制緩和で待機児童を解消しようとする政府の方針では、保育の質を脅かし、命さえも脅かすものです。

よって、この条例に反対をいたします。

次に、認定第１号　平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

山鹿市監査委員の意見書によりますと、財政調整基金及び減債基金の取り崩し及び積み立てが行われている適正な行財政運営の結果であると考えるが、地方公共団体の目的は行政目的の適正な執行である。基金の積み増しが行財政運営の至上命題とならないよう留意されたいと書かれています。さらに、市民のニーズに的確に対応した満足度の高い行政サービスが提供され、持続可能な行財政運営が行われることを期待するものであると結ばれていました。市民の福祉増進のため、真摯に受けとめ、意見・要望を生かしていただきたいと思います。

さて、今回、平成30年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、マイナンバー制度は開始から４年目に入りました。利便性が高まる、行政の効率化につながると盛んに宣伝されていますが、2019年４月現在で顔写真つきのマイナンバーカードを取得した人は国のレベルにおいて13％にとどまります。内閣府が昨年末に発表した世論調査では、取得していないし、今後も予定はないが53％でした。理由は、必要性が感じられないが６割以上で、個人情報の漏えいやカードの紛失や盗難を心配する意見も少なくありません。不安が根強いことを浮き彫りにしています。山鹿市でも、各種証明書のコンビニ交付ができるとして、マイナンバーカードを推進していますが、取得は進んでいません。2017年２月末交付は4497枚、2019年３月末では7411枚です。

安倍政権は、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出すため、法改正を今年の通常国会で成立させました。

１つ目、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなど、健康保険法等の改正では、オンラインで本人確認できるようになると言いますが、カードを持ち歩く機会がふえることで、紛失・盗難のリスクが高まります。既往歴など、機微に触れる個人情報などの漏えいにつながる危険も払拭できません。

２つ目、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつける戸籍法改正はプライバシーの重大な侵害を引き起こすおそれが強いものです。戸籍には、婚姻、離婚、親子、養子など、出自にかかわる大事な情報が含まれています。それをマイナンバーによって法務省が一元管理できる体制をつくるものですが、情報管理の方法や情報保護措置の内容は明確ではありません。

３つ目、行政の手続や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法は、マイナンバーカード取得を促進することが狙いです。番号通知の際、郵送される現在の紙製カードを廃止し、顔写真付きのカードを持たざるを得ないようにしようというわけです。カードがなくても不便を感じない住民にカードを強要しようとするやり方は、乱暴で混乱を招きかねません。

政府はマイナンバーカードを個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じ、

高いセキュリティーを確保した。利用時には暗証番号が必要になるから、ほかの人には使えないなどと宣伝してきましたが、デジタル手続法では暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を入れ込み、個人情報保護を後退させました。

さらに、安倍政権は消費税増税対策として、自治体発行ポイントのマイナンバーカードへの付与を盛り込むなど、マイナンバーカード普及のため、手当たり次第となっています。政府は、利便性の向上というものの、障害者や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でＩＴ機器が利用できない人などへの具体的な対策は、デジタルに習熟せよと求めているだけです。従来の書面、窓口での対面による手続がなくなっていくことによる利便性の後退の懸念は拭えません。むしろ市民との対面をしていくことで得られるコミュニケーションこそ、市政に生かされる大切な情報であることを山鹿市も再認識すべきです。

また、ＩＣＴ化する業務がふえ、この５年間で情報システム関係予算は増加しており、年に何回ものシステム改修費が予算化されています。その受注はＮＴＴ、富士通、日立といった上位５グループで、全体の４分の３を占めているほどです。一部の大企業はＩＴ特需に沸き、国民には負担がのしかかり続けています。

また、個人情報流出が問題となっています。ことしに入ってからもファイル転送サービス、宅ファイル便において、顧客情報約480万件が外部漏えいしたほか、トヨタ自動車株式会社の販売子会社やユニクロでの顧客情報の流出やイオンカードの不正ログインによる総額約2200万円の不正利用も確認されています。

また、昨年２月には横浜市鶴見区でマイナンバーカード78枚と、交付用端末パソコン１台が盗まれる事件も起きており、マイナンバーの情報漏えい事案も年々ふえており、個人情報保護が課題となっています。

情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100％防ぐ安全なシステム構築は不可能です。意図的に情報を盗み得る人間がいる中で、一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかなくなります。個人情報保護をないがしろにした民間企業の利益優先のビッグデータ利活用の推進には重大な問題があります。

本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は憲法が保証する基本的人権です。マイナンバーそのものの問題点もさることながら、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押しつけるやり方はやめるべきです。

以上のことから、マイナンバー関連の支出に反対いたします。議員の皆さんにご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

続きまして、陳情第９号　産交バス熊本山鹿線「来民中町経由廃止」の撤回を求

める陳情書に、賛成の立場で討論を行います。

今回、産交バス熊本山鹿線、来民中町経由路線の利用が一番多いであろう、地元鹿本町住民から来民中町経由廃止の撤回を求める陳情書が提出されています。陳情賛成の意見の立場から５点述べます。

１つ目、市長は一般質問で、市政のあり方について、事業をスタートする際の事前説明や実施中の対応はもとより、完成・終了後の市民の反応も施策・事業に生かすために不可欠と答弁されました。ところが、今回の廃止案では、鹿本地区嘱託員に廃止の方針は説明したが、住民には何も説明があっていない、一方的だ、人口が集中している来民中町経由をなぜ廃止するのか、高齢者や通学生のバス利用がますます不便になるなど、疑問や反対意見もその嘱託員会議の中で出されました。しかし、納得がいく答弁がないままだったと言われています。住民の意見は全く反映されていません。住民の意見は鹿本町各地区区長、老人会長、来民商店街全役員らが陳情書に署名・捺印をしているよう、来民中町経由を残してほしいということであり、この民意を尊重するのが民主主義の政治です。

２つ目、市長は、地域公共交通活性化協議会に審議を依頼したとのことでしたが、現地調査も行われていません。協議会23名のメンバー中、住民代表は７人で、３月、廃止案が提案された会議には７人中、鹿本代表も含む４人が欠席でした。承認が行われた５月の会議では、住民代表の７人中６人が交代をしていて、継続した十分な審議が行われたとは思えません。このような承認決議を住民に押しつけるのは誤りではないでしょうか。

３つ目、私は現地に足を運び、来民商店街の市民センター裏バス停からバイパス経由で一番近い鹿本商工正門前まで歩いてみました。急ぎ足で14分、距離は1.3キロメートルでした。これでは、高齢者にとって大きな負担となり、バス利用者はますます減少していくのではないでしょうか。

４つ目、陳情書では、バス利用者減少の現実から廃止は認めています。ただ、鹿本町２路線中、来民中町経由を残してということですので、最大の要因である乗務員不足は解決しています。

５つ目、産交バス側は、そのほかに利用者数、速達性、道路の事情を挙げています。来民バイパス経由の利用者が多いのは、高校生が通学に利用しているのであって、一般利用者がふえているのではありません。中町経由であっても高校生は利用することができます。

バスを利用するのは市民です。これからの地域づくりには住民が安全で安心して暮らし、住み続けることができるための生活基盤をつくることが大変重要であり必要です。事業者側の意向はあるのでしょうが、公共交通機関として利用する住民の

側に立ち、住民が最も利用しやすい路線を守るべきです。住民の意見を聞いて、協議をしていくことが、これからの山鹿市の地域交通を住民も主体的に考えていくことになり、地域活性化につながっていきます。主人公である住民の参画は絶対に必要な条件だと思います。

来民中町経由は、熊本と山鹿を結ぶ重要な路線として長い歴史を持ち、来民商店街を発展させてきました。鹿本町の半数の住民が居住する人口密集地を運行する路線をなくすべきではありません。中嶋市長は、私も地元住民であり、来民中町経由の廃止は大変残念と述べられましたが、市として１億3000万円ものお金を出しているのですから、先頭に立ち、産交バスと交渉し、住民の願いの実現を図ることを期待いたします。

また、議員の皆さんに賛同をお願いして、反対と賛成の討論を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第16号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号から議案第23号までの５案件を一括採決いたします。

議案第19号から議案第23号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号から議案第27号までの３案件を一括採決いたします。

議案第25号から議案第27号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号から議案第31号までの３案件を一括採決いたします。

議案第29号から議案第31号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号から議案第36号までの５案件を一括採決いたします。

議案第32号から議案第36号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号から認定第12号までの11案件を一括採決いたします。

認定第２号から認定第12号までの11案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第８号に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第９号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第９号に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

ただいま意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご

異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程追加

日程第２　意見書案第１号

○議長（永田　健君）

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案第１号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第１号

令和元年９月13日提出

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　勢　田　昭　一

賛成者

山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　冨　田　弘　海

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

学校現場では、解決すべき問題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のた

めには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．計画的な教職員定数改善を推進すること。
２．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年９月13日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
文部科学大臣	萩生田光一様

○議長（永田　健君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、勢田　昭一君、ありませんか。

○４番（勢田　昭一君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時02分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時19分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしまし

た。よって、令和元年（第２回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前11時20分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　服　部　香　代

山鹿市議会議員　　有　働　辰　喜